

野村信託銀行株式会社

2025

ディスクロージャー誌 2025年3月期  
2024年4月1日～2025年3月31日

NOMURA



## ごあいさつ

平素より野村信託銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当期の経済環境は、米国が、金利が高水準で推移する中でも好調な雇用情勢を背景とした個人消費の伸びなどに支えられて堅調に推移、主要株価指数が過去最高値を更新するなど、底堅い推移を見せました。

日本でも昨年度に続き、日経平均株価が過去最高値を更新した一方、昨年8月には海外マーケットの影響を受け、過去最大の下落幅を記録するなど、変動の大きい展開となりました。

また、設備投資や個人消費の増加等を背景として景気は緩やかに回復した一方、先行きに対しては、国内外において新政権の発足等における各種政策や為替市場の動向など不透明な状況が継続しています。



こうした中、当社は野村グループの一員として、「パブリックに加えプライベート領域への拡大・強化」の実現に向け、グループ各社との連携を強化し、質の高い商品やサービスを提供することによって、ビジネスの拡大を図ってまいりました。

投資信託の受託残高は、受託拡大に向けた営業推進などにより、2025年3月末現在で40兆5,413億円となりました。また、個人のお客様向け商品であるラップ信託に加え、法人のお客様のニーズにお応えした各種信託の受託件数も増加し、信託全体の受託残高は2025年3月末現在で51兆2,967億円と堅調に推移いたしました。融資業務においては、お客様の利便性の向上と営業推進の強化を図っており、融資残高は2025年3月末現在で1兆444億円となりました。また、相続関連サービスにおいても、取扱い件数を着実に伸ばしております。

こうした活動の結果、当期の業績は、経常利益81億87百万円、純利益60億27百万円となり、過去最高益を達成致しました。

当社は、持続可能な環境・社会の実現に向けてサステナビリティ方針を定めています。サステナビリティへの取組みにおいて、私たち金融機関にも積極的な役割が期待されている中、本方針を軸に、気候変動等の様々な課題への取組みを進めてまいります。

また、当社は、社員一人ひとりが生産性と創造性を最大限発揮できるよう、インクルージョンとエンゲージメントを重視しております。多様な価値観を持つ社員が協働することで、お客様の様々なニーズに応え、より付加価値の高いサービスを提供するとともに、社員自身が成長を実感できる働き方を実現するための取組みも進めてまいります。

本年4月、野村グループは第四の部門としてバンキング部門を新設しましたが、当社はそのビジネスの中核を担っていくこととなります。これからも野村グループの一員として、グループ各社との連携をより一層強化し、スピード感をもって新たな価値を創造することを通じて、野村グループのパーパスである「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」ことに貢献してまいります。

今後とも格別のご支援、ご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

2025年7月

代表取締役社長  
岡田 伸一

### コーポレートデータ (2025年7月現在)

名 称	野村信託銀行株式会社 The Nomura Trust and Banking Co., Ltd.
設 立 日	1993年8月24日
資 本 金	500億円
発 行 株 式 数	1,400,000株
株 主	野村ホールディングス株式会社 (保有株式数1,400,000株、保有割合 100%)
本 店	〒100-0004
所 在 地	東京都千代田区大手町二丁目2番2号 03-5202-1600 (大代表)

## Disclosure 2025

■ ごあいさつ ..... 1	■ 業務の内容 ..... 32
■ 事業の展開 ..... 2	■ 当社のあゆみ ..... 33
■ 事業の概況 ..... 14	■ 銀行代理業を営む営業所一覧 ..... 34
■ 内部管理態勢 ..... 18	■ 財務データ ..... 35
■ 組織図 ..... 30	■ 法定開示項目一覧 ..... 112
■ 役員・従業員の状況等 ..... 31	

本誌は銀行法第21条等の法令に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

2025年7月発行 野村信託銀行株式会社 総合企画部

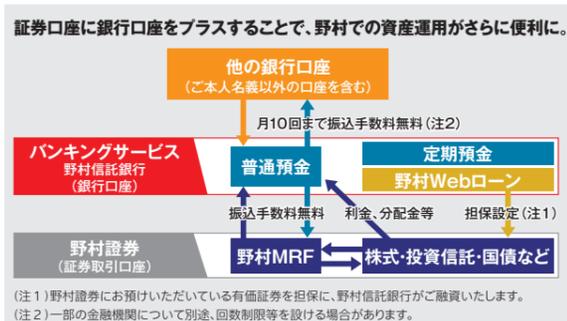
# 事業の展開

当社は、野村グループの一員として、信託銀行の機能・特性をいかし、グループ各社との連携や独自の商品開発力により、お客様の多様なニーズにお応えします。

## 銀行代理店・信託契約代理店を利用したビジネス

### ＜バンキングサービス（普通預金・定期預金）＞

野村信託銀行では、当社の銀行代理店である野村證券が提供するオンラインサービスをご利用の個人のお客様向けに、インターネットを通じてサービスを提供しています。野村證券の証券取引口座に、銀行口座をプラスすることで、野村での資産運用・資産管理がさらに便利になります。



### ＜野村Webローン＞

野村Webローンは、野村証券にお預けいただいている有価証券等(株式、投資信託、国債等)を担保とするローンです。

#### 野村Webローンとは

<p><b>有価証券担保ローン</b></p> <p>お持ちの国内株式・投資信託・国債、外国株式、外国債券などを<b>売却せず</b>にお借入れ可能です。 <b>株主優待や配当金もそのままお受け取り</b>いただけます。</p>	<p><b>お借入額</b></p> <p>10万円～5億円</p> <p>担保評価額の範囲内で借入極度額(50万円以上)をご指定いただけます。 ※担保となる有価証券の種類や銘柄によっては、お借入極度額の上限が5,000万円となります。</p>	<p><b>ご利用年齢</b></p> <p>満18歳以上 <b>80</b>歳未満</p> <p>勤続年数やご年収などの条件はございません。保証人も不要です。</p>
--	--	--

#### 野村Webローンの魅力

<p><b>おトクな金利</b></p> <p>年 <b>1.90%</b></p> <p>(2025年7月1日現在、変動金利)</p>	<p><b>幅広い使いみち</b></p> <p>不動産の購入、リフォーム、納税、生活費等、さまざまなシーンにご利用いただけます。</p>	<p><b>ネットで簡単手続き</b></p> <p>ご契約、お借入れ、ご返済まで、インターネットバンキングの専用ページからお手続きいただけます。</p>	<p><b>返済は好きなタイミングで</b></p> <p>ご返済は随時可能です。定期的な元本の返済日はございません。また、元本の返済は1円から可能です。</p>
--	---	---	---

※最新の金利は、野村信託銀行のホームページにてご確認ください。 ※一部の資金用途にご利用いただけません。

#### ご注意事項

- 当社の判断で個別銘柄について担保不適格とする場合があります。個別銘柄の担保適否につきましては、野村証券のお取引店又はバンキングサービスサポートダイヤルにお問い合わせください。
- 野村Webローンは以下の4つの資金用途にご利用いただけません。
  - 事業性資金(独立・新規開業資金や運転資金、設備資金等を指し、個人が事業として行う場合の賃貸用不動産の取得等にかかる資金も含まれます。)
  - 野村証券取扱いの募集・売出し、または野村証券が引受後6か月以内に販売する株式・債券等の購入資金
  - 野村証券取扱いの野村SMA・野村SMA信託・野村ファンドラップ・ラップ信託の契約資金
  - 野村証券取扱いの保険商品の契約資金
- ご契約にあたっては当社所定の審査があり、お借入れいただけない場合があります。
- 「野村Webローン」の詳細は商品概要説明書にてご確認ください。商品概要説明書は、野村証券のホームページでご確認いただけるほか、野村証券の本・支店にもご用意しております。

サービス概要・商品に関するお問い合わせ

**バンキングサービス サポートダイヤル**

**0120-65-0109**

平日 8:40~17:10 (土・日・祝日、年末年始を除く)  
※ご利用の際は、電話番号をお間違えないようご注意ください。

※銀行代理店である野村証券が受付いたします。  
※預金のお申込みや残高照会、お取引内容等についてのご質問は、野村証券のお取引店へお問い合わせください。

## 安全なお取引のために

当社では、インターネットバンキングをより安全にご利用いただけるよう、様々なセキュリティ対策を実施しています。

### ＜インターネット通信における暗号化＞

お客様との通信においては、SSLによる暗号化技術を採用し、お取引の情報が盗取されたり改ざんされたりすることを防止しています。このデジタル証明書は、WEBサイト運営主体である当社の実在性を証明し、通信を保護するSSL暗号化通信を利用可能にします。証明書の内容を確認することにより、当社のWEBサイトを巧妙に装った偽サイトとの違いを見分けることができます。

### ＜複数の認証方法導入＞

取引サイトにログインする際は、「合言葉認証」を導入しています。また、お振込みや振込限度額変更などの大切なお取引の際には、「取引パスワード」の入力に加え、「認証カード」に記載された「認証番号」の入力を要求する認証方法を導入しています。さらに「認証カード」に替えて、よりセキュリティの高いワンタイムパスワードのご利用も可能です。ワンタイムパスワードは1回限り有効なパスワードですので、万が一、取引パスワード等が第三者に知られたとしても、不正送金等の被害を防止することができます。複数の認証機能を設けることにより、第三者による不正取引を防止し、より安全なお取引いただくことができます。

### ＜ログイン履歴の表示＞

インターネットバンキングのトップ画面に、前回のログイン日時を表示しています。また、ログイン履歴照会画面にお進みいただくと、過去のログイン日時(直近の20件)をご確認いただくことができます。定期的にログイン履歴をご確認いただくことで、第三者による不正なログインの早期発見につながります。

### ＜メール通知サービスと電子メールへの電子署名付与＞

お振込みなどのお取引が行われた際に、お取引の内容をメールにて通知するサービスをご利用いただくことができます。メール通知をご確認いただくことで、万一不正操作が行われた場合でも速やかに検知することができます。また、電子メールを悪用するフィッシング詐欺の対策として、野村信託銀行から送信する電子メールには電子署名を付与しております。これにより、電子メールの送信者が当社であることをご確認いただくことができます。

### ＜ソフトウェアキーボードによるパスワード漏えい防止＞

ウイルスなどの悪意のあるソフトウェアが、お客様のキーボード操作を第三者に転送してしまうことを防ぐため、画面上に表示されるソフトウェアキーボードをご利用いただくことで、マウス操作によって「取引パスワード」及び「認証番号」を安全に入力いただくことができます。

#### ●インターネットバンキングのアドレスバー



#### ●インターネットバンキング「認証カード」



#### ●ワンタイムパスワード



#### ●インターネットバンキング トップ画面



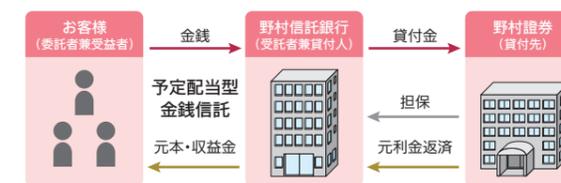
#### ●ソフトウェアキーボード



## 銀行代理店・信託契約代理店を利用したビジネス

### ＜Regista(予定配当型金銭信託)＞

「Regista」は、当社が受託者となる予定配当型金銭信託です。お客様からお預かりした信託金を、当社が他の信託財産と合同で、主として野村証券に対し一般に公正妥当と認められる市場金利による貸付金として運用します。貸付にあたり、野村証券から担保を受け入れます。



# 事業の展開

## 銀行代理店・信託契約代理店を利用したビジネス

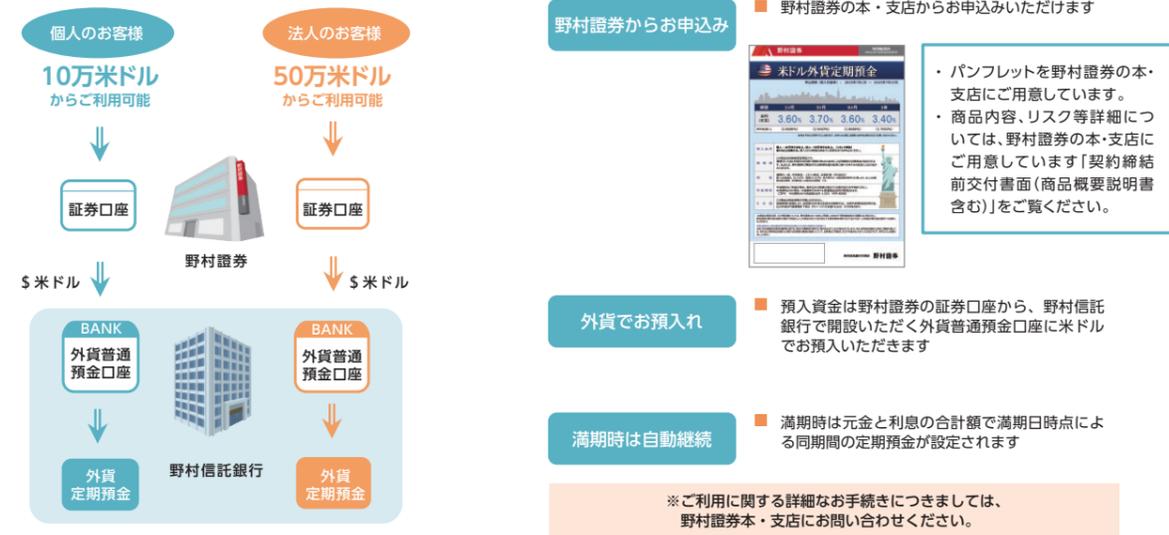
### <外貨預金（銀行代理店用）>

野村信託銀行では、当社の銀行代理店である野村証券を通じて、魅力的な金利の米ドル外貨定期預金およびトルコリラ外貨定期預金をご提供しています。

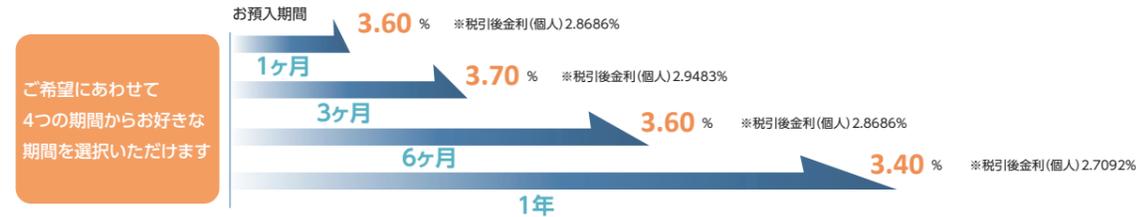
米ドル外貨定期預金の場合、個人のお客様はお預入金額10万米ドルから、法人のお客様はお預入金額50万米ドルからそれぞれご利用可能で、余裕資金の運用などにご活用いただけます。

トルコリラ外貨定期預金の場合、個人および法人のお客様ともに3万トルコリラからご利用いただけます。

### ■ ご利用の流れ（米ドル外貨定期預金の場合）



### ■ 魅力的な金利をご提供（米ドル外貨定期預金の場合）



### ■ 商品概要

ご利用いただける方	個人及び法人のお客様
預入条件	(米ドル外貨定期預金) 法人：50万通貨単位以上、個人：10万通貨単位以上(1補助通貨単位) (トルコリラ外貨定期預金) 原則3万通貨単位以上(1補助通貨単位) 預入日の3営業日前までに野村証券のお取引店でお申込みください。 (トルコリラ外貨定期預金に申込期間が定められている場合は、申込期間以内にお申込みください。) お預入れのお申込みまでに「円普通預金」の口座開設が必要です。
満期時	この預金は自動継続型商品です。 満期日に元金と利息の合計額で満期日時点の金利による同期間の定期預金を設定されます。払出しは、野村証券に開設されたお客様名義の証券口座への送金による方法のみとなります。
利息・税金の概要	満期一括、付利単位：1補助通貨単位、日割計算(年360日) 個人のお客様は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉徴収税率で計算します。法人のお客様は総合課税(非課税法人の場合は非課税)です。
中途解約	中途解約をご希望の場合は解約日の2営業日前までに野村証券のお取引店でお手続きください。中途解約された場合、中途解約日の普通預金金利が適用されます。 (ご参考) 2025年7月1日現在 米ドル普通預金金利 0.02%(年率・税引前)、トルコリラ普通預金金利 0.02%(年率・税引前)
その他	この預金は預金保険の対象とはなりません。

### ■ リスクについて

外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払込み外貨の円換算額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

## 銀行代理店・信託契約代理店を利用したビジネス

### <ラップ信託>

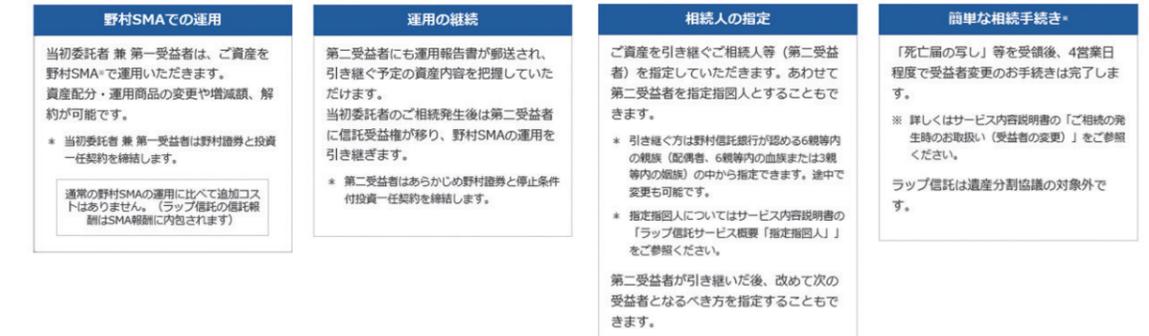
長期運用いただきながら、大切な方へ資産をのこすサービスです。万一のときには、あらかじめ指定していただいた方にそのまま運用を引き継ぐことができます。

2018年1月にサービスを開始して以降、ご自身の運用をまとめてわかりやすく管理しながら、相続が発生した場合には相続人の方々の手続きを軽減できるサービスとして評価いただいています。2020年9月からは提携銀行を代理店としてのサービス提供も開始しています。

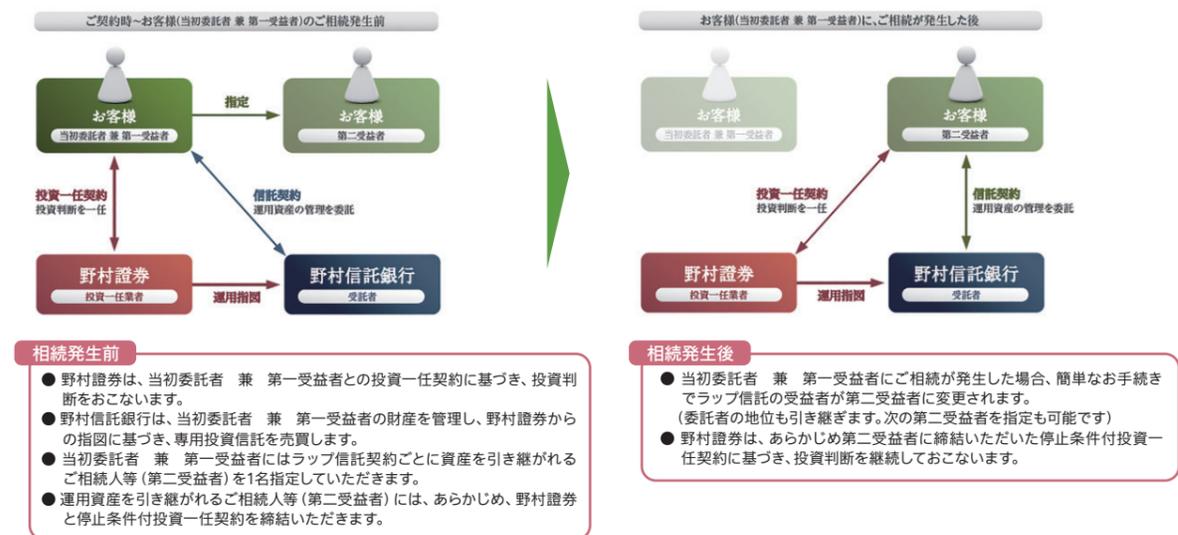
運用状況は財産を引き継ぐ方にもお伝えいたしますので、承継前より財産の内容をお知りいただけます。

またご自身の資産運用として自由に増額や一部解約、運用商品の変更をすることもできます。

### ■ ラップ信託の特徴



### ■ ラップ信託の仕組み



●指定指図人について  
委託者は、受託者所定の方法により、第二受益者を指定指図人として指定することができます。  
委託者について成年後見開始や任意後見監督人の選任をお届いただいた場合、指定指図人は一部の契約変更※にかかる代理権を行使できます。  
※全部解約、一部解約(減額)、資産クラス・個別運用商品の変更

### ■ 料金について（2025年7月1日現在）

ラップ信託の料金は、野村SMAにかかる投資一任報酬とSMA報酬(野村信託銀行の信託報酬を含む)の合計額となります。投資一任報酬は最大で運用資産の0.110%(税込み・年率)、SMA報酬は最大で運用資産の1.540%(税込み・年率)となります。このほかに投資信託では運用管理費用(信託報酬)(最大で信託財産の4.00%(概算)(税込み・年率))、信託財産留保額(最大で信託財産の0.5%)、その他費用をご負担いただきます。その他費用は運用状況等により変動するため、事前に上限額等を示すことができません。

なお、上記の投資一任報酬、SMA報酬等は、あくまで最大の料率を表示しておりますので、お客様のご負担になる実際の料率に関しましては、お客様が採用されるプランに係る投資提案書をご参照ください。

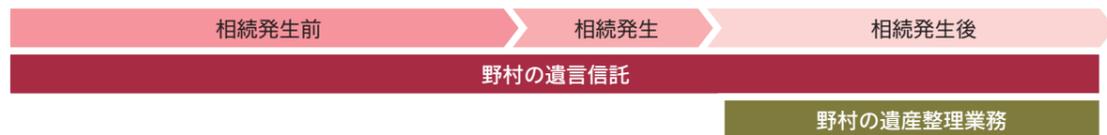
### ■ リスクについて

信託財産の運用により生じた利益・損失はすべて受益者であるお客様に帰属します。信託財産は、野村SMA投資一任契約に基づき、専用投資信託への投資を通じて運用をおこないますので、投資元本が保証されているものではありません。詳しくは、お客様向け資料、契約締結前交付書面及び目録見書をよくお読みください。  
野村証券は野村信託銀行の信託代理店として信託契約の締結の媒介をおこないます。

# 事業の展開

## 野村の相続関連サービス

野村信託銀行では2つの相続関連サービスを提供しています。「野村の遺言信託」は、遺言書の作成のご相談から遺言書の保管、遺言の内容等に関する定期的な照会、遺言の執行に至るまで、相続を幅広くお手伝いさせていただきます。「野村の遺産整理業務」は、相続手続きに不慣れな方や時間に余裕のない方等のために、手続きを円滑に進めるお手伝いとアドバイスをさせていただきます。



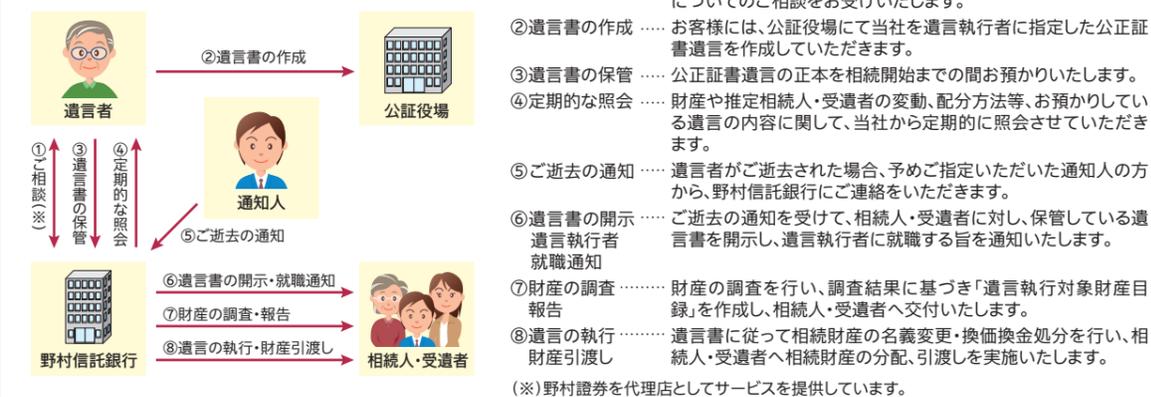
### 野村の遺言信託

～あなたの想いを「かたち」にして大切な方へつたえるお手伝いをいたします～

野村の遺言信託は、遺言書の作成のご相談から相続発生後の遺言の執行までのお手続きをトータルにサポートさせていただくサービスです。

お客様の遺言書作成のご検討に際し、遺言書の内容についてのご相談をお受けし、遺言書作成をサポートいたします。作成された公正証書遺言の正本を野村信託銀行が相続開始までの間お預かりし、推定相続人・受遺者や財産の変動、配分方法の変更等、遺言の内容に関してお客様へ定期的に照会させていただきます。遺言者がご逝去された後、相続人・受遺者に対し、保管している遺言書を開示いたします。遺言執行者就職後、遺言執行の対象となる財産の調査を行い、調査結果に基づき「遺言執行対象財産目録」を作成し、相続人・受遺者へ交付いたします。遺言書に従って、名義変更・換価換金処分を行い、相続人・受遺者へ相続財産の分配、引渡しを実施いたします。すべての執行手続きが完了した時点で、遺言執行完了の報告をいたします。

### 野村の遺言信託の流れ



### 野村の遺産整理業務

～相続手続きのお手伝いをいたします～

野村の遺産整理業務では、相続が発生した相続人様に相続財産の概要や遺言の有無等をお伺いし、相続手続きに必要な書類や相続手続きの概要、スケジュール等についてアドバイスいたします。最初に、相続人の皆様に被相続人と相続人全員の戸籍・除籍謄本等を取得していただき、法定相続人を確定いたします。その後、被相続人の財産を調査し、「遺産整理対象財産目録」を作成・交付の上、相続人の皆様に遺産分割協議書を作成していただきます。遺産分割協議書作成にあたってはご希望に応じてお手伝いをさせていただきます。

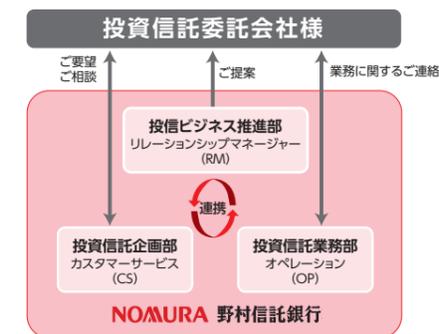
遺産分割協議書に基づき、預貯金、有価証券等の財産の名義変更手続きや換価換金処分等を行い、遺産分割の手続きをいたします。

## 投資信託受託業務

野村グループの信託銀行として設立されて以来、当社は証券系信託銀行としての特色を活かした業務展開を図ってまいりました。近年、投資信託においてもデリバティブの活用をはじめ、運用の多様化・複雑化が進んでいますが、お客様の運用ニーズに応じ、幅広い投資対象や運用スキームへの受託態勢を整えています。また時々のトレンドを捉えた新しいファンド組成事案に対しても、受託銀行としてファンドの業務構築に積極的に取り組んでいます。これまでの豊富な経験と実績に裏付けられた業務体制のもとで、これからもお客様のご要望を着実に実現してまいります。

### 組織・体制

当社は受託業務を資産管理銀行に再信託することなく、自社内で全ての信託財産管理を完結させることで、円滑で堅確な事務処理を実現しています。またお客様の窓口として、新規ビジネス案件等をご提案する「リレーションシップマネージャー」(RM)と、既存案件の各種照会・相談・提言を担当する「カスタマーサービス」(CS)を配置し、新規ファンドや新しい運用スキームのご検討など、お客様の多様なニーズに対して迅速かつきめ細かいサポートを実現しています。



### 安定した基幹システムの採用

野村総合研究所が開発した「T-STAR/TX(受託版)」(投資信託基準価額計算システム)を投資信託管理の基幹システムとして採用しています。これにより、安定的かつスピーディな基準価額算出を実現し、制度変更が発生した場合においても、委託会社様とスムーズな対応を取ることが可能となっています。

### 新しいサービスのご提供

当社では独自の提携先を活用した、グローバルベースでのマージンコール管理に対応できる店頭デリバティブ証拠金管理体制を構築しており、委託会社様の業務の効率化に貢献させていただいています。また、受託者一者計算による基準価額算出を採用する投資信託スキームを構築し、委託会社様が運用に特化した運営が図れるようサポートする体制を整えました。

### 業務品質向上への取組み

事務の堅確性・効率性向上のため、体制面、システム面、管理面で様々な取組みを行っています。

これまでの主な取組み(対応中の案件を含む)

- ・SWIFTのMX化に向けた対応
- ・グローバルな決済サイクル短縮化に向けた対応
- ・基幹システム・決済システムのSTP化推進
- ・受託者一者計算の実現
- ・デジタル人材育成
- ・オルタナ投資や非上場株への対応
- ・デリバティブ・証拠金管理体制の強化
- ・制度変更・税務関連等にかかる情報配信の拡充
- ・ETF設定・交換制度対応(プラットフォーム、清算制度)
- ・RPAの導入やデジタル化等による業務効率化
- ・事務ミス、ヒヤリハット削減に向けた業務改善活動の促進

### 先進国・新興国を含め70ヶ国以上の市場に対応

当社の強みの一つは、外国投資への対応力です。主要市場はもとより、新興国市場においても早くからカスタディアン・ネットワークの構築を進めており、現在では約70ヶ国の市場をカバーしています。特に新興国市場に関しては、国内からの投資実績のない市場を含め、現地の税制度や市場慣行の情報収集や調査、投資を行う上での業務課題の洗出しや検討を行い、お客様に対して業務フローのご提案・ご説明を行っています。カスタディアンの選定に当たっては、お客様の運用ニーズや投資特性に合わせて最適なカスタディアンをご提案しています。また、当社が契約するすべてのカスタディアンに対して、毎年定期的な現地実査等と評価を行い、必要に応じて改善策の検討要請を行うなど、海外における資産保全の確実性を確かなものにする態勢をとっています。

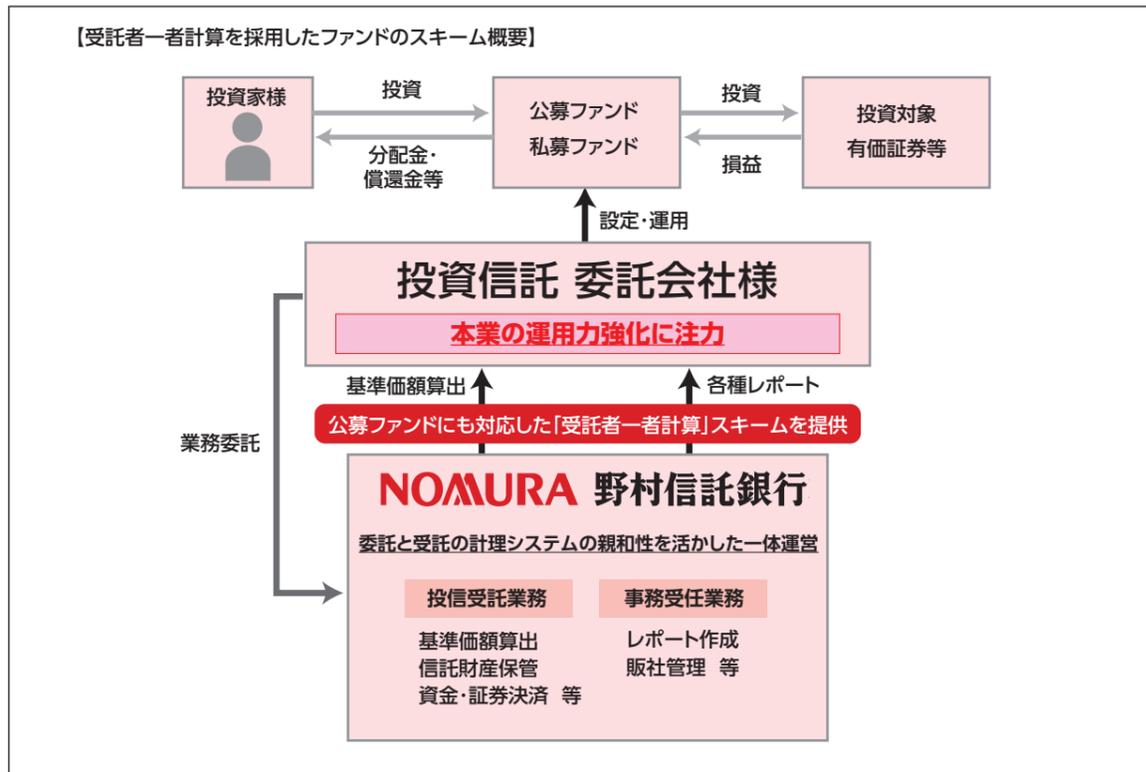


# 事業の展開

## 投資信託受託業務

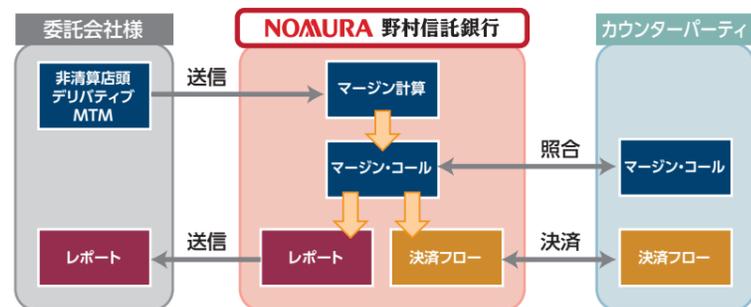
### ■ 受託者一者計算への取り組み

当社は、2024年に受託者一者計算による基準価額算出を採用する投資信託スキームを構築しました。日本政府が「資産運用立国実現プラン」を掲げ、資産運用業の高度化が求められている中で、長年の商慣行として行われてきた、国内籍投資信託における二者による基準価額算出が、業務運営の合理化・効率化の障壁、ならびに資産運用ビジネスへの参入障壁の一つとなっている可能性を指摘されてきました。当社は、公募投資信託として日本で初めて受託者である野村信託銀行のみが基準価額を算出する一者計算スキーム（以下「本スキーム」）を実現し、これにより委託会社様の投資信託計理業務等の効率化と受益者の利益向上に貢献していきます。委託会社様は、投資信託の基準価額を二重に計算する非効率な慣習を見直すことにより、運用力の強化に注力することが可能となります。本スキームは、委託者と受託者の投信計理システムの親和性を有効に活用し、受託者である野村信託銀行が委託会社様の投信計理業務も一体的に運営するサービスを提供するものです。



### ■ 証拠金管理事務フローについて

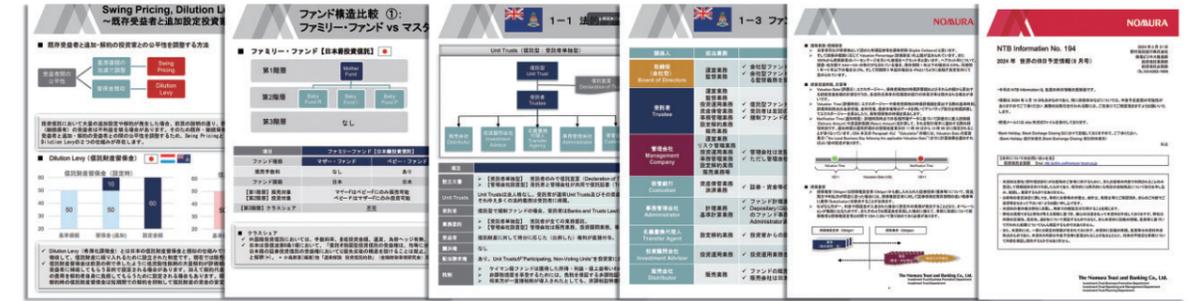
トータル・リターン・スワップ等の証拠金管理に係る事務を受託銀行の業務として行えるよう体制を整えました。包括指図のもと非清算店頭デリバティブ取引のMTMを当社にお渡し頂ければ、ブローカーとの間のマージン・コール(照合)、レポート作成、決済等を当社が一貫して対応いたしますので、委託会社様の事務負担を大幅に軽減することが可能です。



## 投資信託受託業務

### ■ 野村グループを活かした情報配信

当社では【NTB Information】と題して委託会社様の皆様への情報発信を行っています。海外の税務、休日情報等、日常実務やビジネスの推進に役立つ情報を、タイムリーにお届けしています。また、グループ会社、ならびに社内外の講師による国内外のアセットマネジメント業界の動向、制度や投資規制に関するセミナーを適宜開催しています。

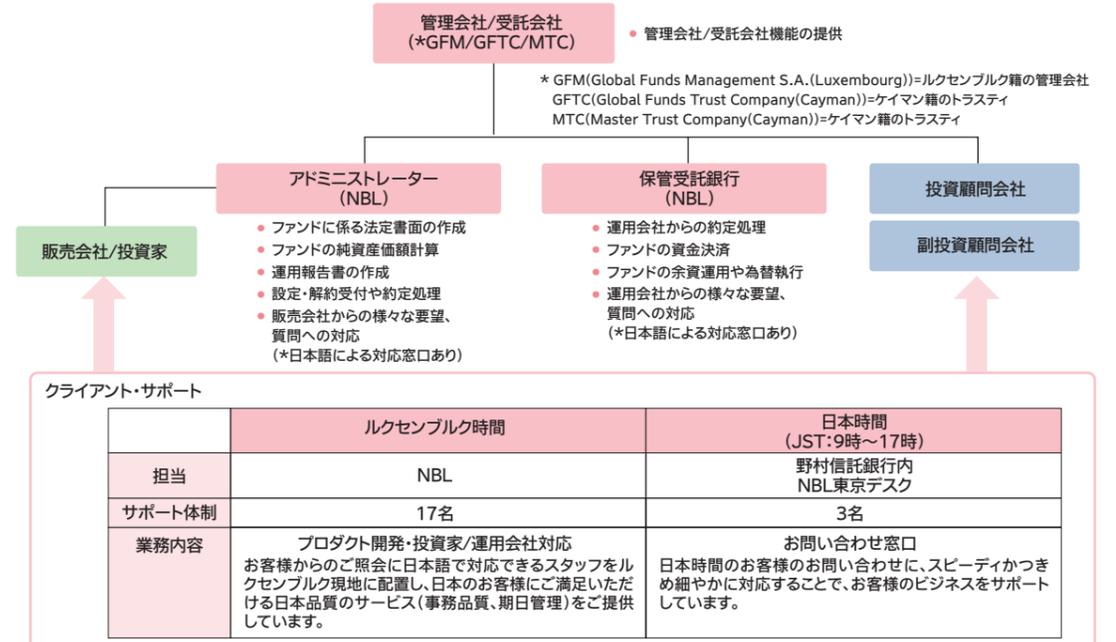


＝オフショア・ファンド・セミナーの開催＝野村信託銀行は、2024年10月にノムラ・バンク・ルクセンブルク(NBL)、野村資本市場研究所と共催で、『オフショア・ファンド・セミナー』を開催しました。当日は80名を超える参加者となり、野村資本市場研究所より「欧州のファンド業界を巡る動向」を、ノムラ・バンク・ルクセンブルク(NBL)よりNomura Bank(Luxembourg)のご紹介、「Global Funds Management(GFM)のご紹介」などについての説明を行いました。

## ■ 外国籍投資信託関連業務

### ■ ノムラ・バンク・ルクセンブルク (NBL) および NBL のサービスに対するお問い合わせ窓口について

ノムラ・バンク・ルクセンブルク (NBL) 並びにその関連会社は、野村グループの資産運用ビジネスのハブとして、ルクセンブルク籍およびケイマン籍の外国籍投資信託にかかる事務代行業務、保管受託業務などの専門性を活かした役割を担っています。特に、NBLは伝統的資産に比べ難易度の高いプライベート・エクイティや不動産などのプライベートアセットの取扱については豊富な実績と知見を有しており、ここ数年のプライベートアセットのニーズの高まりとともにビジネス機会が拡大しています。当社は、NBLとの業務委託契約のもとで、外国籍投資信託にかかる財産管理サービスのご案内や様々な情報提供を行っています。また、NBLのお客様に対する日本時間のお問い合わせ窓口として、当社内に「NBL 東京デスク」を設置し、お客様の日々の業務をスピーディにサポートしています。



## ■ サステナビリティへの取り組み

### <野村グループにおけるサステナビリティ>

#### ■ 野村ホールディングス サステナブルな社会の実現に向けて

野村グループは、「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」というパーパスのもと、サステナビリティに関する考え方をこのパーパスと軌を一にするものとしてとらえ、さまざまな取り組みを進めています。また、パーパスを具体的な行動に移すための指針である「野村グループ行動規範」の中でも「持続可能な社会への貢献」として、以下の考え方を示しています。

#### 【野村グループ行動規範 18 持続可能な社会への貢献】

私たちは、すべての国や地域における文化と慣習を尊重するとともに、環境や社会に対する責任を常に意識して行動します。また、様々な社会貢献活動に積極的かつ持続的に取り組みます。

#### ～サステナビリティ（持続可能性）に関する野村グループの考え方～

私たちは、地球環境の保全や多様な人々の活躍の推進といった取り組みが経済活動や社会の維持と発展に不可欠であることを認識しながら、金融商品や各種サービスの開発・提供を行うとともに、私たち自身が持続的に成長していくために、グローバル展開やコーポレート・ガバナンスの強化などの取り組みを進めています。野村グループの企業価値向上と社会全体の持続的な成長は同じ道の上にあります。すべての役職員がサステナビリティに関する視点を持つことが重要です。

### <野村信託銀行のサステナビリティ方針・SDGsへの貢献>

野村信託銀行株式会社は、野村グループの信託銀行として、「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」というパーパスに基づき、持続可能な環境・社会の実現に向けた取り組みを進めるにあたり、当社におけるサステナビリティに関連する活動の原則として、本方針を定めます。

#### ■ 基本的な考え方

野村グループは、創業者である野村徳七の時代から連綿と続く「創業の精神」を基礎とした『野村グループ企業理念』にも明記されている「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」というパーパスおよび「Reaching for Sustainable Growth」という経営ビジョンのもと、それぞれが、挑戦・協働・誠実という価値観に基づき、横断的に連携し、グループの総合力を最大限発揮することで、お客様をはじめすべてのステークホルダーの期待・ニーズに応えるとともに、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

また、野村グループは、サステナビリティに関連する活動の方向性、および環境や社会的リスクに対してどのように対応していくかについて、ステークホルダーの皆様と共有し、持続可能な環境・社会の実現を一層推進していくことを目的として、『野村グループサステナビリティ・ステートメント』を制定しています。

当社においても、野村グループの一員として、グループ各社との連携を強化し、スピード感をもって質の高い商品やサービスを提供することにより、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

取り組みにあたっては、経営陣によるサステナビリティの重要性に対する十分な認識の下、野村グループの方針等や重要課題（マテリアリティ）を踏まえ、実施してまいります。

また、当社ではさまざまなバックグラウンドや価値観を持つ社員が、それぞれの個性や能力を各々のビジネスの現場で遺憾なく発揮し、変革に挑戦できるよう、働き方改革やインクルージョンの取り組みをはじめとする各種の取り組みについても進めてまいります。

#### ■ 重要課題（マテリアリティ）

野村グループは、2030年に向けた経営ビジョン「Reaching for Sustainable Growth」の達成に向けて重点的に取り組むべき事項として、「野村グループ経営の重要取り組みテーマ（マテリアリティ）」を策定しています。

このうち、当社において特に重要性の高い課題を特定し、グループとして目指す姿を踏まえ、取り組みを進めてまいります。

#### 野村グループの取り組むべき課題と内容

健全なリスクマネー循環の創出	・多様な金融商品・サービスの開発・提供
自然資本保全への取り組み	・自社環境活動の促進 ・サステナブル・ファイナンス等のソリューション提供
環境変化により生じる社会課題へのソリューション提供	・円滑な資産・事業承継のサポート ・多様な資産管理方法の開発・提供
挑戦を支える、貢献が報われる、働きやすさを感じる組織の実現	・多様な働き方の実現 ・公平な機会提供 ・教育研修機会の提供 ・健康経営の促進

#### ■ 推進体制

野村グループでは、経営レベルであらゆるサステナビリティの取り組みにかかわる意思決定を行うことにより、グループ全体の持続的成長に欠かすことができない社会課題の解決に資することを目的に、グループCEOを委員長とするサステナビリティ委員会を設置しています。

当社においても、経営陣によるサステナビリティに係る取り組みの重要性に対する十分な認識の下、「サステナビリティ委員会」を設置し、当社における推進体制整備や全社における具体的な活動に取り組んでいます。

委員会は、「サステナビリティ推進責任者」として任命した総合企画部担当役員を委員長とし、委員長が指定する役員または部室の長、もしくは当該部室の「サステナビリティ担当」を委員として構成しています。委員会の活動にあたっては、グループのサステナビリティ関連部署との情報共有その他の連携を適切に実施するとともに、サステナビリティに係る研修等の実施により、社内の意識醸成ならびに人材育成を図ってまいります。委員会の活動内容は取締役会および経営会議に報告します。

#### ■ エンゲージメント

当社は、本方針の目的を達成するため、ステークホルダーの皆様との対話等により、取り組みの共有を実施してまいります。また、本方針の実践においては、グループの企業理念を基本観とします。

#### ■ 改定

当社は、外部環境の変化やステークホルダーの皆様との対話等を適切に反映するため、本方針の内容を必要に応じて改定いたします。

#### ■ SDGsへの貢献



### <野村信託銀行のサステナブル・ファイナンス実績>

野村不動産ホールディングス株式会社（本社：東京都新宿区）が国内初の取り組みとして構築した「包括型 サステナビリティ・リンク・ローン フレームワーク」に当社が相対で参画し、2022年8月に当社初のサステナブル・ファイナンスを実行しました。

なお、当該ファイナンスは2019年度対比で2030年までにCO<sub>2</sub>の35%削減をサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットとするローンとなっています。

#### 【野村不動産株式会社が手掛ける芝浦プロジェクト完成予想図】



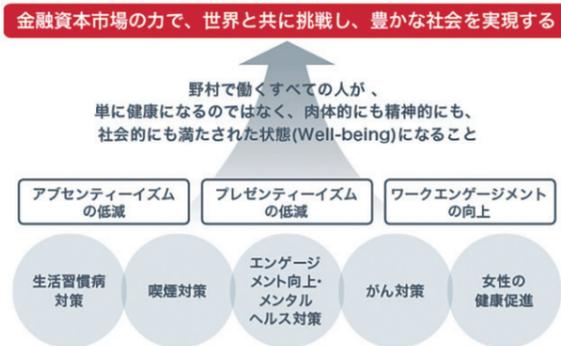
## 健康経営への取り組み

### 基本的な考え方

- 野村グループの最大の財産は、人材です。社員一人ひとりがもつ独自の強みを十分に発揮し、活躍するためには、心身ともに健康であることが重要です。野村グループは、適正な労働条件や労働安全衛生、快適な職場環境の整備をはじめ、社員が意欲をもって働き続けられるよう、育児・介護支援等の福利厚生諸制度の充実や、社員の健康保持・増進に力を入れています。
- 当社もグループの方針に沿って、社員一人ひとりが自らの強みを発揮し活躍できるよう、目標を定め取り組んでいます。心理的安全性を高め、働きやすい職場環境づくりを進めることで、社員がいきいきと働き結果的に成果に結びつけられるよう各種施策を実施しています。

### 健康経営の推進

- 野村グループの創業者である野村徳七が自叙伝的日記（『蕩葛』）で「健康は我々の最大の資本である」と述べるなど、当グループは創業時から従業員の健康を重視してきました。その精神を引き継ぎ、2016年7月に「NOMURA健康経営宣言」を採択し、健康経営推進責任者（Chief Health Officer、以下CHO）のもと、健康保持・増進に向けた取り組みを推進しています。



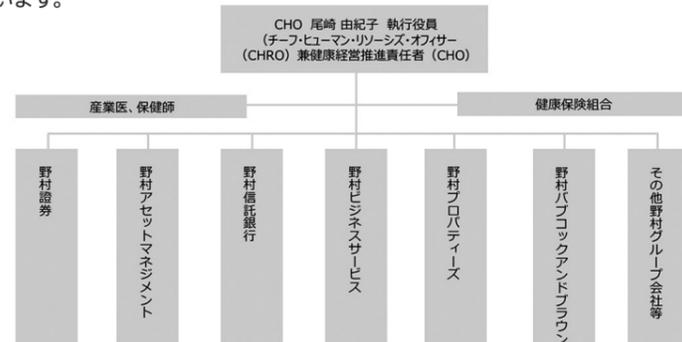
### 健康経営宣言

#### 「NOMURA健康経営宣言」

野村グループの最大の財産は、人材です。社員一人ひとりが自らのもつ能力や個性を十分に発揮し、活躍するためには、心身ともに健康であることが重要です。この理念のもと、野村グループは社員の健康保持・増進を経営的な視点でとらえ、主体的に取り組んでいきます。

### 健康経営の推進体制

- CHOのもと、健康保険組合、産業医・保健師等、グループ各社が一体となり推進しています。定期的に開催している「健康経営推進協議会」には、CHOのほか人事担当役員、人事部門長、健康保険組合、産業医等がメンバーとして参加しています。社員の健康リスクの保有状況や生活習慣病のハイリスク分析、職場の健康リスクの分析に基づく健康課題の把握や、施策の立案及び実行、結果検証を組織として一貫して行うことで、積極的に社員の健康づくりを進めるとともに、労働安全衛生体制を強固にしています。



- 当社では、経営会議が人事担当役員から健康経営の取り組み状況の報告を受け、その進捗状況を把握し、施策の推進を行っています。人事担当役員は、時間外労働や深夜業、有給休暇の取得状況等、社員の働き方に関すること、健康リスクレポートや心理的な負担の程度を把握するための検査結果（ストレスチェック）等、社員の心身の健康に関する情報を把握し、対策・検証を行うことで、Well-beingな職場環境づくりと労働安全衛生体制の強化を図っています。

### 健康経営のゴールと目標

野村グループでは、全ての社員、お客様、そして社会全体が単に健康になるのではなく肉体的にも精神的にも、社会的にも満たされた状態(Well-being)となることを目指しています。まずは、社員自身がWell-beingになるために「アブセンティーズムの低減」「プレゼンティーズムの低減」「ワークエンゲージメントの向上」が必要との認識に基づき、これらを健康経営を推進するうえでの目標としています。

	野村グループ		野村信託銀行
	目標値 (2025年度)	実績 (2024年度)	実績 (2024年度)
アブセンティーズム(百万円)	低減させる	638.2	40
プレゼンティーズム(%)	10	17.9	16.6
ワークエンゲージメント(偏差値)	60	53.7	49.7

- ※アブセンティーズム：傷病による欠勤にともなう損失額をいい、当該年度の平均年収に社員数と年間傷病休暇利用率を乗じて算出。健康経営の取り組みを推進することにより低減させることが目標ではありますが、体調不良時に休みやすい環境整備も必要であるため現時点では目標値は出さずモニタリングに努めます。
- ※プレゼンティーズム：出勤はしているものの、健康上の問題によって完全な業務パフォーマンスが出せない状況をいい、数値はSPQ(Single-Item Presenteeism Question 東大1項目版)の回答により選出されたプレゼンティーズムによる生産性損失割合になります。
- ※ワークエンゲージメント：仕事に対してポジティブで充実した心理状態を示す値。全国平均を50とした偏差値で、ストレスチェックの回答により算出しています。

### 野村信託銀行の健康経営目標

項目	目標
心と身体の健康	健康診断受診率 100% 二次検査受診率 100% 心の健康の保持・増進
働き方	年次有給休暇の年間取得10日以上 100% (連続5営業日取得を強く推奨) 時間外勤務の低減 男性社員の育児休業取得率 100%
職場環境	持続可能なエンゲージメントの向上
地域・社会とのつながり	各種社会貢献活動への積極的な自主参加

### 主な取り組み

- 健康診断・人間ドック  
病気の早期発見・早期治療につなげるため、健康診断・人間ドック受診率100%を目標に設定。20代は定期健康診断、30歳以上は人間ドックの費用を会社と健康保険組合が全額補助し、女性は20歳以上に子宮頸がん検診、30歳以上に乳がん検診を補助しています。人間ドック受診時は有給の「人間ドック休暇」を取得可能としています。また、健康診断の結果、医師から指示があった場合に早期治療の機会を逃さないよう二次検査を受けるための有給の「二次検査休暇」を利用できます。
- 健康ポイント制度  
健康推進プラットフォーム「WellGo」を活用した健康ポイント制度です。歩数や、食事、睡眠などのライフログ記録など、健康のためにがんばると「My Health Points」が付与されます。たまったポイントは、Amazonギフト券や寄付等に交換可能で、健康に向けて、健康を維持するためにがんばる社員をサポートしています。
- コミュニケーション活性化  
社内外のコミュニケーション活性化事例集を作成し、各部署が自発的にコミュニケーション活性化を進めるツールとしています。また、心理的安全性を高め、お互いを尊重し合う職場環境となることを目指して、コミュニケーションに関する研修を実施しています。

### 認定制度

健康経営優良法人2025  
野村信託銀行は、2022年から3年連続で健康経営優良法人に認定されました。健康経営優良法人認定制度とは、特に優良な健康経営を実践している企業等が社会的に評価される環境を整備することを目的に、企業規模別に「健康経営優良法人」を日本健康会議が認定する制度です。



### 健康増進イベント

- さつきラン&ウォーク2024企業対抗戦に参加  
2024年5月開催のイベントに希望する社員が参加し、平均8,800歩/日を達成。Doスポーツ優秀賞と企業ベスト賞を受賞しました。
- 健康ミニセミナーの実施  
社員の生活習慣上の課題解決に向けた取り組みの一環として外部講師を招聘し、2024年9月に『快眠セミナー』、12月に『パソコン作業の疲れ改善セミナー』を開催しました。

# 事業の概況

## ■ 主要な経営指標

### ■ 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

項目	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期
<b>損益の状況</b>					
経常収益	25,289	27,946	31,400	33,807	<b>37,641</b>
業務純益	845	5,019	2,393	7,312	<b>8,042</b>
実質業務純益	845	4,818	2,463	7,312	<b>8,042</b>
コア業務純益	△ 705	5,138	6,725	7,395	<b>8,252</b>
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	△ 630	5,224	6,725	7,395	<b>8,252</b>
経常利益	1,102	3,612	2,245	7,628	<b>8,187</b>
当期純利益	743	2,345	1,546	5,460	<b>6,027</b>
<b>資産・負債及び資本</b>					
資本金	50,000	50,000	50,000	50,000	<b>50,000</b>
発行済株式総数(千株)	1,400	1,400	1,400	1,400	<b>1,400</b>
純資産額	90,469	88,878	89,556	94,892	<b>98,153</b>
総資産額	1,605,548	1,640,057	1,923,274	2,141,420	<b>2,075,418</b>
預金残高	931,671	1,027,863	1,172,191	1,306,699	<b>1,357,338</b>
貸出金残高	604,302	712,980	798,222	914,097	<b>1,044,434</b>
有価証券残高	432,409	487,554	325,974	296,090	<b>310,655</b>
<b>1株当たりの情報</b>					
1株当たり純資産額(円)	64,620	63,484	63,968	67,780	<b>70,109</b>
1株当たり配当額(円)	265	835	550	1,950	<b>2,150</b>
1株当たり当期純利益(円)	549	1,675	1,104	3,900	<b>4,305</b>
配当性向(%)	49.90%	49.82%	49.80%	49.99%	<b>49.93%</b>
従業員数(人)	489	505	536	579	<b>600</b>
単体自己資本比率(%)	19.00%	15.80%	19.92%	19.72%	<b>14.65%</b>
自己資本利益率(%)	1.00%	2.61%	1.73%	5.94%	<b>6.64%</b>
<b>信託財産の状況</b>					
信託報酬	10,302	12,074	12,680	13,582	<b>15,331</b>
信託財産額	31,162,421	38,874,173	39,329,306	42,715,430	<b>51,296,776</b>
信託勘定貸出金残高	305,881	358,184	328,134	297,376	<b>304,054</b>
信託勘定有価証券残高	4,297,458	4,831,364	5,493,243	6,734,966	<b>8,394,538</b>

## 1. 損益の状況

損益の状況につきましては、信託報酬が前年同期比17億49百万円増加、資金収支が前年同期比18億51百万円増加、役員取引等収支が前年同期比6億59百万円減少、その他業務収支が前年同期比3億10百万円減少したことにより、業務粗利益は前年同期比26億31百万円増加し279億55百万円となりました。この結果、経常利益は81億87百万円、当期純利益は60億27百万円となり、過去最高益となりました。

### ■ 利益総括表

(単位：百万円)

項目	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	前年同期比増減
業務粗利益	16,909	20,952	18,810	25,323	<b>27,955</b>	<b>2,631</b>
信託報酬	10,302	12,074	12,680	13,582	<b>15,331</b>	<b>1,749</b>
資金収支	3,542	3,929	4,750	5,236	<b>7,087</b>	<b>1,851</b>
役員取引等収支	1,378	3,462	4,942	3,616	<b>2,956</b>	<b>△ 659</b>
その他業務収支	1,685	1,485	△ 3,563	2,888	<b>2,578</b>	<b>△ 310</b>
一般貸倒引当金繰入額(△)	—	△ 200	70	—	—	—
経費(臨時的経費を除く)(△)	16,064	16,133	16,346	18,010	<b>19,912</b>	<b>1,901</b>
人件費(△)	5,969	6,228	6,410	7,425	<b>8,144</b>	<b>718</b>
物件費(△)	9,124	9,041	9,088	9,576	<b>10,503</b>	<b>926</b>
税金(△)	970	863	846	1,008	<b>1,265</b>	<b>256</b>
業務純益	845	5,019	2,393	7,312	<b>8,042</b>	<b>729</b>
臨時損益	257	△ 1,406	△ 147	316	<b>144</b>	<b>△ 171</b>
うち貸出金償却	—	0	—	—	—	—
うち債権売却損益	—	—	△ 164	—	—	—
うち株式等売却損益	—	4	—	—	—	—
うち貸倒引当金戻入益	292	—	—	347	<b>199</b>	<b>△ 148</b>
うち個別貸倒引当金繰入額(△)	—	1,373	△ 15	—	—	—
経常利益	1,102	3,612	2,245	7,628	<b>8,187</b>	<b>558</b>
特別利益	20	35	19	27	<b>51</b>	<b>24</b>
その他の特別利益	20	35	19	27	<b>51</b>	<b>24</b>
特別損失(△)	7	280	0	0	<b>355</b>	<b>355</b>
固定資産処分損(△)	7	0	0	0	<b>0</b>	<b>0</b>
減損損失(△)	—	—	—	—	<b>94</b>	<b>94</b>
その他の特別損失(△)	—	279	—	—	<b>260</b>	<b>260</b>
税引前当期純利益	1,116	3,368	2,265	7,656	<b>7,883</b>	<b>227</b>
法人税、住民税及び事業税(△)	1,882	4,481	2,673	5,495	<b>8,895</b>	<b>3,399</b>
法人税等調整額(△)	△ 1,509	△ 3,459	△ 1,953	△ 3,299	<b>△ 7,039</b>	<b>△ 3,740</b>
法人税等合計(△)	372	1,022	719	2,196	<b>1,855</b>	<b>△ 340</b>
当期純利益	743	2,345	1,546	5,460	<b>6,027</b>	<b>567</b>

# 事業の概況

## 2. 信託財産の状況

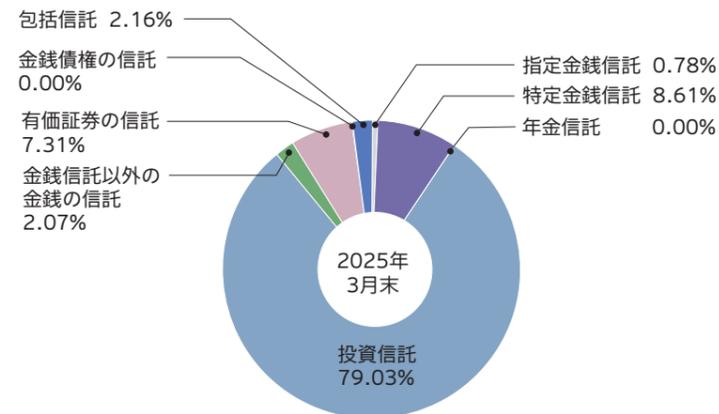
信託財産の状況につきましては、特定金銭信託の受託残高が前期末比6,730億円増加し4兆4,178億円、投資信託の受託残高が前期末比6兆6,878億円増加し40兆5,413億円となりました。  
全体では、前期末比8兆5,813億円増加し、51兆2,967億円となっております。

### ■ 信託財産残高表

(単位：百万円)

負債	2021年 3月末	2022年 3月末	2023年 3月末	2024年 3月末	2025年 3月末
指定金銭信託	424,416	448,912	418,450	388,203	404,867
特定金銭信託	2,118,286	2,435,357	2,933,316	3,744,761	4,417,827
年金信託	924	812	819	819	838
投資信託	24,921,759	31,855,479	31,600,417	33,853,538	40,541,363
金銭信託以外の金銭の信託	373,622	538,971	709,239	934,843	1,064,691
有価証券の信託	2,344,634	2,530,131	2,599,658	2,788,473	3,754,709
金銭債権の信託	2,288	1,579	1,519	822	764
包括信託	976,488	1,062,929	1,065,884	1,003,967	1,111,713
合計	31,162,421	38,874,173	39,329,306	42,715,430	51,296,776

### ■ 信託財産の割合



## 3. 自己資本の状況

自己資本の状況につきましては、2025年3月末の自己資本比率が14.65% (国内基準) となっており、健全な水準を維持しております。

### ■ 単体自己資本比率 (国内基準)

(単位：百万円)

項目	2021年 3月末	2022年 3月末	2023年 3月末	2024年 3月末	2025年 3月末
コア資本に係る基礎項目 [A]	92,137	93,114	93,960	96,343	99,450
コア資本に係る調整項目 [B]	5,117	4,092	3,643	6,116	12,878
自己資本 [C] (= [A] - [B])	87,020	89,022	90,317	90,226	86,571
リスク・アセット					
資産(オン・バランス)項目	403,221	503,339	401,103	403,207	516,742
オフ・バランス取引項目	13,461	14,182	7,568	5,521	27,933
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	9,280	10,246	4,521	2,523	4,413
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	31,941	35,577	39,989	46,286	41,601
計 [D]	457,905	563,346	453,182	457,538	590,690
自己資本比率(国内基準) (= [C]/[D] × 100)	19.00%	15.80%	19.92%	19.72%	14.65%

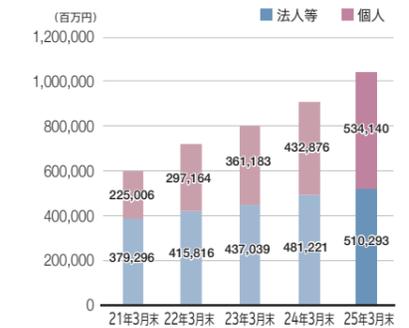
(注) 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく2006年金融庁告示第19号に定められた算式に基づいて、2025年3月末からはパーゼルIII最終化を適用して算出しております。

## 主要業務の業績

### < 貸付業務 >

当社は、法人等向け貸出に加え、「バンキングサービス」を通じて提供している有価証券担保ローンサービス「野村Webローン」等を通じて、個人のお客様にも広く貸出を行っております。  
当期末の貸出金残高の合計は、1兆444億円となっております。

### ■ 貸出金残高

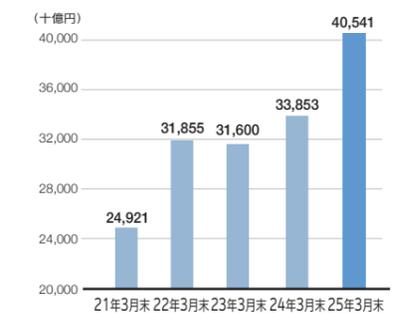


(注) 法人等には、信託勘定向けの貸出も含まれます。

### < 投資信託の受託業務 >

投資信託の受託残高につきましては、40兆5,413億円となりました。  
また、米国公認会計士協会による保証業務基準書第18号(SSAE18)に基づく、独立監査法人による監査において、適正意見を取得し、事務品質の向上に努めております。

### ■ 投資信託受託残高



# 内部管理態勢—経営管理

## ■ 経営体制

当社は、野村グループの信託銀行として、野村ホールディングスの統一された戦略の下で経営を行っております。当社は、野村グループのビジネス・ラインを踏まえた上で、効率的な業務運営を実現するための経営体制を構築し、さらに役員及び社員に「野村グループ行動規範」の遵守を徹底することで、法令諸規則に照らして適切な経営を推進しています。

当社は、監査等委員会設置会社です。経営に関する重要事項を決議・承認する機関として取締役会を設置し、取締役会が経営の基本方針や業務執行取締役の職務分掌及び指揮命令関係等を決定するとともに、業務執行に係る決定権限を業務執行取締役である代表取締役社長に委任することで意思決定の迅速化を図っています。

また、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が業務執行に係る監査を行うことで、経営に対する監督機能を強化し、経営の透明性の向上を図っています。

さらに、業務運営に関する重要事項・重要案件を決議・承認する機関として代表取締役社長を議長とする経営会議を定期的開催し、スピード感のある業務執行が行われる体制を敷いています。

監査等委員会は、法令に定める権限を行使し、外部監査法人及び社内組織を活用して、業務運営や取締役及び執行役員の職務執行の適法性・妥当性・効率性について、監査を行っています。監査の方法、経過及び結果については、定期的に取り締めに報告を行っています。また、必要に応じて野村ホールディングスの監査委員会と連携することとしています。さらに、監査等委員会及び非業務執行取締役の職務を補助するため、業務執行から独立したスタッフを配置した「取締役会室」を設置し、監査等委員会及び取締役会による執行部門に対する監査・監督機能の強化を図っています。

- リスク管理委員会 リスク・アパタイトに基づき、統合的リスク管理に関する重要事項について審議・決定します。
- A L M 委員会 資金運用・調達に関する基本戦略の策定、承認に関する事項について審議・決定します。
- 新規商品等検討委員会 新規商品の提供又は新規事業の開始に内在するリスクを分析・評価し、経営会議が当該新規商品の提供又は新規事業の開始を判断するに際し、必要な情報を提供します。
- 運用委員会 受託財産の裁量権のある運用業務における各種運用方針のほか、運用商品のラインナップに組み入れる運用商品及び運用会社の採用の可否等、並びに個別の運用モデル等について審議・決定するとともに、運用商品等のパフォーマンス及びリスク管理状況についての情報共有を図ります。
- 運用リスク管理委員会 受託財産の裁量権のある運用の適切性を確保するために、受託財産にかかるパフォーマンス、リスク管理状況及び顧客対応状況等を定期的に確認し、必要に応じ、運用委員会等に対して改善の勧告・指示を行うほか関連事項の周知徹底を図ります。
- 指定運用信託貸付取引検討委員会 対象となる契約の締結及びその後の信託財産の運用・管理が、顧客保護、利益相反管理、銀信分離、法人関係情報管理の観点から適切に行われるよう、審議・決定を行います。
- コンプライアンス委員会 法令諸規則の遵守等、当社のコンプライアンスに関する事項について審議・決定します。
- 業務改善・業務品質向上委員会 実効性の高い内部管理態勢の構築並びに日常事務を中心とした業務の品質向上の一環として、部内検査による取り組みを中心とした、事務の全般の改善・向上に向けた施策を実施します。
- 危機管理委員会 当社の危機管理対策を審議・決定します。
- オペレーショナル・リスク委員会 オペレーショナル・リスク管理を適切かつ円滑に遂行するため、オペレーショナル・リスクに関する事項の審議・調整等を行います。
- CS向上・顧客保護等委員会 顧客の正当な利益の保護や利便性及び顧客満足度の向上の観点から、顧客説明管理、顧客サポート等管理、顧客情報管理、外部委託管理、利益相反管理、CS向上について、継続的な取り組みを行っています。
- サステナビリティ委員会 当社におけるサステナビリティ推進体制整備及び継続的な取り組みのサポート、並びに経営会議へのサステナビリティ推進に関する報告を実施します。
- 特定取引審査会 外部有識者を含む野村グループ出身者以外の委員により構成され、当社の業務運営に係る重要な経営判断に際し、銀行経営の独立性が確保されていることを検証し、審議対象案件の決裁権者に答申を行います。

## ■ 内部監査体制

当社では、各業務部門から独立したインターナル・オーディット部が、業務執行・リスク管理体制における内部統制の有効性及び妥当性を検証し、改善に向けた提言等を行っています。

インターナル・オーディット部では、内部監査人協会が定める内部監査の実施に関する基準等を踏まえ、「野村グループ・インターナル・オーディット規程」及び当社の「インターナル・オーディット規程」に従い、リスクの種類・程度を把握した上で、深度・頻度に配慮したインターナル・オーディット計画を毎年度策定し、実効性のある内部監査を実施しています。

監査結果については、遅滞なく当社経営陣及び監査等委員会に報告しています。また発見された課題については、対応状況に関するフォローアップを行い、内部管理態勢の一層の充実に努めています。

# 内部管理態勢—法令等遵守

## 法令等遵守の運営体制

当社は、金融機関としての社会的責任及び公共的使命の重みを常に認識し、法令諸規則のみならず広く社会的規範を厳格に遵守することで、質の高い金融サービスをお客様に提供していきたいと考えています。

当社では、法令等遵守を経営における最重要課題の一つとして位置付けており、取締役会にて「法令等遵守方針」を策定し、法令等遵守の基本姿勢を決定しています。

さらに、本方針に基づき、経営会議にて「コンプライアンス規程」を策定し、法令等遵守の実践に係る具体的な行動への取り組みを定めています。

### 法令等遵守方針

当社は、野村グループの一員として、野村グループ行動規範に則り、法令等遵守を旨とする企業風土の醸成と企業倫理の構築に努め、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践する。

#### 1. 法令等遵守の基本姿勢

当社は、金融機関としての社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立を、業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、その実現に向けた積極的な取り組みを行うものとする。

#### 2. 法令等遵守に対する個々人の取り組み

当社の役員及び社員は、業務上必要な法令諸規則のみならず広く社会的規範について、不断に知識の修得に努め、より高度な企業倫理に根ざした行動に取り組むものとする。

#### 3. 社会的信頼の確立

当社は、ステークホルダーに対する説明責任を通じて、法令等遵守を旨とする誠実かつ公正な企業活動を実践することを示し、社会の一員としての信頼を確立するものとする。

「コンプライアンス規程」に基づき、社長を委員長、経営会議にて任命されたコンプライアンス・オフィサーを副委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社におけるコンプライアンスに関する事項について審議・決定する体制としています。審議内容は、委員長によって定期的に取締役会、経営会議及び監査等委員である取締役へ報告されます。当社は、毎年度コンプライアンスの実践計画として目標及び諸施策を掲げた「コンプライアンス・プログラム」を作成することとしており、コンプライアンス委員会で審議・検討後、経営会議で承認しています。「コンプライアンス・プログラム」に規定された諸施策の進捗・達成状況については、コンプライアンス委員会において定期的に報告されるとともに、委員長から監査等委員である取締役へ報告しています。

当社の法令等遵守に係る管理・統括は、コンプライアンス・オフィサーとコンプライアンス統括部とが連携して実施しており、各部室に、コンプライアンス活動の推進を担当する業務管理者を置いています。

コンプライアンス・オフィサーは、担当役員ごとにコンプライアンス会議を主催し、各部室の定めたコンプライアンス実践計画の進捗・達成状況を確認し、担当役員、部長及び業務管理者とコンプライアンス上の課題について討議しています。

業務管理者は、社員全員に対するコンプライアンス精神及び社会常識を踏まえた業務への取り組みを徹底するとともに、担当部室のコンプライアンス活動を把握しコンプライアンス・オフィサーに定期的に報告を行っています。

コンプライアンス統括部は、月次のコンプライアンス研修、「野村グループ行動規範」の浸透にかかるさまざまな取り組みを行い、コンダクト・リスク管理レベルの向上に努めています。当社就業者は、当社の内部通報制度のほか、野村グループのホットライン相談窓口も利用可能としており、健全で風通しの良い企業文化を醸成するための活動を継続しています。

## 反社会的勢力への対応について

野村グループでは、「野村グループ行動規範」に基づき、「反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わない」ための高いレベルの管理体制を構築しています。

当社は、この方針に則り、反社会的勢力の排除に向けた体制を整備し、反社会的勢力との一切の取引を遮断するための取り組みを推進しています。

## マネー・ロンダリング、テロ資金供与、及び拡散金融対応・経済制裁措置対応について

当社では、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）に関し、犯罪収益の流入、テロリストへの資金供与、大量破壊兵器等の開発・保有・輸出等に繋がる拡散金融を防ぐために高いレベルの管理体制をもってこれを防ぐことを基本方針としています。

また、日本の『外国為替及び外国貿易法』に基づく規制や資産凍結等の措置に加えて、日本への域外規制があり得るUS（米国）、EU（欧州連合）、UK（英国）、UN（国連）による経済制裁措置を遵守していくこと（経済制裁対応）についても基本方針としています。

さらに、これらAML/CFT及び経済制裁対応（以下「AML/CFT等」といいます。）について、経営上の重要な課題として位置付けたうえで、AML/CFT等に係る方針として、「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関する規程」などの規程及び事務総則を制定し、当社が構築すべきAML/CFT等管理態勢について定めています。

当社では、業務に係る国内外の法令諸規則を遵守し、金融活動作業部会（FATF）が定める勧告など国際的な規制動向にも注視しながら、AML/CFT等管理態勢の強化を図っています。当社のAML/CFT等に係る最高責任者であり、AML/CFT等管理態勢を整備し、その実効性を維持する責任者としてAML/CFT統括責任者を選任しています。また、効果的なAML/CFT等管理態勢を構築・維持するため、AML/CFT統括責任者を補佐するコンプライアンス統括部マネー・ロンダリング対策室を設置しています。

### AML/CFT等の防止に向けた具体的な対策

当社ではリスクベースアプローチにもとづき、以下のようなAML/CFT等対応に向けたさまざまな対策を講じています。

#### 顧客管理(カスタマー・デュー・デリジェンス)

口座開設時のデュー・デリジェンスや継続的な顧客情報の更新など

#### 取引モニタリング

異常な取引をモニタリングするシステムの導入

#### 方針・手続き・計画等の策定・実施・検証・見直し

AML/CFT等の浸透状況の検証・確認及び管理態勢等の再検討・改善

#### 3つの防衛線

第一線（営業部室等）によるリスク低減措置の実施、第二線（管理部室）によるチェック牽制機能、第三線（インターナル・オーディット部）による独立した立場からの検証

このほか、AML/CFT等に関する研修・周知を定期的に行っており、社内の意識醸成を図っています。研修については全社員向けのほか、部室別、テーマ別などさまざまな種類の研修を実施しています。

# 内部管理態勢ーリスク管理

## ■ リスク管理の体制

当社は、経営の健全性及び適切性を確保するために、リスク管理の整備・強化を経営目標の重要な柱として位置付けています。当社では、パーゼルⅢに沿った開示を行うとともに、統合的リスク管理態勢を整備することで、当社が抱える各種リスクを総合的に捉え、経営体力と比較・対照し、リスクに見合った収益の確保を図るために適正な経営資源の配分を行っています。

## ■ リスク・アペタイト

当社は、取締役会及び経営会議において、取るべきリスクやリスク管理について議論し、定性的及び定量的なリスク・アペタイトを定め、それに基づき業務戦略を策定しています。リスクアペタイトの遵守状況は日々モニターされ、経営陣に報告されています。また、当社は、野村グループの基本観である「すべてはお客様のために」を共有し、お客様本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）実現を常に意識するとともに、実践しています。

## ■ トップリスク管理

当社の業務運営上、影響度が大いだと認識される主なリスクには

- ・大口与信先の信用悪化
- ・金融市場の混乱等による保有資産・担保の急激な価値下落
- ・資金調達不安定化
- ・堅確な事務遂行を阻害する事態の発生
- ・サイバー攻撃やシステム障害の発生
- ・マネー・ローンダリング等の金融犯罪
- ・法務・コンプライアンスに係る不芳事態の発生
- ・深刻な感染症の流行
- ・大地震等大規模災害の発生

等があります。

これらリスクに対して経営会議、リスク管理委員会等で議論し適切なリスク管理を行っています。

## ■ 統合的リスク管理

当社は、リスク管理の基本的な方針として、取締役会にて「統合的リスク管理方針」を策定し、リスク全般に関する適切な管理態勢の整備・確立を図っています。本方針に基づき、経営会議で「統合的リスク管理規程」を定め、各種リスクの定義・分類を明確化するとともに、各種リスク管理手法を決定し、実効性を確保しています。

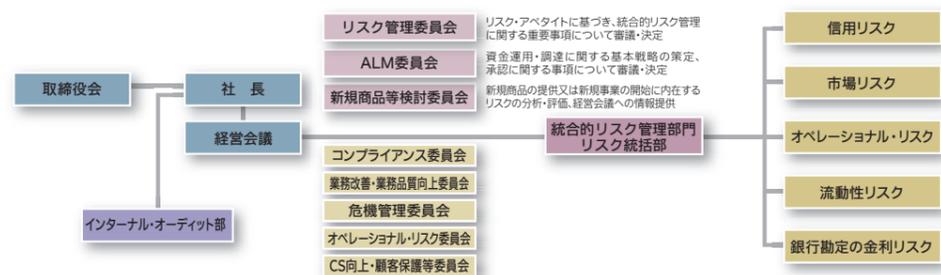
各種リスクを管理する部門としては、業務推進部門から独立したリスク統括部を統合的リスク管理部門とし、統合的リスク管理部門管理者の指示と承認の下に日常の統合的リスク管理業務を行っています。統合的リスク管理部門は、定期的に経営会議、リスク管理委員会及び監査等委員にリスク管理状況の報告を行い、さらにインターナル・オーディット部がリスク管理の適切性・妥当性・効率性について監査する体制となっています。

当社の定義するリスクは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、銀行勘定の金利リスクとなっています。

### ■ リスク管理の分類

統合的リスク管理部門	リスクの分類		担当部署
	信用リスク		リスク統括部
市場リスク	金利リスク	リスク統括部	
	為替リスク		
	価格変動リスク		
オペレーショナル・リスク	人材リスク	人事部	
	IT及び情報セキュリティに関するリスク	IT戦略部	
	業務継続に関わるリスク	総合企画部	
	取引処理上のリスク	業務企画部	
	財務報告及び税務上のリスク	業務企画部	
	不正リスク	コンプライアンス統括部	
	ブルデンシャル・リスク・フレームワークに関するリスク	リスク統括部	
	サードパーティに関するリスク	業務企画部	
	コンプライアンス・リスク	コンプライアンス統括部	
	法的リスク	コンプライアンス統括部	
流動性リスク	資金繰りリスク	リスク統括部	
	市場流動性リスク		
銀行勘定の金利リスク		リスク統括部	

### ■ リスク管理体制



## ■ ストレステスト

当社に重大な影響を及ぼしうる事象を包括的に捉えたシナリオ等を用いてストレステストを行い、財務体質の健全性及びリスクを統合的に評価し、リスク管理委員会等に報告しています。また信用リスク・市場リスク・流動性リスクについては、各リスクに応じた個別のシナリオを用いてストレステストを行い、フォワードルッキングなリスク管理体制の充実を図っています。

## ■ 信用リスク

信用リスクについては、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む、以下同じ）価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクと定義しています。また、特定先もしくは特定先との密接な財務上の連携がある特定グループ等に、当社の自己資本又は経営体力に対比して信用供与が集中することにより、当該信用供与先の財務状況の悪化等の連鎖によって資産の価値が大幅に減少ないし消失し、大きな損失を被るリスクを信用集中リスクとしています。当社では、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」に基づき、リスクの分散やポートフォリオ管理の考え方をを用いて信用リスクをコントロールするための手続き及び基準を定めています。信用リスク管理は、リスク統括部が統括し、定期的にリスク管理委員会に管理状況を報告しています。

## 信用格付制度

信用格付は、信用供与先の財務情報を利用して格付モデルによるスコアリングを実施し、さらに債務履行の確実性に影響を与える可能性のある経営リスク、法務リスク等の定性面や外部格付、関連先の信用状況等、入手可能かつ重要な最新の情報を活用して決定され、20段階に区分しています。

## 案件審査

案件審査は、個別案件ごとに審査部が実施し、信用格付をベースに金融機関の有する公共的・社会的使命を十分考慮しながら銀行の資産の健全性を保持すべく、的確かつ厳正な与信判断を行っています。

## エクスポージャー（与信額）管理

信用供与先ごと及び信用供与先のグループごとのエクスポージャーの把握を信用リスク管理の原点として、貸出に限らず他のオン・バランス項目、オフ・バランス項目を総合的に一元管理しています。オフ・バランス取引についてはカレント・エクスポージャー方式にて管理しています。これらをベースに、信用リスク量の計測やモニタリングを行っています。

## 自己査定について

与信にかかわる資産の自己査定は、「資産査定規程」に基づき、信用格付とリンクした債務者区分をベースに厳正な債権の分類による自己査定を実施し、信用格付ごとの累積デフォルト率等を用いて適正な償却・引当を実施しています。

## ■ 市場リスク

市場リスクについては、金利、為替、有価証券等の価格など様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスクと定義しており、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクから構成されています。

市場リスクを適切にコントロールするため、リスク管理委員会において、市場リスク管理の基本的考え方を明確にし、それに応じて、リスクアペタイト、具体的には、ポジション限度、VaR リミット、BPV リミット、ロスカットルール等を定めています。市場リスク管理についてはリスク統括部が統括し、日次のポジション・損益及び限度額等の遵守状況等をリスク管理委員会に報告しています。

## 外国為替取引

市場リスクは極力とらない方針の下、運営しております。ポジション限度、VaR リミットについては必要最低限の枠としています。

## 資金取引

銀行取引全般についても日次でポジション、VaR の計測、BPV の計測、損益の把握を行っています。

# 内部管理態勢ーリスク管理

## オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクについては、当社の業務の過程、役員若しくは社員の活動またはシステムが不適切であること若しくは機能しないこと、外生的な事象により損失を被るリスクと定義しています。オペレーショナル・リスク管理統括部門である業務企画部が中心となり、管理対象とするリスクカテゴリーを定め、リスク及びコントロールの自己評価プログラム(RCSA)活動、損失データの収集分析等を通してオペレーショナル・リスク管理を行っています。

### 人材リスク

人材リスクについては、労働安全衛生上の法令諸規則または雇用慣習や雇用契約に反する行為により、財務的損失や役員または社員への悪影響若しくは評判の悪化を被るリスクと定義し、人事部が中心となり、社員の雇用形態等に応じた適切な人事管理及び人事運営を行うことを基本とし、教育・研修や職場指導等の管理を行っています。

### IT及び情報セキュリティに関わるリスク

IT及び情報セキュリティに関わるリスクについては、不適切または不完全なITや情報セキュリティ・プロセス及びシステムから生じる、財務的損失、規制や顧客への影響、若しくは評判の悪化を被るリスクと定義しています。システムに関する管理統括責任部署をIT戦略部とし、システム障害やサイバー攻撃等から発生するリスクは、当社のみならず市場全体に影響を及ぼす可能性があることを十分に認識し、運用体制を整備するとともに緊急時の対策等を定めています。また、情報セキュリティ統括部をコンプライアンス統括部及びIT戦略部とし、情報資産の適切な管理、情報資産の重要度に応じた対策の実施、情報資産へのアクセス権の制限、役員及び社員への定期的な研修等を行うことで、リスクの軽減に努めています。

### 業務継続に関わるリスク

業務継続に関わるリスクについては、サイバー攻撃や障害発生時に正常な業務運営を維持できなくなることや、自然災害等によって有形資産が損傷を受けることにより、財務的損失若しくは評判の悪化を被るリスクと定義し、総合企画部が中心となり、当社が所有する有形資産の現状を把握し、自然災害や不法行為等による損害の発生に備えた管理を行っています。

### 取引処理上のリスク

取引処理上のリスクについては、取引処理上のエラーにより、財務的損失若しくは評判の悪化を被るリスクと定義しています。当社では、役員及び社員が、すべての業務にオペレーショナル・リスクが存在していることを理解し、オペレーショナル・リスクを軽減することの重要性を認識して適切な方策を講じています。具体的には、業務企画部が中心となり、業務手順の継続的な整備・改善、システム強化を図るとともに、各部において事務処理が適切に行われるよう事務指導や研修を行っています。また、各部の委員からなる業務改善・業務品質向上委員会を中心に実効性の高い自店検査の推進、業務全般の改善・向上に資する施策の検討・提言といった活動を展開しています。

### 財務報告及び税務上のリスク

財務報告及び税務上のリスクについては、(i) 対外的な財務報告、当局報告、または社内の財務管理報告における重要な虚偽記載または不作為、若しくは(ii) 税務申告または納税の重大な誤りにより、財務的損失若しくは評判の悪化を被るリスクと定義しています。

当社では、主計部が中心となり、会計基準、会社法、税法を含む関連諸法令等を遵守し、財務報告等の適正性を確保するための態勢の構築に努め、また会計監査人や税理士法人等の専門家と連携することで、リスクを低減するための適切な管理・対応を行っております。

### 不正リスク

不正リスクについては、役員または社員や外部の第三者による意図的な搾取、財産の横領または未承認の行動等により財務的損失や評判の悪化を被るリスクと定義しています。

当社では、社内規程等の整備、各種研修の受講による関連知識や意識の向上、システムの統制、検査部門によるモニタリングや内部監査部門による監査等により、不正リスクが具体化しないよう必要な管理体制を構築し、取組みを継続しています。

### プルデンシャル・リスク・フレームワークに関わるリスク

プルデンシャル・リスク・フレームワークに関わるリスクについては、会社の安定性と健全性を促進するためのリスク管理体制が不十分であったり、健全性に関する規制要件が遵守されていなかったりすることにより、財務的損失若しくは評判の悪化を被るリスクと定義しています。

当社では、リスク統括部をプルデンシャルリスクの統括的な管理責任部署とし、各種リスク管理プロセスの整備・運用、リスク・インシデントの検知・対応、及びリスク管理レポートの作成を実施し、リスクの評価・分析を行い、必要に応じて経営陣への報告及び改善提案を行います。明確に定義されたプルデンシャルリスクを一元管理することにより、企業全体のリスク管理能力を強化し、法令遵守及び健全経営の基盤を維持します。特にリスク・リミット管理や規制報告の正確性確保、資本・流動性計算の信頼性向上は、リスク管理の中核的課題として体系的に取り組まれています。

### サードパーティに関わるリスク

サードパーティに関わるリスクについては、重要な業務を委託し、また第三者が提供するサービスに依存する中で、外部委託先等(サードパーティ)を適切に管理するフレームワークの不備により、財務的損失若しくは評判の悪化を被るリスクと定義しています。当社では、業務の外部委託の可否の決定や委託先の選定に係る基準を定めるとともに、委託先の業務遂行状況について定期的にモニタリングを行うなど、委託先を適切に管理する体制を整備しています。

### コンプライアンス・リスク

コンプライアンス・リスクについては、野村グループの金融サービス活動に適用される法令、規制、規則、あるいは関連する自主規制、及び行動規範(総称して「金融サービス関連の法律、規則、基準」)に違反したことによる、財務的損失若しくは評判の悪化のリスク、及び金融市場の公正性・公平性を阻害し、顧客保護を損なう不適切な行動によるリスクと定義しています。当社では、金融サービス関連の法律、規則、基準を遵守できるよう管理体制を構築し、各種会議や研修等の様々な機会を活用してコンプライアンス意識の醸成に努め、野村グループ行動規範に沿った高い倫理観に基づいて事業活動を推進することでコンプライアンス・リスクを低減するよう取り組んでいます。

### 法的リスク

法的リスクについては、(i) 契約上の義務違反若しくは第三者の権利に対する侵害、(ii) 法的権利の有効性や執行力が認められない不明確若しくは不十分な契約条項、(iii) 法令諸規則への違反、または(iv) 訴訟若しくは紛争の不適切な管理により、財務的損失若しくは評判の悪化を被るリスクと定義しています。

当社では、法的リスクの管理を行うコンプライアンス統括部を設置し、リーガル・チェックによる新規商品、各種契約に関する検証や、法令の制定・改廃等の情報の社内連携、訴訟等案件の一元管理を行い、法的リスクの把握・対応等を実施しています。

## 流動性リスク

流動性リスクについては、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)、及び市場の混乱等により市場において取引ができないなど、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)と定義しています。

当社では、流動性リスク管理体制の強化、管理手法の高度化に努めるとともに、流動性に十分に配慮した業務運営を行っています。円貨・外貨の資金繰りに加え、短期間の資金流動性ポジションを管理する、流動性カバレッジ比率(LCR)、及び、より長期の資金調達リスクを管理する安定調達比率(NSFR)については日次でモニターされ、また、リスク管理委員会及びALM委員会に報告され、管理方針等について決定しています。

さらに、資金流動性等に応じ、資金繰り逼迫モードを設定し、モードごとに管理基準を設け、それに応じた資金ポジションの管理を行っています。

## 銀行勘定の金利リスク

金利リスクについては、金利変動に伴い、銀行勘定の資産価値が変動し損失を被るリスク、及び将来受け取る金利収益が減少するリスク、と定義しています。

銀行勘定の金利リスクについては、監督指針の定める計測手法に従い、日次で計測、モニターしています。市場リスクと併せて、銀行勘定の金利リスクも、リスク管理委員会等に報告され、適切に管理方針を決定しています。

## 内部管理態勢－リスク管理

### ■ ビジネス・コンティニュイティ

当社は企業経営に重大な影響を及ぼす様々な被災に的確に対処することが、企業の持続的な発展に必要な不可欠であると考えています。

当社の使命は「お客様からお預かりしている財産をしっかりと守ること」であり、お客様にとって、安心し、信頼いただける信託銀行であり続けることと考えています。

そのため、「日常業務の継続のためのビジネス・コンティニュイティ・プランの策定と必要データ（マーケット情報、取引・約定、資金と有価証券の決済、社会経済情報等）の確保」をコンセプトとして、不測の事態に備えて以下の取り組みを行っています。

#### 組織体制

当社では、自然災害・サイバーテロ・重大事故・感染症など各種の緊急事態への対策に関して検討を行い、経営会議に意見申及及び報告を行うことを目的とする危機管理委員会を設置しています。

危機管理委員会は、被災その他の事由によるオフィス又はシステムの使用不能時の対策を検討するとともに、緊急時には対策本部の中心的な役割を担うこととなっています。

#### ビジネス・コンティニュイティ・プランの策定

自然災害やサイバーテロ等発生時の対応を円滑に行うための計画書としてコンティンジェンシー・プランを策定しています。

災害等に対する基本方針、被災の定義、被災シナリオのほか、緊急事態への準備として、緊急時の対応組織、人員と資産の安全確保、通信手段の確保等を取りまとめています。

また、各業務部署では、緊急時の業務継続方法について、優先順位の決定と代替業務手段を定めるとともに、チェックリストを作成し、業務再開訓練でその実効性を検証しています。

#### インフラ面の整備

ビジネス・コンティニュイティ・プランに基づき、以下のような施策を行うことで、設備の充実を図っています。

##### ビジネス・コンティニュイティ・サイト(BCS)の構築

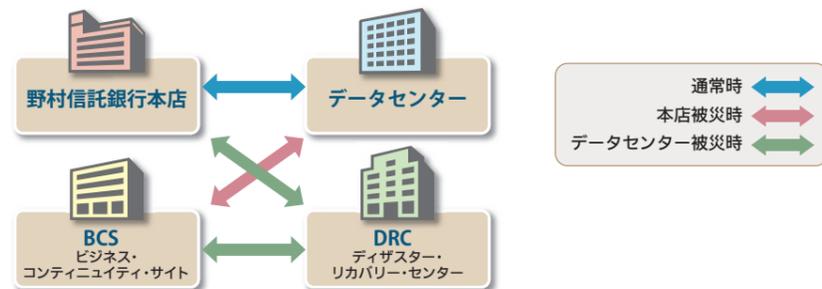
野村信託銀行本店において業務が継続できない場合、主要業務を持続させるために必要なオフィスとして、BCSを構築し、稼働させています。

設置場所については、地盤が強固なこと、本店からの距離、生活都市圏であることなどの諸条件を勘案して決定しました。

##### ディザスター・リカバリー・センター(DRC)の構築

通常使用しているデータセンター内のサーバ類は二重化されており、個々のサーバに障害が発生した場合は、データセンター内で迅速に切り替えが行われる体制となっています。

さらに、大規模災害等によってデータセンターが被災した場合に備えて、システムデータをバックアップする目的でデータセンターとは十分離れた場所にDRCを設置しています。



#### ビジネス・コンティニュイティ・プランに基づく業務再開訓練

被災時間、被災場所、被災範囲の観点から組み合わせた被災シナリオに対応して、定期的にBCSへの避難及び業務再開訓練を行っています。また、DRCへの切替訓練についても年1回以上行っています。

## 内部管理態勢－顧客保護等管理

### ■ 顧客保護等管理

当社では、顧客保護に関する基本的な方針として「顧客保護等管理方針」及び「利益相反管理方針」を制定し、お客様の正当な利益の保護及び利便性の向上を目的とした顧客保護等管理態勢の整備、強化を図っており、「顧客説明管理」、「顧客サポート等管理」、「顧客情報管理」、「外部委託管理」、「利益相反管理」について、顧客保護に関する内部手続きの実効性確保に努めています。

また、CS向上・顧客保護等委員会を組織して、各管理およびCS向上について継続的な取り組みを行うとともに、経営会議等に対して定期的又は必要に応じて随時、状況報告を行います。経営会議等は、当該報告に基づき当社における顧客保護等管理態勢の有効性を検証し、適宜、見直しを行います。

### ■ 利益相反管理方針

当社では、「利益相反管理方針」を策定し、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適正に管理する体制を整備しています。「利益相反管理方針」においては、管理の対象となる利益相反取引を特定及び類型化するとともに、利益相反管理体制等につき規定しています。

「利益相反管理方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

### ■ 勧誘方針

当社では、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」等に基づき、「勧誘方針」を制定し、この方針に則り、お客様に金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

「勧誘方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

### ■ 個人情報保護方針

当社では、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、「個人情報保護方針」を制定し、この方針に則り、個人情報の漏えい等の防止や個人情報の安全管理のための必要な措置を実施し、適切な個人情報管理を行っています。

「個人情報保護方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

### ■ 特定個人情報等の取扱いに関する基本方針

当社では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等に基づき、「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」を制定し、この方針に則り、個人番号を含む特定個人情報等の漏えい等の防止や安全管理のための必要な措置を実施し、適切な特定個人情報等管理を行っています。

「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

### ■ 最良執行方針

当社では、金融商品取引法第33条の2に規定される登録金融機関業務として、お客様から国内の金融商品取引所に上場されている有価証券について、ご注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合は、「最良執行方針」に則り、執行を取り次ぐことに努めています。

「最良執行方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

### ■ お客様本位の業務運営を実現するための方針

当社では、「お客様本位の業務運営を実現するための方針」を策定し、野村グループの信託銀行として、銀行、信託、証券の文化が融合して生まれるダイナミズムをベースに、「すべてはお客様のために」という基本理念に基づき、お客様に真にご満足いただけるサービスの提供を追求しています。

「お客様本位の業務運営を実現するための方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

(以下余白)

## ■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況

### (1) 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

当社の役員及び社員は、当社の営む業務の公共性及び社会的責任を自覚した上で、業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能を十全に発揮するため、中小企業のお客様からの新規融資や貸付けの条件の変更等の申込みに対して、お客様の経営実態等を踏まえて審査し、その対応についてお客様に適切かつ十分に説明するとともに、必要に応じて適切に経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取り組みへの支援を行う方針です。

また、経営者保証についても、これに依存しない融資の一層の促進を図ります。当社が経営者保証を徴する場合には、全国銀行協会と日本商工会議所が事務局を務める研究会が策定した「経営者保証に関するガイドライン」に沿い、経営者保証を要しない3つの要件（①法人・経営者の関係が区分・分離されている、②財務基盤が強固、③適時適切な情報開示をしている）のうち、どの部分が十分ではないために保証が必要なのか、どのような改善を図れば保証の解除・変更の可能性が高まるかにつき、お客様にご説明します。

### (2) 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当社における金融円滑化管理態勢を統括するものとして、金融円滑化管理責任者をおき、中小企業のお客様の経営支援については営業推進部門及び与信審査部門と連携し、経営相談、経営指導を行うとともに、経営再建計画の策定に向けた対応を行う態勢としています。また、中小企業のお客様の経営支援に関する業務運営に際しては、税理士・弁護士・公認会計士等の外部専門家や外部機関等と、守秘義務に留意しつつ、適切な連携を行います。

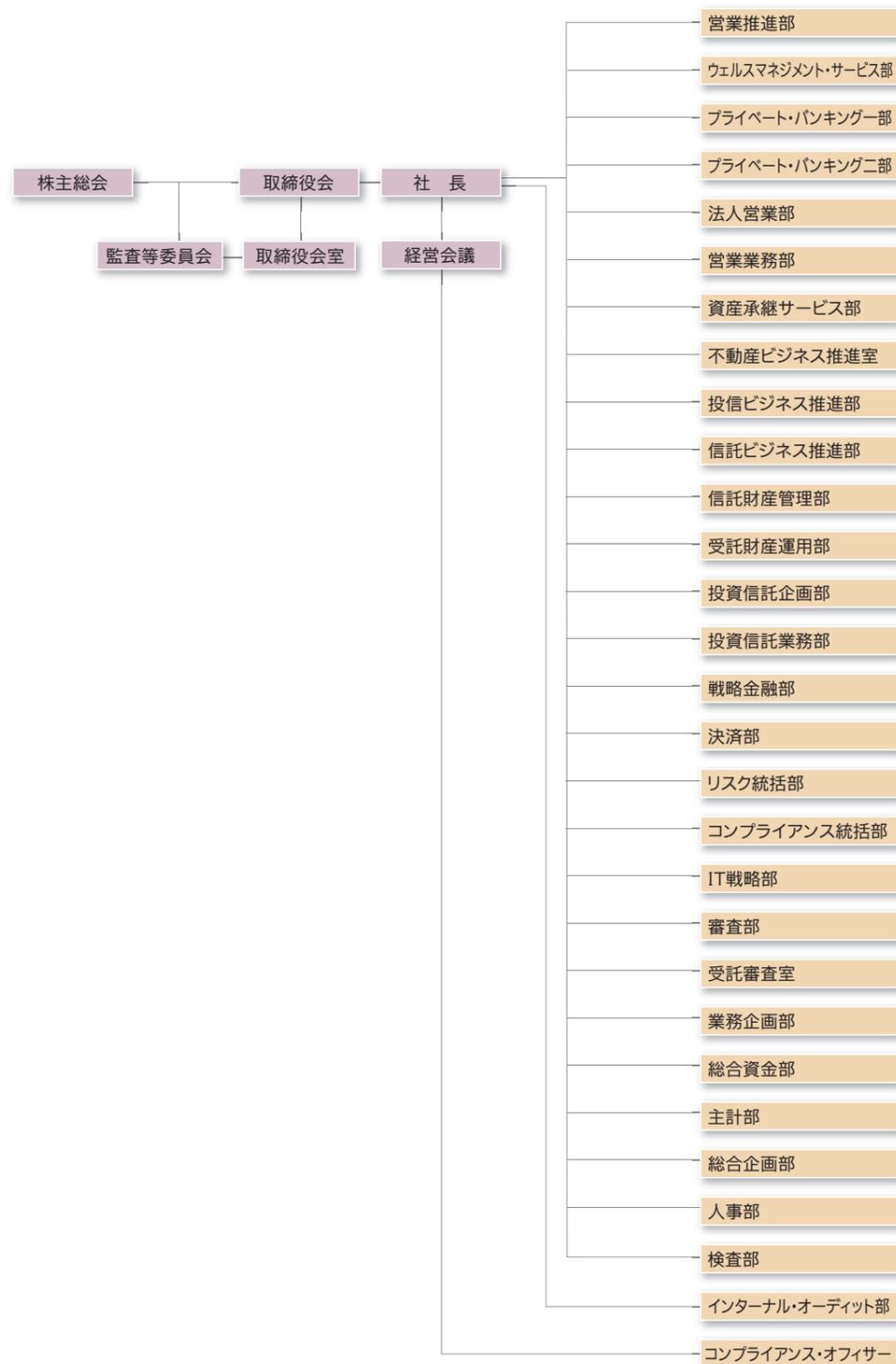
### (3) 中小企業の経営支援及び地域の活性化に関する取り組み状況

お客様からの相談等に応じ、真摯かつ誠実に対応し、専門的な知見を積極的に活用するとともに、必要に応じて、外部専門家・外部機関等とのネットワークなどを活用し、お客様のライフステージや事業の持続可能性の程度等を適切かつ慎重に見極めた上で最適なソリューションを提供することにより、地域の活性化に貢献するよう努めます。

# 組織図

# 役員・従業員の状況等

■ 組織機構図 (2025年7月1日現在)



■ 役員 (2025年7月1日現在)

取締役		執行役員	
取締役会議長	大塚 徹	社長	岡田 伸一
代表取締役	岡田 伸一	副社長	山田 正之 <span style="float:right">ビジネス統括</span>
取締役	柳川 譲	常務	薄井 雅行 <span style="float:right">コーポレート担当</span>
取締役	川添 彩	常務	室町 博之 <span style="float:right">企画・人事・ALM・ITオペレーション担当</span>
取締役	岸田 吉史	執行役員	角本 理 <span style="float:right">営業担当</span>
		執行役員	水谷 督 <span style="float:right">投資信託・受託財産運用担当</span>
		執行役員	野々村 慎一 <span style="float:right">財務企画・ALM担当</span>
		執行役員	中関 淳 <span style="float:right">コンプライアンス担当</span>
		執行役員	村田 直也 <span style="float:right">戦略金融・プロダクト担当</span>
		執行役員	酒井 克臣 <span style="float:right">ITオペレーション担当</span>

■ 従業員の状況

	2021年 3月末	2022年 3月末	2023年 3月末	2024年 3月末	2025年 3月末
従業員数	489	505	536	579	600
平均年齢	43歳10ヶ月	44歳0ヶ月	44歳0ヶ月	44歳9ヶ月	45歳2ヶ月
平均勤続年数	8年0ヶ月	8年2ヶ月	8年2ヶ月	7年11ヶ月	8年3ヶ月
平均給与月額	585千円	588千円	571千円	581千円	585千円

■ 格付情報 (2025年7月1日現在)

S&P		JCR		R&I	
長期格付	短期格付	長期格付	短期格付	長期格付	短期格付
A-	A-2	AA-	J-1+	A+	a-1

■ 当社が契約している指定紛争解決機関

一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 又は 03-5252-3772	一般社団法人 信託協会 連絡先 信託相談所 電話番号 0120-817-335 又は 03-6206-3988
--	---

## 業務の内容

### ■ 信託業務

- 特定金銭信託・特定金外信託  
主として有価証券への運用を目的として、委託者の指図どおりに運用・管理を行う信託です。
- 単独運用指定金銭信託（指定単）、単独運用指定金外信託（ファンドトラスト）  
委託者が指定した運用財産の種類・運用方法等の範囲内で、受託者の裁量によって運用・管理を行う信託です。
- 合同運用指定金銭信託  
同一の契約、約款に基づき信託財産を他の信託財産と合同して運用・管理する金銭信託です。
- 包括信託  
有価証券と金銭等の複数の財産を一つの信託により引き受ける信託です。
- 投資信託  
委託者（投資信託委託会社）の指図に基づいて信託財産を有価証券・不動産等に運用し、受益権を分割して複数の者に取得させる目的の信託です。  
投資信託委託会社の指図に従って、有価証券の受渡決済、権利処理、保管等の業務及び各ファンドの純資産額・基準価額等の照合を行っております。
- 有価証券の信託  
信託設定の際の信託財産が有価証券である信託です。  
有価証券の信託の種類としては、委託者の目的により、(1) 有価証券の管理自体を目的とする有価証券管理信託、(2) 運用を目的とする有価証券運用信託、(3) 有価証券の処分を目的とする有価証券処分信託の3種類があります。

### ■ 相続関連業務

- 遺言信託業務  
遺言者が作成した公正証書遺言の保管、相続発生後における相続人の確定及び財産目録作成、遺言の執行（名義変更・換価処分等）などを行います。
- 遺産整理業務  
相続人の確定から財産目録作成、遺産分割協議書の作成サポート、遺産整理（名義変更・換価処分等）まで、全相続人の委託を受けて遺産整理事務を行います。

### ■ 銀行業務

- 預金業務  
普通預金、当座預金、定期預金、外貨預金、譲渡性預金等を取扱っております。
- 貸付業務  
証書貸付、当座貸越等を取扱っております。
- 内国為替業務  
送金、振込等を取扱っております。
- 外国為替業務  
外国送金、その他外国為替に関する各種業務を取扱っております。

### ■ 証券その他業務

- 投信窓販業務、口座管理機関業務  
投信窓販業務：ファンド・オブ・ファンズに組み入れられた私募投信、ならびに金融機関や年金向けに設定された私募投資を中心に販売しております。  
  
口座管理機関業務：地銀・第二地銀のお客様をはじめ地域金融機関の投信窓販のサポーターとして、振替投信の口座管理を行っております。
- 社債等管理業務、財務代理人業務  
社債等管理業務：社債の発行に際して投資家保護の観点から、会社法上設置を義務付けられている社債管理人の業務を行っております。  
  
財務代理人業務：社債管理人を設置しない債券の発行・期中・償還事務（元利金の支払い事務等）を発行会社の代理人として行っております。
- 投資助言・代理業、投資運用業  
信託契約あるいは投資一任契約を通じて資産運用サービスを提供しております。

## 当社のあゆみ

### ■ 沿革

1993年	8月	「野村信託銀行株式会社」設立（資本金：300億円）＜8月24日＞
	10月	開業、役職員数71名でスタート＜10月1日＞
1994年	6月	社債等登録機関に指定
1995年	9月	日本国内初の財務代理人に就任
	11月	全国銀行内国為替制度への加入
1997年	10月	特定金銭信託業務、指定金銭信託業務の認可取得
1999年	11月	年金信託業務、合同運用指定金銭信託業務の認可取得
2001年	10月	野村証券グループ（現「野村グループ」）が持株会社体制に移行
2002年	1月	確定拠出年金における資産管理機関業務を受託
2004年	7月	本店を東京都中央区日本橋から東京都千代田区大手町へ移転
2005年	3月	野村証券を信託契約代理店として業務取扱開始
	6月	担保権、知的財産権の信託等の取扱、遺言の執行・遺産整理業務等の認可取得
2006年	7月	投資一任契約に係る業務の認可取得
	9月	野村証券を銀行代理店として業務取扱開始
		野村ホームバンキング（現「バンキングサービス」）のサービス開始
2007年	4月	投資信託受託残高が10兆円を突破
	8月	「E-Ship」（信託型従業員持株インセンティブ・プラン）の取扱開始
2008年	7月	野村 Web プラスローン（現「野村 Web ローン」）を野村ホームバンキング（現「バンキングサービス」）にてサービス開始
2009年	10月	日興シティ信託銀行（2010年3月NCT信託銀行へ商号変更）を子会社化
2010年	7月	野村信託銀行とNCT信託銀行が合併（存続会社：野村信託銀行株式会社）
2012年	10月	野村ホームバンキング（現「バンキングサービス」）のシステムを全面刷新
2015年	4月	野村証券を代理店として相続関連サービスの取扱開始
2016年	4月	野村ホームバンキング（現「バンキングサービス」）と野村証券が提供する「野村ネット&コール」との接続を開始
2018年	1月	野村証券を代理店として「ラップ信託」（遺言代用信託）の営業開始
2019年	4月	監査等委員会設置会社へ移行
2020年	8月	投資信託受託残高が20兆円を突破
2020年	9月	山陰合同銀行を信託契約代理店とし、同行にて「ラップ信託」（遺言代用信託）の営業開始
2021年	4月	阿波銀行を信託契約代理店とし、同行にて「ラップ信託」（遺言代用信託）の営業開始
	11月	投資信託受託残高が30兆円を突破
2022年	12月	「野村信託銀行 サステナビリティ方針」の制定
2023年	3月	大分銀行を信託契約代理店とし、同行にて「ラップ信託」（遺言代用信託）の営業開始
	5月	福井銀行を信託契約代理店とし、同行にて「ラップ信託」（遺言代用信託）の営業開始
	10月	開業30周年
2024年	4月	公募投資信託として日本初となる、「受託者一者計算」スキームを採用したファンドを受託
2025年	1月	投資信託受託残高が40兆円を突破

# 銀行代理業を営む営業所一覧

■ 野村信託銀行を所属銀行とする銀行代理業者  
野村證券株式会社

■ 銀行代理業者（野村證券）が銀行代理業務を営む営業所一覧（2025年7月1日現在）

本店	八王子支店	中部	奈良支店
大阪支店	町田支店	長野支店	和歌山支店
名古屋支店	関東	松本支店	プライベートバンキング京都オフィス
	浦和支店	岐阜支店	中国
北海道	川口支店	静岡支店	鳥取島根法人部
旭川支店	川越支店	沼津支店	岡山支店
釧路支店	熊谷支店	浜松支店	広島支店
札幌支店	越谷支店	岡崎支店	福山支店
とちぎ帯広営業所	さいたま支店	豊田支店	下関支店
函館支店	所沢支店	豊橋支店	徳山支店
東北	柏支店	名古屋駅前支店	四国
青森支店	千葉支店	津支店	徳島法人部
八戸支店	船橋支店	四日市支店	高松支店
盛岡支店	松戸支店	新潟支店	高知支店
仙台支店	厚木支店	富山支店	九州・沖縄
秋田支店	小田原支店	金沢支店	北九州支店
山形支店	川崎支店	福井法人部	久留米支店
福島法人部	たまプラーザ支店	近畿	福岡支店
東京都内	戸塚支店	大津支店	西日本法人営業部
品川支店	平塚支店	京都支店	佐賀支店
新宿支店	藤沢支店	梅田営業部	佐世保支店
自由が丘支店	横須賀支店	堺支店	長崎支店
大森支店	横浜支店	高槻支店	熊本支店
渋谷支店	つくば支店	天王寺支店	大分法人部
荻窪支店	水戸支店	なんば支店	宮崎支店
池袋支店	宇都宮支店	枚方支店	鹿児島支店
小岩支店	太田支店	神戸支店	那覇支店
吉祥寺支店	高崎支店	西宮支店	
立川支店	甲府支店	姫路支店	
調布支店			

## 財務データ

### Contents

財務諸表	36
主要な業務の状況を示す指標	58
内国為替・外国為替に関する指標	61
預金に関する指標	62
貸出金等に関する指標	65
有価証券等に関する指標	69
有価証券等の時価情報	72
デリバティブ取引情報	74
信託業務に関する指標	76
経営諸比率の状況	80
役員報酬	82
パーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（自己資本の構成）	84
パーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定性）	86
パーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定量）	92
パーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定性） 2024年3月期	100
パーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定量） 2024年3月期	106

### 財務諸表の適正性及び作成に係る内部監査の有効性について

2025年6月26日  
野村信託銀行株式会社  
代表取締役社長  
岡田 伸一

野村信託銀行株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの2025年ディスクロージャー誌に関して、私の知る限りにおいて、下記事項を確認いたします。

#### 記

- 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（財務諸表）は、すべての重要な点において、適正に表示されていることを確認いたしました。
- 当該確認を行うにあたり、インターナル・オーディット部による報告を含め、財務諸表の適正な開示が合理的に保証される内部統制及び手続きが有効に機能していることを確認いたしました。

以上

本誌に掲載する財務資料のうち、会社法第435条第2項に定められた計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）については、会社法第436条第2項1号の規程に基づき、当社の会計監査人であるEY 新日本有限責任監査法人の監査を受けており、同監査法人より適正意見が表明されております。

# 財務諸表

## ■ 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2024年3月末	2025年3月末
<b>資産の部</b>		
現金預け金	795,046	542,921
預け金	795,046	542,921
有価証券	296,090	310,655
国債	72,362	79,760
地方債	71,250	117,482
社債	39,987	24,262
その他の証券	112,489	89,150
貸出金	914,097	1,044,434
証書貸付	119,818	104,173
当座貸越	794,278	940,260
外国為替	3,113	3,091
外国他店預け	3,112	3,091
取立外国為替	0	—
その他資産	111,241	135,373
前払費用	226	240
未収収益	5,542	6,844
金融派生商品	53,250	73,402
金融商品等差入担保金	35,271	51,984
その他の資産	16,951	2,901
有形固定資産	459	341
建物	136	73
その他の有形固定資産	323	268
無形固定資産	8,863	18,800
ソフトウェア	3,533	3,720
ソフトウェア仮勘定	5,329	15,079
その他の無形固定資産	1	1
繰延税金資産	13,599	20,691
貸倒引当金	△ 1,091	△ 891
<b>資産の部合計</b>	<b>2,141,420</b>	<b>2,075,418</b>

## ■ 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2024年3月末	2025年3月末
<b>負債の部</b>		
預金	1,306,699	1,357,338
当座預金	16,338	14,794
普通預金	532,133	354,140
定期預金	647,344	871,955
その他の預金	110,882	116,447
譲渡性預金	232,856	269,251
コールマネー	31,984	29,243
借入金	91,000	101,500
借入金	91,000	101,500
信託勘定借	323,258	137,657
その他負債	57,261	78,497
未払法人税等	4,746	6,553
未払費用	3,364	5,002
前受収益	230	195
金融派生商品	46,834	62,427
金融商品等受入担保金	248	109
資産除去債務	375	375
その他の負債	1,462	3,833
賞与引当金	1,884	2,085
退職給付引当金	1,583	1,690
<b>負債の部合計</b>	<b>2,046,528</b>	<b>1,977,264</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	28,270	28,270
資本準備金	20,000	20,000
その他資本剰余金	8,270	8,270
利益剰余金	20,000	23,298
利益準備金	2,025	2,571
その他利益剰余金	17,975	20,726
繰越利益剰余金	17,975	20,726
株主資本合計	98,270	101,568
その他有価証券評価差額金	△ 5,979	△ 6,941
繰延ヘッジ損益	2,601	3,526
評価・換算差額等合計	△ 3,378	△ 3,414
<b>純資産の部合計</b>	<b>94,892</b>	<b>98,153</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,141,420</b>	<b>2,075,418</b>

# 財務諸表

## ■ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2024年3月期	2025年3月期
<b>経常収益</b>	<b>33,807</b>	<b>37,641</b>
信託報酬	13,582	15,331
資金運用収益	10,210	14,807
貸出金利息	7,051	10,234
有価証券利息配当金	3,198	2,733
コールローン利息	0	7
預け金利息	△ 473	1,427
金利スワップ受入利息	419	304
その他の受入利息	15	99
役員取引等収益	4,771	4,366
受入為替手数料	390	410
その他の役員収益	4,380	3,956
その他業務収益	4,884	2,927
外国為替売買益	—	1,101
金融派生商品収益	3,938	1,824
その他の業務収益	945	1
その他経常収益	358	208
貸倒引当金戻入益	347	199
その他の経常収益	10	9
<b>経常費用</b>	<b>26,178</b>	<b>29,454</b>
資金調達費用	4,974	7,719
預金利息	4,111	6,183
譲渡性預金利息	97	493
コールマネー利息	721	516
借入金利息	41	251
その他の支払利息	2	274
役員取引等費用	1,155	1,409
支払為替手数料	156	176
その他の役員費用	998	1,232
その他業務費用	1,995	349
外国為替売買損	1,912	—
国債等債券売却損	83	209
国債等債券償却	0	0
その他の業務費用	—	139
営業経費	18,050	19,974
その他経常費用	2	1
その他の経常費用	2	1
<b>経常利益</b>	<b>7,628</b>	<b>8,187</b>

## ■ 損益計算書（続き）

(単位：百万円)

科 目	2024年3月期	2025年3月期
<b>特別利益</b>	<b>27</b>	<b>51</b>
その他の特別利益	27	51
<b>特別損失</b>	<b>0</b>	<b>355</b>
固定資産処分損	0	0
減損損失	—	94
その他の特別損失	—	260
<b>税引前当期純利益</b>	<b>7,656</b>	<b>7,883</b>
法人税、住民税及び事業税	5,495	8,895
法人税等調整額	△ 3,299	△ 7,039
法人税等合計	2,196	1,855
<b>当期純利益</b>	<b>5,460</b>	<b>6,027</b>

## ■ 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	2025年3月期								
	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
資本準備金		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	50,000	20,000	8,270	28,270	2,025	17,975	20,000	—	98,270
当期変動額									
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	546	△ 3,276	△ 2,730	—	△ 2,730
当期純利益	—	—	—	—	—	6,027	6,027	—	6,027
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	546	2,751	3,297	—	3,297
当期末残高	50,000	20,000	8,270	28,270	2,571	20,726	23,298	—	101,568

(単位：百万円)

	2025年3月期			純資産合計
	評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 5,979	2,601	△ 3,378	94,892
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△ 2,730
当期純利益	—	—	—	6,027
自己株式の処分	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 961	925	△ 36	△ 36
当期変動額合計	△ 961	925	△ 36	3,261
当期末残高	△ 6,941	3,526	△ 3,414	98,153

# 財務諸表

## ■ 株主資本等変動計算書（続き）

（単位：百万円）

2024年3月期										
	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	50,000	20,000	8,270	28,270	1,871	13,439	15,310	—	93,580	
当期変動額										
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
剰余金の配当	—	—	—	—	154	△ 924	△ 770	—	△ 770	
当期純利益	—	—	—	—	—	5,460	5,460	—	5,460	
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	—	—	—	154	4,536	4,690	—	4,690	
当期末残高	50,000	20,000	8,270	28,270	2,025	17,975	20,000	—	98,270	

（単位：百万円）

2024年3月期				
	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 5,905	1,880	△ 4,024	89,556
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△ 770
当期純利益	—	—	—	5,460
自己株式の処分	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 74	720	645	645
当期変動額合計	△ 74	720	645	5,336
当期末残高	△ 5,979	2,601	△ 3,378	94,892

## ■ キャッシュ・フロー計算書（単体・間接法）

（単位：百万円）

科目	2024年3月期	2025年3月期
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	7,656	7,883
減価償却費	2,359	2,170
減損損失	—	94
貸倒引当金の増減(△)	△ 347	△ 199
賞与引当金の増減(△)	575	201
退職給付引当金の増加額	77	107
その他の特別利益	△ 27	△ 51
資金運用収益	△ 10,210	△ 14,807
資金調達費用	4,974	7,719
有価証券関係損益(△)	△ 862	349
為替差損益(△)	△ 15,521	1,308
固定資産処分損益(△)	0	0
金融派生商品(資産)の純増(△)減	△ 15,114	△ 20,152
金融派生商品(負債)の純増減(△)	11,516	15,593
繰延ヘッジ損失の増(△)減	131	63
繰延ヘッジ利益の増減(△)	911	1,314
貸出金の純増(△)減	△ 115,874	△ 130,336
預金の純増減(△)	134,508	50,638
譲渡性預金の純増減(△)	△ 17,700	36,394
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	9,500	10,500
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△ 27	29
保証金・委託金による純増(△)減	△ 13,234	△ 1,866
コールマネー等の純増減(△)	△ 13,325	△ 2,740
外国為替(資産)の純増(△)減	△ 241	21
信託勘定借の純増減(△)	87,828	△ 185,600
資金運用による収入	15,189	18,912
資金調達による支出	△ 9,595	△ 10,861
仮払金の純増(△)減	65	△ 227
仮受金の純増減(△)	△ 440	2,334
その他	1	△ 1,356
小計	62,770	△ 212,560
法人税等の支払額	△ 3,889	△ 7,357
営業活動によるキャッシュ・フロー	58,881	△ 219,917
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△ 87,546	△ 146,738
有価証券の売却による収入	27,260	37,676
有価証券の償還による収入	106,705	91,723
有形固定資産の取得による支出	△ 253	△ 106
有形固定資産の売却による収入	—	—
無形固定資産の取得による支出	△ 5,664	△ 12,001
投資活動によるキャッシュ・フロー	40,501	△ 29,446
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	—	—
自己株式の取得による支出	—	—
配当金の支払額	△ 770	△ 2,730
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 770	△ 2,730
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	—	—
<b>V 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)</b>	98,613	△ 252,094
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>	696,380	794,993
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>	794,993	542,899

### 〔現金及び現金同等物の範囲〕

現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

# 財務諸表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年	～	15年
器具備品	3年	～	20年

#### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、当社基準に定めた外部格付機関により査定基準日直前に公表された累積デフォルト率に基づき計上しております。また、一部の債務者については、内部格付モデルにより格付評価を行い、マクロ経済シナリオ等に基づく予想損失額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。なお、特定海外債権については、該当ありません。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

#### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

### 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 7. 収益の計上方法

収益の計上は、金融商品会計基準の範囲に含まれる金融商品に係る取引を除き、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2024年9月13日）を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

#### (1) 主要な業務における顧客との契約に基づく主な義務の内容と、収益を認識する通常の時点

① 信託報酬は、当社が受託するファンド等を信託契約に基づいて管理・運用する義務があります。

信託報酬は、ファンドの信託約款等に基づき、主に以下の方法によって収益を認識しております。

- 日々の純資産総額に対する一定割合

- 期中元本平均残高に対する一定割合

- 加入者人数に応じた報酬額

- 当初契約により定められた固定報酬額

当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足され、ファンドの信託期間にわたり収益として認識しております。

② その他の受入手数料報酬は、グループ会社の顧客基盤や取引、預り資産等の拡大のための協力を行っており、当社のビジネスインフラを利用して、グループ会社への業務支援等を行う義務があります。当該収益は、損益計算書の役員取引等収益に含まれております。

その他の受入手数料報酬は、契約内容に基づき、以下の方法によって収益を認識しております。

- 預り資産等の増加額に対する一定割合

- サービス提供に係る維持運営コストに対する一定割合

③ 相続関連受入手数料報酬は、当初契約段階での公正証書の作成サポート・作成等および相続発生後の遺言執行者としての職務遂行等の対価です。当該収益は、損益計算書の役員取引等収益に含まれております。

相続関連受入手数料報酬は、公正証書の作成サポート・作成等の完了段階、遺言執行者としての業務完了段階のそれぞれの時点で、履行義務が充足され、それぞれの段階において契約内容に基づく報酬金額を収益として認識しております。

# 財務諸表

## 8. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する包括ヘッジによる繰延ヘッジ、及び個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺する包括ヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、相場変動を相殺する個別ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定を省略しております。

また、一部の金融資産から生じる金利リスクをヘッジする目的で、金利スワップの特例処理を適用しております。なお、上記のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められている特例的な取扱いを適用しております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

## 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「法人税等会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

## 貸倒引当金

### 1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 891百万円

### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### (1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

#### (2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

### (3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 追加情報関係

当社は、2025年3月18日の経営会議において、2025年4月1日付で退職一時金制度からキャッシュ・バランス・プランへの移行を目的とした退職給付制度の改訂を行うことを決定しました。

当社は、移行時に「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 2007年2月7日)を適用し当該制度の改廃に伴う財務諸表に与える影響額を認識しました。これにより、当事業年度において、営業経費に86百万円を計上しております。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息並びに仮払金の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額について該当はありません。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

2. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(移管指針第1号 2024年7月1日)に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、1,506百万円です。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 117,655百万円

担保資産に対応する債務

借入金 15,000百万円

上記の他、為替決済の担保及び信託業の営業保証金等として、有価証券15,551百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金1,054百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,850百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが9,450百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契

# 財務諸表

約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 2,922 百万円
6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務については、該当ありません。
7. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権については、該当ありません。
8. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債務については、該当ありません。
9. 関係会社に対する金銭債権総額 49 百万円
10. 関係会社に対する金銭債務総額 370 百万円
11. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は546百万円であります。

## （損益計算書関係）

### 1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	－百万円
役員取引等に係る収益総額	34 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	－百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

### 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役員取引等に係る費用総額	－百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,048 百万円
その他の取引に係る費用総額	－百万円

2. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益 199 百万円を含んでおります。
3. 当社受託投資信託の二重課税調整に係るデータ提供事務（外国所得税額調整計算のためのデータ提供事務）において過誤があり、源泉徴収税額が過少となり、受益者の受取った収益の分配の額が過大となっていたことが、2025 年 2 月に判明しました。この事務過誤に伴い、源泉徴収税額の不足額と過少申告加算税、延滞税の納税を行うにあたりまして、当該納税額及び関連事務費用の負担に備えるため、今後発生が予想される金額として 260 百万円を特別損失に計上しております。

## （株主資本等変動計算書関係）

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式	1,400	－	－	1,400	
普通株式	1,400	－	－	1,400	－

なお、自己株式については該当ありません。

2. 発行している新株予約権及び自己新株予約権については該当ありません。

## 3. 配当に関する事項

### （1）当事業年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024 年 5 月 15 日 取締役会	普通株式	2,730 百万円	1,950 円	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 3 日

### （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当該事業年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025 年 5 月 14 日 取締役会	普通株式	3,010 百万円	2,150 円	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 2 日

## （金融商品関係）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、野村グループの信託銀行として、預金・融資・為替といった「銀行ビジネス」、お客様の財産をお預かりして運用・管理する「信託ビジネス」、及び有価証券取引等の「証券・運用ビジネス」を展開しております。野村証券を銀行代理店及び信託契約代理店とした代理店業務では、「バンキングサービス」（インターネットバンキングサービス）を利用した個人向け預金商品や、法人向け円貸付組預金を提供しております。これらの代理店チャネルからの預金に加え、譲渡性預金、借入金等により、資金を調達しております。

調達された資金は、野村グループの国内営業基盤の優位性を活用し、富裕層向け融資や「野村 Web ローン」といった有価証券等を担保とするローン商品、有価証券をリパッケージしたローン商品、及び公社債等の有価証券投資で運用しております。

これらの金融資産・負債から生じる市場リスク及び流動性リスクは、フロント部門での管理に加え、独立したミドルオフィス、ALM 委員会及びリスク管理委員会で総合的に管理しております。

#### （2）金融商品の内容及びそのリスク

当社は、貸出金及び有価証券を中心に運用しており、それぞれ顧客の債務不履行リスク及び発行体のデフォルトリスクが存在しております。貸出金残高の 9 割程度を占める有価証券等を担保としたローン商品は、保全率が高く、信用リスクは限定されております。一方、有価証券等担保ローン以外の貸出金は、高格付の相手先への貸出が中心ではあるものの、経済環境等の状況変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券は、主に国債、地方債、政府関係機関債、社債で構成されており、大部分は「その他有価証券」に該当します。また、一部の有価証券は金利スワップ取引により金利リスクをヘッジしており、それらの取引にはヘッジ会計を適用しております。

コールマネーに代表される市場からの資金調達は、金融環境によっては市場規模が縮小し、円滑な資金調達に支障をきたす可能性があります。担保適格の有価証券を保有することで、流動性リスクを一定水準に抑えております。

#### （3）金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当社では、信用供与先の財務状況の悪化等による不良債権の発生を未然に防ぐため、貸出金・有価証券ともに、個別案件・発行体ごとに審査部門が審査を実施しております。また、信用供与先ごと及び信用供与先のグループごとのエクスポージャー管理を日次で行うとともに、統計的な手法によるリスク計測を定期的実施しております。

ローン商品では、信用格付に基づいたプライシング運営の推進、及び与信集中リスクをコントロールするための業種別リスク量リミットの導入といった与信ポートフォリオ運営の高度化に取り組んでおります。加えて、有価証券を担保としたローン商品については、回収リスクを一定水準に抑えるために、担保設定されている株式の市場での売買状況等を定期的にモニターしております。

# 財務諸表

## ② 市場リスクの管理

### 1) 市場リスクの管理体制

当社では、経営会議で市場リスク管理の基本的考え方を明確化し、それに応じて、ポジション限度、VaR リミット、BPV リミット、ロスカットルール等を設定することで、市場リスクを適切にコントロールしております。外国為替取引においては、市場リスクは極力とらない方針の下、必要最低限のポジション限度、VaR リミットで運営しております。貸出金、預金及び資金証券取引においては、商品ごとに残高枠を設定するとともに、金利変動による損失リスクを許容範囲に抑える目的で、金利スワップ取引等によるヘッジ取引を行っております。これらの銀行勘定の運営計画は、半年ごとに ALM 委員会及びリスク管理委員会で審議されております。また、日々のポジション及び損益の状況は、リスク統括部から毎営業日、常勤役員及び関係部署に報告されております。

### 2) 市場リスクに係る定量的情報

当社では、市場リスクを「金利、為替、有価証券価格等の変動により損失を被るリスク」とし、ヒストリカル・シミュレーション法（信頼区間 99%、保有期間はトレーディング業務 10 日間、バンキング業務 20 日間）による VaR で市場リスク量を計測しております。2025 年 3 月末現在で当社のトレーディング業務（外国為替取引）の市場リスク量（損失額の推定値）は 27 百万円、バンキング業務の市場リスク量は 1,213 百万円となっております。

なお、当社では、モデルが算出する VaR と実際の損益を比較するバックテストを実行しております。2025 年 3 月期にトレーディング業務を対象に実施したバックテストの結果、実際の損益が VaR を超えた回数は 1 回であり、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉しきれない場合があります。

### ③ 流動性リスクの管理

当社は、資産・負債の特性や経営計画、市場変動等を総合的に把握し、必要な資金を円滑に確保し、予想外の損失の発生を未然に防止することを流動性リスク管理の基本方針としております。月次で開催される ALM 委員会において、資金ポジションの状況や取扱商品ごとの市場動向等の確認を行い、今後の方針を決定しております。

日々の資金繰りの状況は、リスク統括部から毎営業日、常勤役員及び関係部署に報告されております。また、資金調達状況に応じて「平常」、「注意」、「懸念」、「危機」のモードを設定し、モードごとの対応策を適時実施する体制としております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に依拠した場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。（（注 1）参照）また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、コールマネー、信託勘定借は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	25,065	25,558	492
その他有価証券（*1）	285,166	285,166	—
(2) 貸出金	1,044,434	—	—
貸倒引当金（*2）	△ 891	—	—
	1,043,542	1,043,194	△ 347
資産計	1,353,774	1,353,918	144
(1) 預金	1,357,338	1,357,338	—
(2) 譲渡性預金	269,251	269,251	—
(3) 借入金	101,500	101,500	—
負債計	1,728,089	1,728,089	—
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	5,925	5,925	—
ヘッジ会計が適用されているもの	5,050	4,623	(426)
デリバティブ取引計	10,975	10,548	(426)

(\*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-9 項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

(注 1) 市場価格のないその他の証券及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（1）その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
その他の証券（*1）	15
組合出資金（*2）	408

(\*1) 上記のその他の証券のうち、非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注 2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
有価証券						
満期保有目的の債券	5,000	20,000	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	74,444	64,403	117,068	7,477	8	30,400
貸出金（*）	964,068	39,561	23,193	11,771	1,618	4,221
合 計	1,043,512	123,964	140,261	19,248	1,626	34,622

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは該当ありません。

# 財務諸表

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,056,832	39,305	6,700	300	45,900	208,300
譲渡性預金	269,251	—	—	—	—	—
コールマネー	29,243	—	—	—	—	—
借入金	—	15,000	—	500	6,000	80,000
信託勘定借	137,657	—	—	—	—	—
合計	1,492,985	54,305	6,700	800	51,900	288,300

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。  
なお、社債については該当ありません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券(*)				
国債・地方債等	54,695	117,482	—	172,177
社債	—	24,262	—	24,262
その他	34,440	52,134	—	86,575
デリバティブ取引				
金利関連	—	62,082	—	62,082
通貨関連	—	11,320	—	11,320
資産計	89,136	267,282	—	356,418
デリバティブ取引				
金利関連	—	57,244	—	57,244
通貨関連	—	5,182	—	5,182
負債計	—	62,427	—	62,427

(\*) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は2,150百万円であります。

#### 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他有価証券評価差額金等(*)		購入、売却及び償還額	投資信託の基準価格を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価格を時価とみなさないこととした額	期末残高	貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益(*)
	損益に計上(*)	その他有価証券評価差額金等に計上(*)					
2,122	—	28	—	2,150	—	2,150	289

(\*)1 損益計算書の「国債等債券売却益」に含まれております。

(\*)2 貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」及び「繰延税金負債」に含まれております。

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	—
国債・地方債等	25,558	—	—	25,558
貸出金	—	—	1,043,194	1,043,194
資産計	25,558	—	1,043,194	1,068,752
預金	—	1,357,338	—	1,357,338
譲渡性預金	—	269,251	—	269,251
借入金	—	101,500	—	101,500
負債計	—	1,728,089	—	1,728,089

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

### 資産

#### 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

#### 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

# 財務諸表

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。貸出金については、主としてレベル3の時価に分類しております。

## 負債

### 預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価とみなしております。長期の定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は預入後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられる為、当該帳簿価額を時価としております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を決算日時点におけるスワップ取引に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（先物為替、通貨オプション、通貨スワップ等）は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しない為、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値やオプション価格計算モデル等により時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、ブレイン・パニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

## (有価証券関係)

売買目的有価証券ならびに子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については該当ありません。

### 1. 満期保有目的の債券（2025年3月31日現在）

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	25,065	25,558	492
合計		25,065	25,558	492

### 2. その他有価証券（2025年3月31日現在）

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	12,373	12,354	18
	国債	—	—	—
	地方債	12,373	12,354	18
	その他	12,568	12,277	291
	外国債券	10,401	10,400	0
	その他	2,167	1,877	290
小計		24,942	24,632	309
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	184,066	192,159	△ 8,093
	国債	54,695	60,167	△ 5,471
	地方債	105,108	107,434	△ 2,326
	社債	24,262	24,557	△ 294
	その他	76,157	78,507	△ 2,350
	外国債券	76,148	78,497	△ 2,349
その他	8	9	△ 0	
小計		260,223	270,666	△ 10,443
合計		285,166	295,299	△ 10,133

### 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債券	37,676	—	△ 209
国債	19,960	—	△ 47
地方債	3,543	—	△ 57
社債	14,172	—	△ 105
合計	37,676	—	△ 209

### 4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得価格まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当期における減損処理額は、0百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価の50%以上下落、又は、時価が取得原価の30%超50%未下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等ならびに当該発行会社の業績等を勘案し、回復する見込みがあると判断された銘柄以外のものについて減損処理を行っております。

## (金銭の信託関係)

金銭の信託については該当ありません。

# 財務諸表

## (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	49百万円
退職給付引当金	532
賞与引当金	611
減損損失	41
未払事業税	379
デリバティブ調整額	16,474
繰延消費税額等	30
その他有価証券評価差額金	3,191
減価償却超過額	688
その他	336
繰延税金資産小計	22,337
評価性引当額	△11
繰延税金資産合計	22,326
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	1,621
その他	13
繰延税金負債合計	1,634
繰延税金資産の純額	20,691百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(2025年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.0%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.5%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は281百万円増加し、その他有価証券評価差額金は50百万円増加し、繰延ヘッジ損益は25百万円減少し、法人税等調整額は281百万円減少しております。

## (収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当会計期間(自2024年4月1日至2025年3月31日) (単位:百万円)

	信託報酬	役務収益		
		その他の受入れ手数料(ビジネスインフラを利用した業務支援等)	相続関連受入手数料	その他
一時点で移転されるサービス	46	—	2,007	583
一定期間にわたり移転されるサービス	15,285	547	—	1,188
顧客との契約から認識した収益	15,331	547	2,007	1,771

役務収益は、損益計算書の役務取引等収益に含まれております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針、7 収益の計上方法に記載の通りです。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(単位:百万円)

	当会計年度期首	当会計年度末
顧客との契約から生じた債権	3,837	4,128
契約負債	110	124

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「未収収益」に、契約負債は「前受収益」に含まれています。

## (関連当事者との取引に関する事項)

- |                 |                               |
|-----------------|-------------------------------|
| 1. 親会社及び法人主要株主等 | 一般的な取引条件であるものを除き、重要な取引はありません。 |
| 2. 子会社及び関連会社等   | 該当事項はありません。                   |
| 3. 兄弟会社等        | 一般的な取引条件であるものを除き、重要な取引はありません。 |
| 4. 個人主要株主等      | 該当事項はありません。                   |

# 財務諸表

## 5. 役員

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の役員及びその 近親者が議決権の過半 数を所有している会社 等	(株)高原興産 (注1)	なし	金銭貸借関係	資金の貸付 (注6)	—	貸出金	5,500
				利息の受取 (注6)	21	未収収益	8
親会社の役員及びその 近親者が議決権の過半 数を所有している会社 等	(株)高原コーポ レーション (注2)	なし	金銭貸借関係	資金の貸付 (注7)	—	貸出金	320
				資金の回収 (注7)	880		
				利息の受取 (注7)	6	未収収益	0
親会社の役員及びその 近親者が議決権の過半 数を所有している会社 等	東京ソフト(株) (注3)	なし	金銭貸借関係	資金の貸付 (注8)	—	貸出金	1,470
				資金の回収 (注8)	180		
				利息の受取 (注8)	7	未収収益	0
親会社の役員及びその 近親者が議決権の過半 数を所有している会社 等	ユニテック(株) (注4)	なし	担保の被提供	担保の受入 (注9)	37,469	—	—
親会社の役員 (2024年6月退任)	石村 和彦 (注5)	なし	金銭貸借関係	資金の貸付 (注5)	1	貸出金 (注5)	177
				利息の受取 (注5)	0	—	—

## (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	70,109円86銭
1株当たりの純利益金額	4,305円58銭

- (注) 1. (株) 高原興産は、当社親会社の取締役である高原豪久が議決権の過半を保有しております。  
 2. (株) 高原コーポレーションは、当社親会社の取締役である高原豪久が議決権の過半を保有しております。  
 3. 東京ソフト(株)は、当社親会社の取締役である高原豪久が議決権の過半を保有しております。  
 4. ユニテック(株)は、当社親会社の取締役である高原豪久が議決権の過半を保有しております。  
 5. 残高は退任時点、取引額は退任までの期間分について記載しております。  
 6. 市場金利を勘案して合理的に利率を決定しており、融資期間6年、期限一括返済となっております。  
 7. 市場金利を勘案して合理的に利率を決定しており、融資期間10年、分割返済となっております。  
 8. 市場金利を勘案して合理的に利率を決定しており、融資期間12年、分割返済となっております。  
 9. (注) 6-8の当社からの貸出金に対する有価証券担保の提供を受けております。

# 主要な業務の状況を示す指標

## ■部門別損益の内訳

(単位:百万円)

種 類	2024年3月期	2025年3月期
信託報酬	13,079	14,872
国内業務	13,079	14,872
国際業務	503	459
合計	13,582	15,331
資金運用収支	4,634	8,454
国内業務	4,634	8,454
国際業務	602	△1,366
合計	5,236	7,087
役員取引等収支	3,406	2,724
国内業務	3,406	2,724
国際業務	209	232
合計	3,616	2,956
特定取引収支	—	—
国内業務	—	—
国際業務	—	—
合計	—	—
その他業務収支	837	△296
国内業務	837	△296
国際業務	2,050	2,875
合計	2,888	2,578
業務粗利益	21,957	25,754
国内業務	21,957	25,754
国際業務	3,365	2,201
合計	25,323	27,955
一般貸倒引当金繰入額(△)	—	—
経費(臨時的経費を除く)(△)	18,010	19,912
業務純益	7,312	8,042
臨時損益	316	144
経常利益	7,628	8,187

(注) 国内業務は円建取引、国際業務は外貨建取引です。ただし、円建対非居住者取引、オフショア勘定分などは国際業務に含まれております。

## ■資金運用収支の内訳

(単位:百万円)

種 類	2024年3月期	2025年3月期
資金運用勘定		
国内業務	平均残高 1,715,507 (71,888)	1,783,693 (24,897)
	利 息 5,822 (62)	12,037 (52)
	利 回 り 0.34%	0.67%
国際業務	平均残高 177,751	138,839
	利 息 4,451	2,822
	利 回 り 2.50%	2.03%
合計	平均残高 1,821,370	1,897,635
	利 息 10,210	14,807
	利 回 り 0.56%	0.78%
資金調達勘定		
国内業務	平均残高 1,730,248	1,720,589
	利 息 1,188	3,583
	利 回 り 0.07%	0.21%
国際業務	平均残高 177,762 (71,888)	138,979 (24,897)
	利 息 3,848 (62)	4,188 (52)
	利 回 り 2.17%	3.01%
合計	平均残高 1,836,122	1,834,670
	利 息 4,974	7,719
	利 回 り 0.27%	0.42%
利ざや		
国内業務	0.27%	0.46%
国際業務	0.33%	△0.98%
合計	0.29%	0.36%

(注) 1. ( )内は、国内業務と国際業務の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)です。  
2. 国際業務の外貨建取引の平均残高は、日次カレント方式(当日のT.T.M.を当日のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しています。  
3. 合計については、国内業務と国際業務の間の資金貸借の平均残高及び利息は相殺して記載しています。

## ■受取利息・支払利息の増減

(単位:百万円)

種 類	2024年3月期	2025年3月期
受取利息		
国内業務	残高による増減 778	460
	利率による増減 △490	5,755
	純 増 減 287	6,215
国際業務	残高による増減 △1,489	△974
	利率による増減 899	△654
	純 増 減 △590	△1,628
小計	△302	4,586
支払利息		
国内業務	残高による増減 163	△6
	利率による増減 △2,005	2,401
	純 増 減 △1,842	2,395
国際業務	残高による増減 △812	△839
	利率による増減 1,865	1,179
	純 増 減 1,053	339
小計	△788	2,734
合 計	485	1,851

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めて表示しております。

## ■役員取引等収支の内訳

(単位:百万円)

種 類	2024年3月期	2025年3月期
役員取引等収益		
国内業務	4,511	4,053
国際業務	259	312
合計	4,771	4,366
うち 預金・貸出関連業務	国内業務 515	37
	国際業務 6	5
	合計 521	42
うち 為替業務	国内業務 289	287
	国際業務 101	122
	合計 390	410
うち 証券関連業務	国内業務 363	358
	国際業務 0	0
	合計 364	359
うち 代理業務	国内業務 701	783
	国際業務 —	—
	合計 701	783
うち 投資顧問業務	国内業務 1	0
	国際業務 —	—
	合計 1	0
役員取引等費用		
国内業務	1,105	1,329
国際業務	50	79
合計	1,155	1,409
うち 為替業務	国内業務 111	118
	国際業務 44	57
	合計 156	176

## 主要な業務の状況を示す指標

### ■ 特定取引収支の内訳

該当ありません。

### ■ その他業務収支の内訳

(単位：百万円)

種 類	2024年3月期	2025年3月期
外国為替売買損益	国内業務	—
	国際業務	△ 1,912
	合 計	△ 1,912
国債等債券関係損益	国内業務	△ 83
	国際業務	—
	合 計	△ 83
金融派生商品損益	国内業務	△ 24
	国際業務	3,963
	合 計	3,938
その他	国内業務	945
	国際業務	—
	合 計	945
合 計	国内業務	837
	国際業務	2,050
	合 計	2,888

### ■ 営業経費の内訳

(単位：百万円)

種 類	2024年3月期	2025年3月期
給料・手当	6,366	6,960
福利厚生費	1,073	1,198
減価償却費	2,359	2,170
建物機械賃借料	588	593
消耗品費	56	45
通信費	666	709
租税公課	1,008	1,265
その他	5,891	6,968
小 計	18,010	19,912
臨時的経費	39	62
合 計	18,050	19,974

## 内国為替・外国為替に関する指標

### ■ 外国為替取扱高

(単位：百万ドル)

		2024年3月期	2025年3月期
仕向為替	売渡為替	8,358	11,124
	買入為替	—	—
被仕向為替	支払為替	9,120	12,209
	取立為替	1	2
合 計		17,479	23,336

### ■ 外貨建資産残高

(単位：百万ドル)

	2024年3月末	2025年3月末
外貨建資産残高	779	604

### ■ 内国為替取扱高

(単位：億円、千口)

		2024年3月期	2025年3月期
送金為替	各地へ向けた分	金 額	99,942
		口 数	1,602
	各地より受けた分	金 額	151,886
		口 数	283
代金取立	各地へ向けた分	金 額	—
		口 数	—
	各地より受けた分	金 額	—
		口 数	—

# 預金に関する指標

## ■ 預金科目別残高

(単位：百万円、かつこ内は構成比)

種 類		2024年3月末	2025年3月末
預 金			
流動性預金	国内業務	548,472 (35.6%)	368,935 (22.6%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	548,472 (35.6%)	368,935 (22.6%)
うち 有利息預金	国内業務	489,979 (31.8%)	339,408 (20.8%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	489,979 (31.8%)	339,408 (20.8%)
定期性預金	国内業務	647,344 (42.0%)	871,955 (53.6%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	647,344 (42.0%)	871,955 (53.6%)
うち 固定金利定期預金	国内業務	554,244 (36.0%)	761,955 (46.8%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	554,244 (36.0%)	761,955 (46.8%)
うち 変動金利定期預金	国内業務	93,100 (6.0%)	110,000 (6.7%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	93,100 (6.0%)	110,000 (6.7%)
そ の 他	国内業務	1,311 (0.0%)	998 (0.0%)
	国際業務	109,571 (7.1%)	115,448 (7.0%)
	合 計	110,882 (7.2%)	116,447 (7.1%)
合 計	国内業務	1,197,127 (77.7%)	1,241,889 (76.3%)
	国際業務	109,571 (7.1%)	115,448 (7.0%)
	合 計	1,306,699 (84.8%)	1,357,338 (83.4%)
譲渡性預金	国内業務	232,856 (15.1%)	269,251 (16.5%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	232,856 (15.1%)	269,251 (16.5%)
総 合 計	国内業務	1,429,984 (92.8%)	1,511,140 (92.9%)
	国際業務	109,571 (7.1%)	115,448 (7.0%)
	合 計	1,539,555 (100.0%)	1,626,589 (100.0%)

## ■ 預金科目別平均残高

(単位：百万円、かつこ内は構成比)

種 類		2024年3月期	2025年3月期
預 金			
流動性預金	国内業務	467,930 (33.7%)	442,345 (29.0%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	467,930 (33.7%)	442,345 (29.0%)
うち 有利息預金	国内業務	385,534 (27.8%)	404,037 (26.5%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	385,534 (27.8%)	404,037 (26.5%)
定期性預金	国内業務	581,077 (41.9%)	739,137 (48.5%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	581,077 (41.9%)	739,137 (48.5%)
うち 固定金利定期預金	国内業務	491,319 (35.4%)	636,466 (41.8%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	491,319 (35.4%)	636,466 (41.8%)
うち 変動金利定期預金	国内業務	89,757 (6.4%)	102,671 (6.7%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	89,757 (6.4%)	102,671 (6.7%)
そ の 他	国内業務	3,512 (0.2%)	2,584 (0.1%)
	国際業務	92,234 (6.6%)	104,470 (6.8%)
	合 計	95,746 (6.9%)	107,055 (7.0%)
合 計	国内業務	1,052,519 (75.9%)	1,184,068 (77.7%)
	国際業務	92,234 (6.6%)	104,470 (6.8%)
	合 計	1,144,753 (82.6%)	1,288,538 (84.6%)
譲渡性預金	国内業務	241,090 (17.3%)	233,573 (15.3%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	241,090 (17.3%)	233,573 (15.3%)
総 合 計	国内業務	1,293,610 (93.3%)	1,417,642 (93.1%)
	国際業務	92,234 (6.6%)	104,470 (6.8%)
	合 計	1,385,844 (100.0%)	1,522,112 (100.0%)

## 預金に関する指標

### ■ 定期性預金の区分ごとの残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	期 間	2024年3月末	2025年3月末
固定金利定期預金	3カ月未満	145,608	269,970
	3カ月以上6カ月未満	78,822	124,958
	6カ月以上1年未満	154,039	175,920
	1年以上2年未満	28,945	15,239
	2年以上3年未満	3,828	24,066
	3年以上	143,000	151,800
	小 計	554,244	761,955
変動金利定期預金	3カ月未満	—	—
	3カ月以上6カ月未満	—	—
	6カ月以上1年未満	—	600
	1年以上2年未満	600	—
	2年以上3年未満	—	—
	3年以上	92,500	109,400
小 計	93,100	110,000	
その他の定期預金	3カ月未満	—	—
	3カ月以上6カ月未満	—	—
	6カ月以上1年未満	—	—
	1年以上2年未満	—	—
	2年以上3年未満	—	—
3年以上	—	—	
小 計	—	—	
合 計		647,344	871,955

### ■ 預金者別残高

(単位:百万円、かつこ内は構成比)

区 分	2024年3月末	2025年3月末
個 人	424,340 (32.4%)	423,715 (31.2%)
法 人	824,431 (63.0%)	896,309 (66.0%)
そ の 他	57,927 (4.4%)	37,313 (2.7%)
合 計	1,306,699 (100.0%)	1,357,338 (100.0%)

(注) 譲渡性預金は含まれておりません。

## 貸出金等に関する指標

### ■ 貸出金科目別残高

(単位:百万円)

種 類	2024年3月末	2025年3月末
手形貸付	国内業務	—
	国際業務	—
	合 計	—
証書貸付	国内業務	103,721
	国際業務	16,096
	合 計	119,818
当座貸越	国内業務	777,058
	国際業務	17,220
	合 計	794,278
割引手形	国内業務	—
	国際業務	—
	合 計	—
合 計	国内業務	880,780
	国際業務	33,316
	合 計	914,097
		94,981
		9,191
		104,173
		925,345
		14,914
		940,260
		—
		—
		—
		1,020,327
		24,106
		1,044,434

### ■ 貸出金科目別平均残高

(単位:百万円)

種 類	2024年3月期	2025年3月期
手形貸付	国内業務	—
	国際業務	—
	合 計	—
証書貸付	国内業務	113,461
	国際業務	22,511
	合 計	135,972
当座貸越	国内業務	692,714
	国際業務	17,428
	合 計	710,142
割引手形	国内業務	—
	国際業務	—
	合 計	—
合 計	国内業務	806,175
	国際業務	39,939
	合 計	846,115
		100,188
		13,036
		113,225
		843,650
		16,724
		860,375
		—
		—
		—
		943,839
		29,761
		973,600

### ■ 貸出金の区分ごとの残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	期 間	2024年3月末	2025年3月末
固定金利	1年以下	803,782	964,068
	1年超3年以下	24,489	25,216
	3年超5年以下	26,114	14,492
	5年超7年以下	16,539	11,771
	7年超	9,503	1,953
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	76,647	53,433
変動金利	1年超3年以下	17,970	14,344
	3年超5年以下	10,479	8,700
	5年超7年以下	88	0
	7年超	5,130	3,887
	期間の定めのないもの	—	—
小 計	33,668	26,932	
合 計		914,097	1,044,434

# 貸出金等に関する指標

## ■ 貸出金の担保種類別残高

(単位：百万円)

種 類	2024年3月末	2025年3月末
有価証券	776,665	916,050
債権	—	—
商品	—	—
不動産	32,835	39,009
その他	27,031	28,427
小計	836,532	983,488
保証	11,825	9,227
信用	65,739	51,718
合 計 (うち劣後特約付き貸出金)	914,097 (—)	1,044,434 (—)

## ■ 支払承諾見返の担保種類別残高

支払承諾見返については、該当ありません。

## ■ 貸出金の用途別残高

(単位：百万円、カッコ内は構成比)

種 類	2024年3月末	2025年3月末
設備資金	101,320 (11.0%)	113,216 (10.8%)
運転資金	812,777 (88.9%)	931,217 (89.1%)
合 計	914,097 (100.0%)	1,044,434 (100.0%)

## ■ 貸出金の業種別内訳

(単位：百万円、カッコ内は構成比)

種 類	2024年3月末	2025年3月末
製造業	4,417 (0.4%)	8,494 (0.8%)
建設業	380 (0.0%)	380 (0.0%)
電気・ガス・熱供給・水道業	3,744 (0.4%)	3,665 (0.3%)
情報通信業	15,000 (1.6%)	15,000 (1.4%)
運輸業	11,903 (1.3%)	11,803 (1.1%)
卸売業・小売業	9,420 (1.0%)	9,165 (0.8%)
金融業・保険業	30,849 (3.3%)	28,008 (2.6%)
不動産業	62,029 (6.7%)	65,390 (6.2%)
物品賃貸業	10,700 (1.1%)	9,820 (0.9%)
各種サービス業	301,774 (33.0%)	336,363 (32.2%)
その他	463,878 (50.7%)	556,342 (53.2%)
合 計	914,097 (100.0%)	1,044,434 (100.0%)

## ■ 中小企業等に関する貸出金残高

(単位：件、百万円)

		2024年3月末	2025年3月末
総貸出金残高(A)	貸出件数	13,442	15,441
	金額	914,097	1,044,434
中小企業等貸出金残高(B)	貸出件数	13,427	15,433
	金額	876,103	1,012,924
比率(%) (B/A)	貸出件数	99.8%	99.9%
	金額	95.8%	96.9%

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし卸売業は1億円、小売業・飲食店・物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業・物品賃貸業等は100人、小売業・飲食店は50人)以下の会社及び個人です。

## 貸出金等に関する指標

### 銀行法及び再生法に基づく債権と保全状況

(単位：百万円)

	2024年3月末	2025年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
合計 (A)	—	—
正常債権 (B)	918,465	1,049,644
総計 (A+B)	918,465	1,049,644
担保・保証による保全額	—	—
個別貸倒引当金	—	—
保全額計 (C)	—	—
カバー率 (C/A)	—	—

### 貸倒引当金残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	2024年3月末	2025年3月末
一般貸倒引当金	802	891
(前期末比増減)	(△ 347)	(89)
個別貸倒引当金	288	—
(前期末比増減)	(—)	(△ 288)
特定海外債権引当勘定	—	—
(前期末比増減)	(—)	(—)
合計	1,091	891

### 貸出金償却の額

該当ありません。

## 有価証券等に関する指標

### 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	残存期間	2024年3月末	2025年3月末	
国債	1年以下	—	5,018	
	1年超3年以下	40,101	39,967	
	3年超5年以下	5,011	9,786	
	5年超7年以下	—	—	
	7年超10年以下	—	—	
	10年超	27,249	24,989	
	期間の定めのないもの	—	—	
	小計	72,362	79,760	
	地方債	1年以下	29,841	5,932
		1年超3年以下	7,380	8,048
3年超5年以下		33,231	103,500	
5年超7年以下		795	—	
7年超10年以下		—	—	
10年超		—	—	
期間の定めのないもの		—	—	
小計		71,250	117,482	
短期社債		1年以下	—	—
		1年超3年以下	—	—
	3年超5年以下	—	—	
	5年超7年以下	—	—	
	7年超10年以下	—	—	
	10年超	—	—	
	期間の定めのないもの	—	—	
	小計	—	—	
	社債	1年以下	1,504	5,391
		1年超3年以下	31,911	17,495
3年超5年以下		4,577	980	
5年超7年以下		—	—	
7年超10年以下		—	—	
10年超		1,994	395	
期間の定めのないもの		—	—	
小計		39,987	24,262	
株式		1年以下	—	—
		1年超3年以下	—	—
	3年超5年以下	—	—	
	5年超7年以下	—	—	
	7年超10年以下	—	—	
	10年超	—	—	
	期間の定めのないもの	—	—	
	小計	—	—	
	外国債券	1年以下	35,500	62,426
		1年超3年以下	68,120	17,853
3年超5年以下		—	—	
5年超7年以下		6,065	6,270	
7年超10年以下		—	—	
10年超		—	—	
期間の定めのないもの		—	—	
小計		109,687	86,550	
外国株式		1年以下	—	—
		1年超3年以下	—	—
	3年超5年以下	—	—	
	5年超7年以下	—	—	
	7年超10年以下	—	—	
	10年超	—	—	
	期間の定めのないもの	15	15	
	小計	15	15	
	その他の証券	1年以下	0	0
		1年超3年以下	3	3
3年超5年以下		5	4	
5年超7年以下		2	1	
7年超10年以下		1	8	
10年超		1	0	
期間の定めのないもの		2,772	2,565	
小計		2,786	2,584	
合計		296,090	310,655	

# 有価証券等に関する指標

## ■ 有価証券種類別残高

(単位:百万円、かっこ内は構成比)

種 類		2024年3月末	2025年3月末
国 債	国内業務	72,362 (24.4%)	79,760 (25.6%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	72,362 (24.4%)	79,760 (25.6%)
地方債	国内業務	71,250 (24.0%)	117,482 (37.8%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	71,250 (24.0%)	117,482 (37.8%)
短期社債	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	— (—)	— (—)
社 債	国内業務	39,987 (13.5%)	24,262 (7.8%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	39,987 (13.5%)	24,262 (7.8%)
株 式	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	— (—)	— (—)
外国債券	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	109,687 (37.0%)	86,550 (27.8%)
	合 計	109,687 (37.0%)	86,550 (27.8%)
外国株式	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	15 (0.0%)	15 (0.0%)
	合 計	15 (0.0%)	15 (0.0%)
その他の証券	国内業務	2,786 (0.9%)	2,584 (0.8%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	2,786 (0.9%)	2,584 (0.8%)
合 計	国内業務	186,387 (62.9%)	224,089 (72.1%)
	国際業務	109,702 (37.0%)	86,565 (27.8%)
	合 計	296,090 (100.0%)	310,655 (100.0%)

## ■ 有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、かっこ内は構成比)

種 類		2024年3月期	2025年3月期
国 債	国内業務	66,646 (20.5%)	91,635 (28.6%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	66,646 (20.5%)	91,635 (28.6%)
地方債	国内業務	84,394 (26.0%)	85,946 (26.8%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	84,394 (26.0%)	85,946 (26.8%)
短期社債	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	— (—)	— (—)
社 債	国内業務	41,389 (12.7%)	37,293 (11.6%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	41,389 (12.7%)	37,293 (11.6%)
株 式	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	— (—)	— (—)
外国債券	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	129,029 (39.7%)	102,206 (31.9%)
	合 計	129,029 (39.7%)	102,206 (31.9%)
外国株式	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	14 (0.0%)	15 (0.0%)
	合 計	14 (0.0%)	15 (0.0%)
その他の証券	国内業務	2,858 (0.8%)	2,478 (0.7%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	2,858 (0.8%)	2,478 (0.7%)
合 計	国内業務	195,289 (60.2%)	217,353 (68.0%)
	国際業務	129,044 (39.7%)	102,222 (31.9%)
	合 計	324,333 (100.0%)	319,575 (100.0%)

# 有価証券等の時価情報

## ■ 売買目的有価証券

該当ありません。

## ■ 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種 類	2024年3月末	2025年3月末
満期保有目的の債券	—	—
その他有価証券		
非上場外国証券	15	15
その他	645	408

## ■ 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	2024年3月末	2025年3月末	
	貸借対照表計上額	25,114	25,065
	時価	26,296	25,558
国 債	差額	1,181	492
	うち益	1,181	492
	うち損	—	—

(注) 1. 時価は、当該期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 国債以外は該当ありません。

## ■ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	2024年3月末	2025年3月末	
株 式	取得原価	—	—
	貸借対照表計上額	—	—
	評価差額	—	—
国 債	取得原価	50,190	60,167
	貸借対照表計上額	47,248	54,695
	評価差額	△ 2,942	△ 5,471
	評価差額益	2	—
	評価差額損	2,944	5,471
	地 方 債	取得原価	71,336
貸借対照表計上額		71,250	117,482
評価差額		△ 86	△ 2,307
評価差額益		29	18
評価差額損		115	2,326
社 債		取得原価	40,224
	貸借対照表計上額	39,987	24,262
	評価差額	△ 237	△ 294
	評価差額益	1	—
	評価差額損	238	294
	小 計	取得原価	161,751
貸借対照表計上額		158,486	196,440
評価差額		△ 3,265	△ 8,074
評価差額益		33	18
評価差額損		3,299	8,093
そ の 他		取得原価	117,228
	貸借対照表計上額	111,828	88,725
	評価差額	△ 5,400	△ 2,058
	評価差額益	262	291
	評価差額損	5,662	2,350
	合 計	取得原価	278,980
貸借対照表計上額		270,314	285,166
評価差額		△ 8,666	△ 10,133
評価差額益		295	309
評価差額損		8,961	10,443

(注) 貸借対照表計上額は、当該期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

# デリバティブ取引情報

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりです。

なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### ■ 金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	項目	2024年3月末	2025年3月末	
店頭	金利スワップ	受取固定・支払変動	契約額等	185,800	209,800
			うち1年超	185,800	209,800
			時 価	△ 16,300	△ 25,887
			評価損益	△ 16,300	△ 25,887
	受取変動・支払固定	契約額等	—	—	
		うち1年超	—	—	
		時 価	—	—	
		評価損益	—	—	
	受取変動・支払変動	契約額等	126,300	146,200	
		うち1年超	126,300	145,600	
		時 価	△ 21,626	△ 31,328	
		評価損益	△ 21,626	△ 31,328	
	受取固定・支払固定	契約額等	—	—	
		うち1年超	—	—	
		時 価	—	—	
		評価損益	—	—	
時価合計			△ 37,927	△ 57,215	
評価損益合計			△ 37,927	△ 57,215	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書上に計上しております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

3. 金利関連デリバティブ

上記のほか、複合金融商品の組込デリバティブを区分処理したことによる評価益が 2025年3月末では 57,215百万円、2024年3月末では 37,927百万円ございます。

### ■ 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	項目	2024年3月末	2025年3月末	
店頭	通貨スワップ	契約額等	27,844	23,729	
		うち1年超	24,702	16,367	
		時 価	5,181	5,912	
		評価損益	5,181	5,912	
	為替予約	売建	契約額等	224,733	295,190
			うち1年超	—	—
			時 価	△ 6,368	△ 101
			評価損益	△ 6,368	△ 101
		買建	契約額等	206,114	295,977
			うち1年超	—	—
			時 価	4,129	293
			評価損益	4,129	293
	通貨オプション	売建	契約額等	56,537	135,848
			うち1年超	—	—
			時 価	469	1,014
			評価損益	308	216
買建		契約額等	53,171	129,225	
		うち1年超	—	—	
		時 価	422	997	
		評価損益	△ 341	△ 199	
時価合計			3,833	8,116	
評価損益合計			2,908	6,121	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書上に計上しております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

3. 通貨関連デリバティブ

上記のほか、複合金融商品の組込デリバティブを区分処理したことによる評価損が 2025年3月末では 9百万円、評価益が 2024年3月末では 38百万円ございます。

### ■ 株式関連取引

該当ありません。

### ■ 債券関連取引

該当ありません。

### ■ 商品関連取引

該当ありません。

### ■ クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

### ■ その他

該当ありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりです。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### ■ 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2024年3月末			2025年3月末		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、 その他 有価証券 (債券)	99,496	97,377	3,663	95,708	69,636	5,050
	受取変動・支払固定		99,496	97,377	3,663	95,708	69,636	5,050
金利スワップの特例処理	金利スワップ	有価証券	25,000	25,000	△ 994	25,000	20,000	△ 426
	受取変動・支払固定		25,000	25,000	△ 994	25,000	20,000	△ 426
合計			—	—	2,669	—	—	4,623

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

### ■ 通貨関連取引

該当ありません。

### ■ 株式関連取引

該当ありません。

### ■ 債券関連取引

該当ありません。

# 信託業務に関する指標

## ■ 信託財産残高表

(単位：百万円)

	2024年3月末	2025年3月末
<b>資 産</b>		
貸出金	297,376	304,054
証書貸付	297,376	304,054
有価証券	6,734,966	8,394,538
国債	2,269,211	3,449,068
地方債	86,574	114,531
社債	654,564	762,848
株式	413,159	394,547
外国証券	1,793,102	1,905,946
その他の証券	1,518,353	1,767,594
投資信託有価証券	21,656,566	25,176,808
投資信託外国投資	10,694,837	14,045,442
受託有価証券	1,081,483	1,238,448
金銭債権	69,397	58,495
生命保険債権	10,325	10,345
その他の金銭債権	59,072	48,150
その他債権	524,517	619,043
コールローン	1,159,031	1,163,481
銀行勘定貸	323,258	137,657
現金預け金	173,995	158,804
預け金	173,995	158,804
合 計	42,715,430	51,296,776
<b>負 債</b>		
指定金銭信託	388,203	404,867
特定金銭信託	3,744,761	4,417,827
年金信託	819	838
投資信託	33,853,538	40,541,363
金銭信託以外の金銭の信託	934,843	1,064,691
有価証券の信託	2,788,473	3,754,709
金銭債権の信託	822	764
包括信託	1,003,967	1,111,713
合 計	42,715,430	51,296,776

(注) 1. 財産形成給付信託及び貸付信託は取扱っておりません。  
2. 共同信託他社管理財産は該当ありません。

## ■ 元本補てん契約のある信託の内訳 合同運用指定金銭信託

(単位：百万円)

	2024年3月末	2025年3月末
<b>資 産</b>		
貸出金	—	—
有価証券	—	—
銀行勘定貸	200,442	38,508
その他	—	—
合 計	200,442	38,508
<b>負 債</b>		
元本	200,440	38,475
債権償却準備金	—	—
その他	1	33
合 計	200,442	38,508

(注) 元本補てん契約のある信託に係る債権は全て正常債権に該当し、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものはございません。

## ■ 金銭信託等の種類別有価証券ごとの運用残高

(単位：百万円)

	種 類	2024年3月末	2025年3月末
金銭信託	国債	634,288	841,773
	地方債	7,204	12,634
	短期社債	—	—
	社債	388,831	447,485
	株式	57,836	54,302
	その他の証券	2,511,922	2,922,925
	期末運用残高計	3,600,083	4,279,121
年金信託	国債	—	—
	地方債	—	—
	短期社債	—	—
	社債	—	—
	株式	—	—
	その他の証券	650	150
	期末運用残高計	650	150
合 計	国債	634,288	841,773
	地方債	7,204	12,634
	短期社債	—	—
	社債	388,831	447,485
	株式	57,836	54,302
	その他の証券	2,512,572	2,923,075
	期末運用残高計	3,600,733	4,279,271

(注) 財産形成給付信託及び貸付信託は取扱っておりません。

## ■ 信託期間別の金銭信託の元本残高

(単位：百万円)

	期 間	2024年3月末	2025年3月末
金銭信託	1年未満	1,421,787	1,438,404
	1年以上2年未満	1,956	10,996
	2年以上5年未満	5,430	9,447
	5年以上	544,988	605,858
	その他のもの	—	—
	合 計	1,974,162	2,064,707

# 信託業務に関する指標

## ■ 金銭信託等に係る貸出金残高（科目別）

（単位：百万円、かつこ内は構成比）

種 類	2024 年 3 月末	2025 年 3 月末
証書貸付	289,729 (100.0%)	290,027 (100.0%)
手形貸付	— (—)	— (—)
割引手形	— (—)	— (—)
合 計	289,729 (100.0%)	290,027 (100.0%)

（注）信託勘定の貸出金のうち、金銭信託等にかかる貸出金残高です。貸出金残高（科目別）以下、（契約期間別）、（担保種類別）、（業種別）、（使途別）、中小企業向け貸出の各表も同様です。

## ■ 金銭信託等に係る貸出金残高（契約期間別）

（単位：百万円）

期 間	2024 年 3 月末	2025 年 3 月末
1 年以下	281,000	282,200
1 年超 3 年以下	—	—
3 年超 5 年以下	—	—
5 年超 7 年以下	—	—
7 年超	8,729	7,827
合 計	289,729	290,027

## ■ 金銭信託等に係る貸出金残高（担保種類別）

（単位：百万円）

種 類	2024 年 3 月末	2025 年 3 月末
有価証券	260,000	269,700
債権	—	—
商品	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
小計	260,000	269,700
保証	—	—
信用	29,729	20,327
合 計	289,729	290,027

## ■ 金銭信託等に係る貸出金残高（業種別）

（単位：百万円、かつこ内は構成比）

種 類	2024 年 3 月末	2025 年 3 月末
情報通信業	21,000 (7.2%)	12,500 (4.3%)
金融業・保険業	260,000 (89.7%)	269,700 (92.9%)
地方公共団体	8,729 (3.0%)	7,827 (2.6%)
合 計	289,729 (100.0%)	290,027 (100.0%)

## ■ 金銭信託等に係る貸出金残高（使途別）

（単位：百万円）

種 類	2024 年 3 月末	2025 年 3 月末
設備資金	—	—
運転資金	289,729	290,027
合 計	289,729	290,027

## ■ 金銭信託等に係る中小企業向け貸出

（単位：百万円）

	2024 年 3 月末	2025 年 3 月末
総貸出金（A）	289,729	290,027
中小企業等に対する貸出金残高（B）	21,000	12,500
比率（%）（B/A）	7.2%	4.3%

（注）中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食店、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食店は50人）以下の会社及び個人です。

## ■ 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高

（単位：百万円）

種 類	2024 年 3 月末	2025 年 3 月末	
金銭信託	貸 出 金	289,729	290,027
	有 価 証 券	3,600,083	4,279,121
	合 計	3,889,813	4,569,148
年金信託	貸 出 金	—	—
	有 価 証 券	650	150
	合 計	650	150
貸出金合計	289,729	290,027	
有価証券合計	3,600,733	4,279,271	
貸出金及び有価証券合計	3,890,463	4,569,298	

（注）財産形成給付信託及び貸付信託は取扱っておりません。また、電子決済手段及び暗号資産は該当ありません。

# 経営諸比率の状況

## ■ 総資金利ざや

(単位：%)

		2024年3月期	2025年3月期
資金運用利回り	国内業務	0.34	0.67
	国際業務	2.50	2.03
	合計	0.56	0.78
資金調達原価	国内業務	1.04	1.30
	国際業務	2.88	3.87
	合計	1.25	1.51
総資金利ざや	国内業務	△ 0.70	△ 0.63
	国際業務	△ 0.38	△ 1.84
	合計	△ 0.69	△ 0.73

## ■ 利益率

(単位：%)

		2024年3月期	2025年3月期
総資産利益率 (ROA)	業務純益率	0.37	0.41
	経常利益率	0.39	0.42
	当期純利益率	0.28	0.31
資本利益率 (ROE)	業務純益率	7.96	8.86
	経常利益率	8.30	9.02
	当期純利益率	5.94	6.64

## ■ 業務粗利益率

(単位：%)

		2024年3月期	2025年3月期
業務粗利益率	国内業務	1.27	1.44
	国際業務	1.89	1.58
	合計	1.39	1.47

## ■ 預貸率

(単位：%)

		2024年3月期	2025年3月期
期末残高	国内業務	61.5	67.5
	国際業務	30.4	20.8
	合計	59.3	64.2
期中平均	国内業務	62.3	66.5
	国際業務	43.3	28.4
	合計	61.0	63.9

## ■ 預証率

(単位：%)

		2024年3月期	2025年3月期
期末残高	国内業務	13.0	14.8
	国際業務	100.1	74.9
	合計	19.2	19.0
期中平均	国内業務	15.0	15.3
	国際業務	139.9	97.8
	合計	23.4	20.9

## ■ 1店舗当たり預金・貸出金・信託資金量

(単位：百万円)

	2024年3月末	2025年3月末
預金額	1,539,555	1,626,589
貸出金	914,097	1,044,434
信託資金量	4,133,784	4,823,533

(注) 預金額には、譲渡性預金を含んでおります。

## ■ 従業員1人当たり預金・貸出金・信託資金量

(単位：百万円)

	2024年3月末	2025年3月末
預金額	2,658	2,710
貸出金	1,578	1,740
信託資金量	7,139	8,039

(注) 預金額には、譲渡性預金を含んでおります。

# 役員報酬

## 1. 当社の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

### (1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」(以下、あわせて「対象役職員」という。)の範囲については、以下のとおりであります。

#### ① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役であります。

#### ② 「対象従業員等」の範囲

当社では、対象役員以外の当社の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」または「当社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」等を「対象従業員等」として開示の対象としており、業務運営に関する重要事項・重要案件を決議・承認する機関である経営会議のメンバーである執行役員がこれに当たります。

#### (ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及び当社経営に重要な影響を与える連結子法人等をいうものとしております。

なお、当社には該当するものではありません。

#### (イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当社から基準額以上の報酬等を受ける者であります。当社では基準額を5千万円に設定しております。当該基準額は、当社の過去3年間における役員報酬額の平均をもとに設定しております。

#### (ウ) 「当社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「当社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社及びその主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、また取引等に損失が発生することにより財務の状況に重要な影響を与える者であります。

### (2) 対象役職員の報酬等の決定について

当社は、取締役の報酬について会社法の規定に従い、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定めております。なお、監査等委員会は、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について株主総会で意見を述べる事ができるものとしております。

### (3) 報酬等に関する株主総会等の開催数

開催回数 (2024年4月～2025年3月)	
株主総会	2回

## 2. 当社の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

### (1) 対象役職員の報酬等に関する方針について

当社は、「信託兼営金融機関として、銀行業務の公共性を重んじ、信用維持及び預金者保護を図ることで金融の円滑化に資するとともに、受託者責任を全うすることを通じて、健全かつ適切な運営を行うこと」、「専門性及び効率性を高めることに継続的に取り組むことで、より高度かつ信頼性の高いサービスを提供し、収益性を着実に高めていくこと」及び「野村グループが提供する金融サービスの一翼を担い、野村グループの経営目標の達成に尽力すること」という当社の経営方針に基づいて役員報酬制度を設計しております。具体的な役員報酬制度としては、役員の報酬等の構成を、

#### ① ベースサラリー

#### ② 年次賞与(現金賞与、繰延報酬)

としております。

① ベースサラリーは、役員としての職務内容・人物評価・業績実績等を勘案して決定される基本給です。

② 年次賞与は以下のとおりとなっております。

・現金賞与は、当社及び野村グループの業績を勘案して決定しております。

・繰延報酬は、2018年3月期より譲渡制限株式ユニット(RSU)を基本的な支給方法として導入し、従来の基本繰延報酬および追加繰延報酬を代替致しました。

繰延報酬は、報酬の経済的価値を当社の親会社である野村ホールディングスの株価にリンクすることや一定の受給

資格確定期間を置くことによって、中長期的な企業価値の向上という共通の目標を与えることによる部門を越えた連携・協力の推進という効果が期待されるものです。

#### (i) 譲渡制限株式ユニット

自己都合によって退職しない等の一定の要件を満たすことを条件に、予め定めるユニット数に応じた数の野村ホールディングスの普通株式等を交付するものです。

### (2) 報酬等の全体の水準が自己資本に及ぼす影響について

役員の報酬等については当期の損益の状況、今後の自己資本政策等との整合性を確認した上で、株主総会にて報酬額を決定しており、将来の自己資本の十分に重大な影響を与えないことを、グループの連結財務実績及び当社の業績によって確認しております。また、当期の役員報酬の支払総額について、当期の利益水準や内部留保の状況と比較した結果、自己資本比率に重大な影響を与えないことを確認しております。

## 3. 当社の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性及び報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定に当たっては、上記2.(1)の対象役職員の報酬等に関する方針に基づき、また、同(2)の報酬等の全体の水準が自己資本に及ぼす影響を確認し、株主総会にて決定される仕組みになっております。

## 4. 当社の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

区分	人数(名)	報酬等の総額(百万円)					
		報酬等の総額	固定報酬の総額		年次賞与の総額		
			ベース サラリー	現金賞与	繰延報酬		
対象役員	2	130	84	84	46	37	9
対象従業員等	7	333	193	193	140	128	12

(注) 当期報酬は、2025年3月期に対応する報酬額です(過去の繰延報酬等は含みません)。

## 5. 当社の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。

# バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項 (自己資本の構成)

## バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が定める事項

### 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	2024年3月末	2025年3月末
コア資本に係る基礎項目		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	95,540	98,558
うち、資本金及び資本剰余金の額	78,270	78,270
うち、利益剰余金の額	20,000	23,298
うち、自己株式の額(△)	—	—
うち、社外流出予定額(△)	2,730	3,010
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	802	891
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	802	891
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	96,343	99,450
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	6,116	12,878
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6,116	12,878
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

(単位:百万円)

項目	2024年3月末	2025年3月末
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	6,116	12,878
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	90,226	86,571
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	411,251	549,088
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	46,286	41,601
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	457,538	590,690
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	19.72%	14.65%

# バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定性)

## 定性的な開示事項

- 一 自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。)の概要

当社におきまして、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」である金融庁告示第十九号(以下「自己資本比率告示」という。)第四十条で定められている普通株式を中心に自己資本の充実を図っており、普通株式による自己資本調達のほかは、毎年の利益の一部から利益準備金もしくはその他利益剰余金を積み立てております。

- 二 自己資本充実度に関する評価方法の概要

信用リスク及びオペレーショナル・リスクについては、自己資本比率告示に基づき、リスクアセット額に8%を乗じた額と自己資本の額との対比を行い、自己資本の充実度の評価を行っております。

自己資本比率告示に基づくBIS規制で単体自己資本比率を計測する際の評価方法は、信用リスクにつきましては、標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額につきましては、2025年3月末から標準的計測手法を用いております。

リスク資本につきましては、規制資本(コア資本)との対比を踏まえた予算化を行った上、月次で実績をモニタリングし、規制資本(コア資本)との対比とをあわせて、毎月のリスク管理委員会等で報告しております。現在の自己資本の充実度につきましては、十分な水準にあるものと認識しております。

- 三 信用リスクに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及び手続の概要

当社は、信用リスク管理方針及び信用リスク管理規程、与信決裁等管理規程、担保規程等に基づき、厳格な与信審査、与信管理を行い、リスク分散、ポートフォリオ分散に留意し、オン・バランス取引及びオフ・バランス取引を統合的に管理し、適切に信用リスク管理を行っております。ポートフォリオ分散につきましては、毎月のリスク管理委員会等に報告し、そのリスク分散の状況について検証しております。

- (1) 信用格付制度

信用格付は、与信先の財務情報を利用して格付モデルによるスコアリングを実施し、さらに債務履行の確実性に影響を与える可能性のある経営リスク、法務リスク等の定性面や外部格付、関連先の信用状況等、入手可能かつ重要な最新の情報を活用して決定され、20段階に区分しております。

審査にあたっては、信用格付をベースに、金融機関の有する公共的・社会的使命を十分考慮しながら銀行の資産の健全性を保持すべく、信用リスク管理を厳正に行っております。

- (2) エクスポート(与信額)管理

信用供与先ごと及び信用供与先のグループごとのエクスポートの把握を信用リスク管理の原点として、貸出に限らず他のオン・バランス項目、オフ・バランス項目を総合的に一元管理しております。オフ・バランス取引についてはカレント・エクスポート方式によるモニタリングを実施しております。これらをベースに、過去の信用格付別のデフォルト率等を計量的に分析し、信用リスク量の計測やモニタリングを行っております。

- (3) 自己査定

与信にかかわる資産の自己査定は、金融庁の「金融検査マニュアル」(2019年12月18日廃止)等を踏まえた資産査定規程に基づき、信用格付とリンクした債務者区分をベースに、厳正な債権の分類による自己査定を実施しております。

- (4) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、貸倒償却・引当要領に則り、次のとおり計上いたします。

債務者区分が正常先及び要注意先に対する債権につきましては、一定の種類毎に分類し、当社基準に定めた外部格付機関により査定基準日直前に公表された累積デフォルト率に基づき計上しております。また、一部の債務者については、内部格付モデルにより格付評価を行い、マクロ経済シナリオ等に基づく予想損失額を計上しております。

債務者区分が破綻懸念先に対する債権につきましては、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

債務者区分が実質破綻先及び破綻先に対する債権につきましては、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

- ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

- (1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等(適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。)の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。)

リスク・ウェイトの判定に当たり、当社は、すべてのエクスポートにおいて、以下の4つの格付機関を適格格付機関として使用しております。

株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)、S & Pグローバル・レーティング(S&P)

- (2) エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に当たり、当社は、すべてのエクスポートにおいて、以下の4つの格付機関を適格格付機関として使用しております。

株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)、S & Pグローバル・レーティング(S&P)

- 四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当社は、リスク管理の観点から、取引相手の信用リスクを削減するため、担保・保証等による保全を行っております。当社は、自己資本比率告示に基づき、①適格金融資産担保、②保証又はクレジット・デリバティブ、③貸出金と自行預金との相殺を採用しております。

当社が金融資産を貸出金などの債権等の担保としている場合は、担保でカバーされている部分を調整した上で控除する包括的手法により信用リスク削減効果を反映させております。適格金融資産は、現金、自行預金、国債等ソブリン(政府、中央銀行、公共部門)が発行する債券、発行者の外部格付がBBB-以上の債券、上場株式、投資信託等であります。保証、クレジット・デリバティブの場合は、債務者のリスク・ウェイトを、保証人やプロテクションの提供者のリスク・ウェイトに置き換える置換え方式により信用リスク削減効果を反映させております。適格な保証人、プロテクション提供者は、中央政府、日本の地方公共団体・政府関係機関、外国の公共部門、国際開発銀行、銀行・証券会社等で原債務者より低いリスク・ウェイトのもの、及び適格格付機関が格付を付与しているものとしております。

貸出金と自行預金の相殺を用いるにあたっては、貸出金と自行預金の相殺が法的に有効であること、同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自行預金をいつでも特定できること、自行預金が継続されないリスクが監視・管理されていること、相殺後の額が監視・管理されていることを満たすようにしております。

- 五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引(デリバティブ取引)の場合、取引相手に対する信用リスクに係る信用リスク・アセット額は、与信相当額にリスク・ウェイトを掛けて算出しております。当社は、カレント・エクスポート方式により、与信相当額を算出しております。

- (1) 担保による保全及び引当金の算定方針

取引先の信用力に応じて適切な保全措置を行っております。一部の取引相手とはISDA Credit Support Annex(CSA)等を締結しております。引当金については、債権に準じて、取引先の信用力に応じて、クレジットリザーブを算出しております。

- (2) 当社の信用力悪化により担保を追加的に提供する可能性

ISDA Credit Support Annex(CSA)等を締結する取引においては、当社の格付低下等の信用力悪化によって追加的に担保を取引相手に提供する義務が発生するものがあります。

- 六 証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当社は、「投資家」として証券化商品への投資を行っており、「オリジネーター」もしくは「サービサー」として証券化取引は行っておりません。

当社が、「投資家」として関わる場合は、リスク管理委員会において投資方針と投資商品のリスク内容を分析した上で、毎期投資上限を定めることとしております。また、新しい投資商品や運用手法への投資を検討する場合は、新規商品等検討委員会、リスク管理委員会において協議した上で投資を行う態勢としております。

当社は、クレジット・カード債権等を裏付けとした証券化商品への投資を行っており、保有する証券化商品に関連した信用リスク及び金利リスクを有しておりますが、これは、貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的に変わりません。また、裏付資産の格付やデフォルト率の変化等により時価が変動するリスクを有しております。

# バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定性)

- 自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで(自己資本比率告示第三百二条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要  
個別銘柄への投資にあたっては、裏付資産等の内容・分散度合い、優先劣後構造等スキームの内容を十分に分析・評価を行い、慎重な投資判断を行っております。また、投資した後は、当社が指定する格付機関が付与する格付の継続的なモニタリングや時価チェックを実施し、定期的にリスク管理委員会に報告を行っております。
  - ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針  
該当ありません。
  - ニ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称  
当社は、自己資本比率告示に基づき、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額は外部格付準拠方式に基づいて算出しております。外部格付準拠方式を用いることが出来ない場合には、1,250%のリスク・ウェイトを適用しております。
  - ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称  
当社はマーケット・リスク相当額不算入の特例を適用しています。
  - ヘ 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別  
該当ありません。
  - ト 銀行の子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引(銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称  
該当ありません。
  - チ 証券化取引に関する会計方針  
それぞれの金融資産について、金融商品に関する会計基準に従い、会計処理を行っております。
  - リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)  
リスク・ウェイトの判定には、以下の4つの格付機関を適格格付機関として使用しております。  
株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)、S & Pグローバル・レーティング(S&P)
  - ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要  
該当ありません。
  - ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容  
該当ありません。
- 六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項
- イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法(SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。)の名称及び各手法により算定される対象取引の概要  
CVAリスク相当額はデリバティブ取引を対象として「簡便法」により算出しております。
  - ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要(CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。)  
CVA(Credit Valuation Adjustment)リスクとは、デリバティブ取引における取引相手の信用力が悪化した時に、取引の時価評価額を下方調整することで生じる価格変動リスクをいいます。CVAのリスク管理につきましては、CVAリスク相当額を日次でモニタリングしております。なお、四半期毎に取引相手の信用力を考慮した調整をデリバティブの時価評価額に反映しております。CVAリスクに対するヘッジ等は影響度を踏まえて行っておりませんが、当該リスクが拡大する場合につきましては、適切な対応を行うことを予定しております。
  - ハ SA-CVA採用行にあっては、次に掲げる事項  
該当ありません。

七 マーケット・リスクに関する事項  
該当ありません。

八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手順の概要

オペレーショナル・リスクにつきましては、当社の業務の過程、役員及び社員の活動もしくはシステムが不適切であること、機能しないこと又は外生的な事象により損失を被るリスクと定義しております。当社は、統合的リスク管理規程に基づき、オペレーショナル・リスクとして、事務リスク、システムリスク、情報セキュリティリスク、法務コンプライアンスリスク、外部委託リスク、人的リスク、有形資産リスク、その他のオペレーショナル・リスクについて管理することとし、これらに関連して、事務リスク管理規程、システムリスク管理規程、情報セキュリティリスク管理規程、法務コンプライアンスリスク管理規程、外部委託リスク管理規程、人的リスク管理規程、有形資産リスク管理規程を定めております。さらに、オペレーショナル・リスクの総合的な管理をリスク統括部が行い、各種リスクについては専門の管理部署が管理を行っております。

■ オペレーショナル・リスクの管理部署(2025年3月末現在)

オペレーショナル・リスク	事務リスク	業務企画部
	システムリスク	IT統括部
	情報セキュリティリスク	コンプライアンス統括部・IT統括部
	法務コンプライアンスリスク	コンプライアンス統括部
	外部委託リスク	業務企画部
	人的リスク	人事部
	有形資産リスク	総合企画部
	その他のオペレーショナル・リスク	業務企画部

ロ BIの算出方法

BI(事業規模指標)は、自己資本比率告示第305条に基づき算出しております。

ハ ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、自己資本比率告示第306条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

ニ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無  
除外した事業部門はございません。

ホ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無  
除外した特殊損失はございません。

九 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている株式及び自己資本比率告示第七十六条第二項に規定する株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー(以下「出資等又は株式等エクスポージャー」という。)に関するリスク管理の方針及び手順の概要(投資信託及び投資法人に関する法律(1951年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人のうち、不動産に対する投資を目的とするもの(以下「不動産投資法人」という。)への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を含む。)

出資等又は株式等エクスポージャーの保有は決裁権限規程、与信決裁等管理規程に基づき、その目的、金額等によりリスク管理委員会での決裁又は与信合議で決定いたします。  
個別の投資に関するリスクの認識につきましては、投資対象の属性、保有の形態に応じて、VaR方式、純資産方式等で認識を行い、管理いたします。  
なお、会計処理につきましては、会社法、銀行法、企業会計原則、会社会計規則、一般社団法人全国銀行協会通達「銀行業における決算経理要領」、その他一般に公正妥当と認められる基準に従って行っております。  
当社は、BIS規制の信用リスク量の計測について標準的手法を採用しておりますので、重要な出資等ではない株式等エクスポージャーの額に以下の区分に応じてリスク・ウェイトを適用しております。  
① 投機的な非上場株式  
② 上記①に該当しない株式  
不動産投資法人への出資及びこれに類する出資については、株式等エクスポージャーとしてリスク・ウェイトを判定しております。

# バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定性)

## 十 金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。)に関する次に掲げる事項

### イ リスク管理の方針及び手続の概要

自己資本管理規程及び市場リスク管理規程に従って、自己資本比率告示に基づき計算を行っております。金利感応度を有する銀行勘定の資産・負債のリスク管理手続につきましては、リスク管理委員会等で、金利リスク状況の適切な報告が行われるとともに、今後の資産・負債管理方針及びそれらに付随する関連事項についての検討や意思決定が行われております。

### ロ 金利リスクの算定手法の概要

#### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

##### (ア) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、「金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産・負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスク」としております。当行では、金利に感応する資産、負債、オフ・バランス取引を対象としております。

##### (イ) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

金利感応度を有する銀行勘定の資産、負債、オフ・バランス取引のリスク管理手続につきましては、リスク管理委員会等で、金利リスク状況の適切な報告が行われるとともに、今後の資産、負債、オフ・バランス取引管理方針及びそれらに付随する関連事項についての検討や意思決定が行われております。

##### (ウ) 金利リスク計測の頻度

金利リスクについては前営業日を基準日として日次で計測しています。

##### (エ) ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

時価変動リスクの管理を目的として、有価証券及び貸出金に対して金利スワップ取引を活用したヘッジを実施しています。ヘッジ手段の会計上の取扱いにつきましては、ヘッジ会計(個別ヘッジによる繰延ヘッジ)を適用しております。個別ヘッジの一部には金利スワップの特例処理を適用しております。

#### (2) 金利リスクの算定手法の概要

##### (ア) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

###### ① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

2025年3月末基準における流動性預金全体の金利改定平均満期は、2.296年です。

###### ② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金全体の最長の金利改定満期を4.5年としています。

###### ③ 流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提

コア預金の残高及び滞留期間の推計に内部モデルを用いています。

###### ④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

貸出及び定期預金の期限前解約率は、金融庁が定める設定値を使用しています。

###### ⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提

金利リスクの算出に当たり、全通貨を対象としており、集計に当たっては通貨間の相関は考慮せず、保守的な方法により集計しています。なお、重要性の観点より、一部の外国通貨については他の外国通貨に集計して金利リスクを算出しています。

###### ⑥ スプレッドに関する前提

キャッシュ・フロー作成の金利にはスプレッドを含めています。一方で、割引金利についてはリスク・フリーレートを使用しています。

###### ⑦ 内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提 該当事項はありません。

###### ⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

主に貸出金および有価証券の金利リスク量の増加による調達側の金利リスクとの相殺により、下方パラレルシフトにおける $\Delta$ EVEが減少しています。

###### ⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当行の $\Delta$ EVEは、金利リスク管理上、問題ないと認識しています。

##### (イ) 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

###### ① 金利ショックに関する説明

当行では、VaRを用いて金利による時価変動リスク量を算出しています。VaRの算出には、過去2年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。

###### ② 金利リスク計測の前提及びその意味

VaRについては、「ヒストリカル法」を採用し、過去2年間の金利データから算出した変化幅に指数加重移動平均を用いてウェイト付し、その1パーセンタイル値を金利ショックとして使用しています。また、保有期間は20日としています。

(次頁、バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定量)について記載)

# バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項 (定量)

## 定量的な開示事項

当社は、金融庁告示に基づき、国内基準で単体自己資本比率を算出しており、信用リスクにつきましては標準的手法を採用しております。オペレーショナル・リスク相当額につきましては2025年3月末から標準的計測手法を用いて算出しております。

### 一 自己資本の充実度に関する事項

#### イ 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに標準的手法が適用されるポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

ポートフォリオの区分	2025年3月末	
	信用リスクアセットの額	所要自己資本の額
国際開発銀行向け	538	21
地方公共団体金融機構向け	1,541	61
我が国の政府関係機関向け	1,886	75
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	9,771	390
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	3,619	144
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	359,350	14,374
中堅中小企業等向け及び個人向け	134,328	5,373
不動産関連向け	6,001	240
(うちADC向け)	6,001	240
劣後債権及びその他資本性証券等	400	16
株式等	1,861	74
その他	28,486	1,139
証券化	200	8
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	309	12
合計	544,675	21,787

#### ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額

該当ありません。

#### ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

エクスポージャーの区分	2025年3月末	
	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー	309	12

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額  
該当ありません。

### 二 CVAリスク相当額を8%で除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

	2025年3月末	
	CVAリスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本の額
CVAリスク	4,413	353
うちSA-CVA	—	—
うち完全なSA-CVA	—	—
うち限定的なSA-CVA	—	—
うち間便法	4,413	353

#### ホ マーケット・リスクに関する事項

該当ありません。

#### ヘ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びにBI及びBICの額

(単位:百万円)

	2025年3月末
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	41,601
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	3,328
BI	27,734
BIC	3,328

#### ト 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額

(単位:百万円)

2025年3月末	
信用リスク・アセットの額	単体総所要自己資本額
590,690	23,627

### 二 信用リスク (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く) に関する事項

#### イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

#### ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

# バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項 (定量)

## 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 (地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

		2025年3月末				
		有価証券等	貸出金等	デリバティブ等	その他	合計
地域別・業種別	製造業	4,900	8,494	—	5	13,399
	建設業	800	380	—	2	1,182
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,889	3,665	—	6	7,562
	情報通信業	—	15,000	—	21	15,021
	運輸業	8,060	11,803	—	54	19,918
	卸小売業	2,391	9,165	—	7	11,564
	金融保険業	22,844	27,008	6,152	93,599	149,604
	不動産業	1,861	65,390	—	46	67,299
	物品賃貸業	—	9,820	—	1,209	11,029
	各種サービス業	—	336,363	—	319	336,682
	国・地方公共団体	223,577	—	—	543,544	767,122
	その他	408	532,235	—	29,329	561,974
	国内計	268,733	1,019,327	6,152	668,148	1,962,361
海外	52,030	24,106	3,816	5,984	85,937	
合計	320,764	1,043,434	9,969	674,132	2,048,299	
残存期間別	1年以下	79,393	964,068	5,703	671,271	1,720,437
	1年超3年以下	84,443	39,561	1,460	600	126,065
	3年超5年以下	116,711	23,193	158	1,560	141,623
	5年超7年以下	7,370	11,771	40	—	19,181
	7年超	30,559	4,840	2,606	—	38,006
	期間の定めのないもの	2,285	—	—	700	2,985
	合計	320,764	1,043,434	9,969	674,132	2,048,299

ハ 延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳  
該当ありません。

ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

### 一般貸倒引当金期末残高 (単位:百万円)

2025年3月末		2024年3月末比
891		89

### 個別貸倒引当金期末残高 (地域別・業種別) (単位:百万円)

		2025年3月末	
			2024年3月末比
その他	—	—	△ 288
国内計	—	—	△ 288
海外	—	—	—
合計	—	—	△ 288

特定海外債権引当勘定は該当ありません。

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額  
該当ありません。

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの内訳について、ポートフォリオ区分ごとの内訳

(単位:百万円)

項目	2025年3月末					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値
	オンバランス	オフバランス	オンバランス	オフバランス		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	631,255	—	631,255	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	35,853	—	35,853	—	—	0%
我が国の地方公共団体向け	135,867	—	135,867	—	—	0%
国際開発銀行向け	2,691	—	2,691	—	538	20%
地方公共団体金融機構向け	8,805	—	8,805	—	1,541	18%
我が国の政府関係機関向け	14,721	—	14,721	—	1,886	13%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	99,821	43,875	32,933	40,635	9,771	13%
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	73,922	5,400	10,871	2,160	3,619	28%
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	886,466	328,350	369,722	22,129	359,350	92%
中堅中小企業等向け及び個人向け	173,255	74,633	172,250	6,866	134,328	75%
不動産関連向け	4,000	—	4,000	—	6,001	150%
(うちADC向け)	4,000	—	4,000	—	6,001	150%
劣後債権及びその他資本性証券等	400	—	400	—	400	100%
株式等	1,861	—	1,861	—	1,861	100%
合計	1,994,999	446,859	1,410,362	69,631	515,679	35%

ト 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、ポートフォリオ区分ごとのエクスポージャーの額ならびにリスク・ウェイト区分ごとの内訳

(単位:百万円)

項目	2025年3月末										
	CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー										合計
	0%	10%	20%	30%	50%	75%	100%	150%	250%	その他	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	631,255	—	—	—	—	—	—	—	—	—	631,255
外国の中央政府及び中央銀行向け	35,853	—	—	—	—	—	—	—	—	—	35,853
我が国の地方公共団体向け	135,867	—	—	—	—	—	—	—	—	—	135,867
国際開発銀行向け	—	—	2,691	—	—	—	—	—	—	—	2,691
地方公共団体金融機構向け	—	2,199	6,605	—	—	—	—	—	—	—	8,805
我が国の政府関係機関向け	—	10,575	4,145	—	—	—	—	—	—	—	14,721
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	38,475	—	12,579	19,894	2,256	—	280	82	—	—	73,568
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	3,086	8,074	1,871	—	—	—	—	—	13,031
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	1,201	550	27,248	—	17,657	16,589	320,659	7,943	—	—	391,851
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	20	—	179,096	—	—	—	—	179,116
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	4,000	—	—	4,000
(うちADC向け)	—	—	—	—	—	—	—	4,000	—	—	4,000
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	400	—	—	400
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	1,861	—	1,861

「劣後債権及びその他資本性証券等」および「株式等」については、経過措置に応じた実際のリスク・ウェイトの区分ではなく、完全実施ベースに応じたリスク・ウェイトの区分にて記載しております。

# バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定量)

チ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

リスク・ウェイトの区分	2025年3月末			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値	CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	955,388	43,925	93%	929,164
40%～70%	18,154	4,400	40%	19,914
75%	189,844	73,607	10%	195,686
90%～100%	791,672	323,950	10%	320,939
150%	38,077	976	10%	12,427
250%	1,861	—	—	1,861
合計	1,994,999	446,859	19%	1,479,993

「劣後債権及びその他資本性証券等」および「株式等」については、経過措置に応じた実際のリスク・ウェイトの区分ではなく、完全実施ベースに応じたリスク・ウェイトの区分にて記載しております。

リ 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び第五項並びに第百六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高  
該当ありません。

ヌ 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項  
該当ありません。

ル 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析  
該当ありません。

ロ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推定値と実績値の対比  
該当ありません。

## 三 信用リスク削減手法に関する事項

イ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて適格金融資産担保による信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額

(単位:百万円)

2025年3月末
514,504

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額

標準的手法が適用されるポートフォリオについて保証が適用されたエクスポージャーの額は8,426百万円であります。上記は置き換え方式により算出しております。

## 四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2025年3月末		
	正の値のグロス再構築コストの額	グロスのアドオンの額	与信相当額
グロスの額(信用リスク削減手法の効果勘案前)	16,223	13,348	29,571
派生商品取引	16,223	13,348	29,571
外国為替関連取引	11,146	7,381	18,528
金利関連取引	5,077	5,966	11,043
長期決済期間取引	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果	△ 13,428	△ 6,173	△ 19,602
ネットの額(信用リスク削減手法の効果勘案前)			9,969
担保(適格金融資産担保)の額			1,192
現金及び自行預金			109
債券			1,083
ネットの額(信用リスク削減手法の効果勘案後)			8,776

(注1) 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しております。

(注2) クレジット・デリバティブ取引は該当ありません。

# バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項 (定量)

## 五 証券化エクスポージャーに関する事項

イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項  
該当ありません。

ロ 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
(再証券化エクスポージャーについて区別して記載)

(単位:百万円)

原資産の種類	エクスポージャーの額	
	2025年3月末	
	うち、再証券化の額	
カード・クレジット債権	1,000	—
合計	1,000	—

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額  
(再証券化エクスポージャーについて区別して記載)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト	2025年3月末			
	残高		所要自己資本の額	
	うち、再証券化の額		うち、再証券化の額	
20%	1,000	—	8	—
合計	1,000	—	8	—

(3) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ありません。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳  
該当ありません。

ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項  
該当ありません。

ニ 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項  
該当ありません。

## 五の二 CVAリスクに関する事項

BA-CVAやSA-CVAは用いておりません。

## 六 マーケット・リスクに関する事項

該当ありません。

## 七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

2025年3月末	
貸借対照表計上額	1,861
うち上場株式等エクスポージャー	—
うちそれ以外	1,861

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額  
該当ありません。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない時価損益の額  
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない時価損益の額は、289百万円であります。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない時価損益の額  
該当ありません。

## 八 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、エクスポージャーの区分ごとの額

(単位:百万円)

エクスポージャーの区分	2025年3月末の額
自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー	24

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額  
該当ありません。

## 九 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		2024年3月末	2025年3月末	2024年3月末	2025年3月末
1	上方パラレルシフト	2,437	1,219	6,355	3,593
2	下方パラレルシフト	7,001	4,106	△2,028	546
3	スティープ化	0	0		
4	フラット化	1,793	864		
5	短期金利上昇	1,827	883		
6	短期金利低下	2,487	1,590		
7	最大値	7,001	4,106	6,355	3,593
		ホ		ヘ	
		2024年3月末		2025年3月末	
8	自己資本の額	90,226		86,571	

十 内部格付手法と標準的手法の比較に関する事項  
該当ありません

十一 期待エクスポージャー方式(自己資本比率告示第七十九条の三に定めるところにより与信相当額を算出することをいう)とSA-CCRの比較に関する事項  
該当ありません

十二 内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する事項  
該当ありません

# バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定性)

## 定性的な開示事項(2024年3月末)

- 一 自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。)の概要

当社におきまして、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」である金融庁告示第十九号(以下「自己資本比率告示」という。)第四十条で定められている普通株式を中心に自己資本の充実を図っており、普通株式による自己資本調達のほかは、毎年の利益の一部から利益準備金もしくはその他利益剰余金を積み立てております。

- 二 自己資本充実度に関する評価方法の概要

信用リスク及びオペレーショナル・リスクについては、自己資本比率告示に基づき、リスクアセット額に8%を乗じた額と自己資本の額との対比を行い、自己資本の充実度の評価を行っております。

自己資本比率告示に基づくBIS規制で単体自己資本比率を計測する際の評価方法は、信用リスクにつきましては、標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額につきましては、粗利益配分手法を採用しております。リスク資本につきましては、規制資本(コア資本)との対比を踏まえた予算化を行った上、月次で実績をモニタリングし、規制資本(コア資本)との対比とをあわせて、毎月のリスク管理委員会等で報告しております。現在の自己資本の充実度につきましては、十分な水準にあるものと認識しております。

- 三 信用リスクに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及び手続の概要

当社は、信用リスク管理方針及び信用リスク管理規程、与信決裁等管理規程、担保規程等に基づき、厳格な与信審査、与信管理を行い、リスク分散、ポートフォリオ分散に留意し、オン・バランス取引及びオフ・バランス取引を統合的に管理し、適切に信用リスク管理を行っております。ポートフォリオ分散につきましては、毎月のリスク管理委員会等に報告し、そのリスク分散の状況について検証しております。

- (1) 信用格付制度

信用格付は、与信先の財務情報を利用して格付モデルによるスコアリングを実施し、さらに債務履行の確実性に影響を与える可能性のある経営リスク、法務リスク等の定性面や外部格付、関連先の信用状況等、入手可能かつ重要な最新の情報を活用して決定され、20段階に区分しております。

審査にあたっては、信用格付をベースに、金融機関の有する公共的・社会的使命を十分考慮しながら銀行の資産の健全性を保持すべく、信用リスク管理を厳正に行っております。

- (2) エクスポート(与信額)管理

信用供与先ごと及び信用供与先のグループごとのエクスポートの把握を信用リスク管理の原点として、貸出に限らず他のオン・バランス項目、オフ・バランス項目を総合的に一元管理しております。オフ・バランス取引についてはカレント・エクスポート方式によるモニタリングを実施しております。これらをベースに、過去の信用格付別のデフォルト率等を計量的に分析し、信用リスク量の計測やモニタリングを行っております。

- (3) 自己査定

与信にかかわる資産の自己査定は、金融庁の「金融検査マニュアル」(2019年12月18日廃止)等を踏まえた資産査定規程に基づき、信用格付とリンクした債務者区分をベースに、厳正な債権の分類による自己査定を実施しております。

- (4) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、貸倒償却・引当要領に則り、次のとおり計上いたします。

債務者区分が正常先及び要注意先に対する債権につきましては、一定の種類毎に分類し、当社基準に定めた外部格付機関により査定基準日直前に公表された累積デフォルト率に基づき計上しております。また、一部の債務者については、内部格付モデルにより格付評価を行い、マクロ経済シナリオ等に基づく予想損失額を計上しております。

債務者区分が破綻懸念先に対する債権につきましては、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

債務者区分が実質破綻先及び破綻先に対する債権につきましては、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

- ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

- (1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等(適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。)の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。)

リスク・ウェイトの判定に当たり、当社は、すべてのエクスポートにおいて、以下の4つの格付機関を適格格付機関として使用しております。

株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)、S & Pグローバル・レーティング(S&P)

- (2) エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に当たり、当社は、すべてのエクスポートにおいて、以下の4つの格付機関を適格格付機関として使用しております。

株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)、S & Pグローバル・レーティング(S&P)

- 四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当社は、リスク管理の観点から、取引相手の信用リスクを削減するため、担保・保証等による保全を行っております。当社は、自己資本比率告示に基づき、①適格金融資産担保、②保証又はクレジット・デリバティブ、③貸出金と自行預金との相殺を採用しております。

当社が金融資産を貸出金などの債権等の担保としている場合は、担保でカバーされている部分を調整した上で控除する包括的手法により信用リスク削減効果を反映させております。適格金融資産は、現金、自行預金、国債等ソブリン(政府、中央銀行、公共部門)が発行する債券、発行者の外部格付がBBB-以上の債券、上場株式、投資信託等であります。保証、クレジット・デリバティブの場合は、債務者のリスク・ウェイトを、保証人やプロテクションの提供者のリスク・ウェイトに置き換える置換え方式により信用リスク削減効果を反映させております。適格な保証人、プロテクション提供者は、中央政府、日本の地方公共団体・政府関係機関、外国の公共部門、国際開発銀行、銀行・証券会社等で原債務者より低いリスク・ウェイトのもの、及び適格格付機関が格付を付与しているものとしております。

貸出金と自行預金の相殺を用いるにあたっては、貸出金と自行預金の相殺が法的に有効であること、同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自行預金をいつでも特定できること、自行預金が継続されないリスクが監視・管理されていること、相殺後の額が監視・管理されていることを満たすようにしております。

- 五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引(デリバティブ取引)の場合、取引相手に対する信用リスクに係る信用リスク・アセット額は、与信相当額にリスク・ウェイトを掛けて算出しております。当社は、カレント・エクスポート方式により、与信相当額を算出しております。

- (1) 担保による保全及び引当金の算定方針

取引先の信用力に応じて適切な保全措置を行っております。一部の取引相手とはISDA Credit Support Annex(CSA)等を締結しております。引当金については、債権に準じて、取引先の信用力に応じて、クレジットリザーブを算出しております。

- (2) 当社の信用力悪化により担保を追加的に提供する可能性

ISDA Credit Support Annex(CSA)等を締結する取引においては、当社の格付低下等の信用力悪化によって追加的に担保を取引相手に提供する義務が発生するものがあります。

- 六 証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当社は、「投資家」として証券化商品への投資を行っており、「オリジネーター」もしくは「サービサー」として証券化取引は行っておりません。

当社が、「投資家」として関わる場合は、リスク管理委員会において投資方針と投資商品のリスク内容を分析した上で、毎期投資上限を定めることとしております。また、新しい投資商品や運用手法への投資を検討する場合は、新規商品等検討委員会、リスク管理委員会において協議した上で投資を行う態勢としております。

当社は貸付債権、リース債権等を裏付けとした証券化商品への投資を行っており、保有する証券化商品に関連した信用リスク及び金利リスクを有しておりますが、これは、貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的に変わりません。また、裏付資産の格付やデフォルト率の変化等により時価が変動するリスクを有しております。

# バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定性)

- 自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで(自己資本比率告示第三百二条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要  
個別銘柄への投資にあたっては、裏付資産等の内容・分散度合い、優先劣後構造等スキームの内容を十分に分析・評価を行い、慎重な投資判断を行っております。また、投資した後は、当社が指定する格付機関が付与する格付の継続的なモニタリングや時価チェックを実施し、定期的にリスク管理委員会に報告を行っております。
- ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針  
該当ありません。
- ニ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称  
当社は、自己資本比率告示に基づき、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額は外部格付準拠方式に基づいて算出しております。外部格付準拠方式を用いることが出来ない場合には、1,250%のリスク・ウェイトを適用しております。
- ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称  
当社はマーケット・リスク相当額不算入の特例を適用しています。
- ヘ 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別  
該当ありません。
- ト 銀行の子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引(銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称  
該当ありません。
- チ 証券化取引に関する会計方針  
それぞれの金融資産について、金融商品に関する会計基準に従い、会計処理を行っております。
- リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)  
リスク・ウェイトの判定には、以下の4つの格付機関を適格格付機関として使用しております。  
株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)、S & Pグローバル・レーティング(S&P)
- ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要  
該当ありません。
- ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容  
該当ありません。
- 七 マーケット・リスクに関する事項  
該当ありません。
- 八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

  - イ リスク管理の方針及び手続の概要  
オペレーショナル・リスクにつきましては、当社の業務の過程、役員及び社員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクと定義しております。当社は、統合的リスク管理規程に基づき、オペレーショナル・リスクとして、事務リスク、システムリスク、情報セキュリティリスク、法務コンプライアンスリスク、外部委託リスク、人的リスク、有形資産リスク、その他のオペレーショナル・リスクについて管理することとし、これらに関連して、事務リスク管理規程、システムリスク管理規程、情報セキュリティリスク管理規程、法務コンプライアンスリスク管理規程、外部委託リスク管理規程、人的リスク管理規程、有形資産リスク管理規程を定めております。  
さらに、オペレーショナル・リスクの総合的な管理をリスク統括部が行い、各種リスクについては専門の管理部署が管理を行っております。

## ■ オペレーショナル・リスクの管理部署(2024年3月末現在)

オペレーショナル・リスク	事務リスク	業務企画部
	システムリスク	IT 統括部
	情報セキュリティリスク	コンプライアンス統括部・IT 統括部
	法務コンプライアンスリスク	コンプライアンス統括部
	外部委託リスク	業務企画部
	人的リスク	人事総務部
	有形資産リスク	人事総務部
	その他のオペレーショナル・リスク	業務企画部

- オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称  
当社は、BIS規制のオペレーショナル・リスク相当額の計測につきましては、2011年3月期から粗利益配分手法を採用しております。自己資本比率告示に基づき、1年間の粗利益(業務粗利益から国債等債券売却益及び国債等債券償還益を除き、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却及び役員等費用を加えたもの)を8つの業務区分に配分した上で、当該業務区分に応じて定められた掛目(12%~18%)を乗じて得た額(なお、当該8つの業務区分に配分できない業務の粗利益には、18%の掛目を乗ずる)を、すべての業務区分について合計して得た額の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額としております。
- 九 銀行勘定における銀行法施行令(1982年政令第四十号)第四条第六項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー(以下「出資等」という。)又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要  
出資等及び株式等エクスポージャーの保有は決裁権限規程、与信決裁等管理規程に基づき、その目的、金額等によりリスク管理委員会での決裁又は与信合議で決定いたします。  
個別の投資に関するリスクの認識につきましては、投資対象の属性、保有の形態に応じて、VaR方式、純資産方式等で認識を行い、管理いたします。  
なお、会計処理につきましては、会社法、銀行法、企業会計原則、会社会計規則、一般社団法人全国銀行協会通達「銀行業における決算経理要領」、その他一般に公正妥当と認められる基準に従って行っております。  
当社は、BIS規制の信用リスク量の計測について標準的手法を採用しておりますので、重要な出資等ではない株式等エクスポージャーの額に100%のリスク・ウェイトを適用しております。
- 十 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

  - イ リスク管理の方針及び手続の概要  
自己資本管理規程及び市場リスク管理規程に従って、自己資本比率告示に基づき計算を行っております。金利感応度を有する銀行勘定の資産・負債のリスク管理手続につきましては、リスク管理委員会等で、金利リスク状況の適切な報告が行われるとともに、今後の資産・負債管理方針及びそれらに付随する関連事項についての検討や意思決定が行われております。
  - ロ 金利リスクの算定手法の概要
    - (1) リスク管理の方針及び手続の概要
      - (ア) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明  
金利リスクとは、「金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産・負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスク」としております。  
当行では、金利に感応する資産、負債、オフ・バランス取引を対象としております。
      - (イ) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明  
金利感応度を有する銀行勘定の資産、負債、オフ・バランス取引のリスク管理手続につきましては、リスク管理委員会等で、金利リスク状況の適切な報告が行われるとともに、今後の資産、負債、オフ・バランス取引管理方針及びそれらに付随する関連事項についての検討や意思決定が行われております。
      - (ウ) 金利リスク計測の頻度  
金利リスクについては前営業日を基準日として日次で計測しています。

## バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定性)

### (エ) ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

時価変動リスクの管理を目的として、有価証券及び貸出金に対して金利スワップ取引を活用したヘッジを実施しています。ヘッジ手段の会計上の取扱いにつきましては、ヘッジ会計(包括ヘッジ及び個別ヘッジによる繰延ヘッジ)を適用しております。個別ヘッジの一部には金利スワップの特例処理を適用しております。

(次頁、バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定量)について記載)

### (2) 金利リスクの算定手法の概要

#### (ア) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- ① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期  
2024年3月末基準における流動性預金全体の金利改定平均満期は、1.777年です。
- ② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性預金全体の最長の金利改定満期を4.5年としています。
- ③ 流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提  
コア預金の残高及び滞留期間の推計に内部モデルを用いています。
- ④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提  
貸出及び定期預金の期限前解約率は、金融庁が定める設定値を使用しています。
- ⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提  
金利リスクの算出に当たり、全通貨を対象としており、集計に当たっては通貨間の相関は考慮せず、保守的な方法により集計しています。なお、重要性の観点より、一部の外国通貨については他の外国通貨に集計して金利リスクを算出しています。
- ⑥ スプレッドに関する前提  
キャッシュ・フロー作成の金利にはスプレッドを含めています。一方で、割引金利についてはリスク・フリーレートを使用しています。
- ⑦ 内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
該当事項はありません。
- ⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
主に有価証券の金利リスク量の減少及び流動性預金の金利リスク量の増加により、下方パラレルシフトにおける $\Delta$ EVEが増加しています。
- ⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
当行の $\Delta$ EVEは、金利リスク管理上、問題ないと認識しています。

#### (イ) 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- ① 金利ショックに関する説明  
当行では、VaRを用いて金利による時価変動リスク量を算出しています。VaRの算出には、過去2年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。
- ② 金利リスク計測の前提及びその意味  
VaRについては、「ヒストリカル法」を採用し、過去2年間の金利データから算出した変化幅に指数加重移動平均を用いてウェイト付し、その1パーセンタイル値を金利ショックとして使用しています。また、保有期間は20日としています。

# バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項 (定量)

## 定量的な開示事項 (2024年3月末)

当社は、金融庁告示に基づき、国内基準で単体自己資本比率を算出しており、信用リスクにつきましては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額につきましては粗利益配分手法を採用しております。

### 一 自己資本の充実度に関する事項

#### イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及び標準的手法が適用されるポートフォリオの区分ごとの内訳

ポートフォリオの区分		所要自己資本の額 2024年3月末
標準的手法	外国の中央政府及び中央銀行向け	—
	国際開発銀行向け	21
	地方公共団体金融機構向け	67
	我が国の政府関係機関向け	134
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	219
	法人等向け	9,987
	中小企業等向け及び個人向け	4,269
	不動産取得等事業向け	719
	その他	908
	証券化	11
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		9
CVAリスク相当額		201
合計		16,550

#### ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

該当ありません。

#### ハ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対するエクスポージャーの区分ごとの所要自己資本の額

エクスポージャーの区分	所要自己資本の額 2024年3月末
自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー	9

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額  
該当ありません。

### 二 マーケット・リスクに対する所要自己資本の額

該当ありません。

### ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

粗利益配分手法	2024年3月末
	3,702

### ヘ 単体総所要自己資本額

単体総所要自己資本額	2024年3月末
	18,301

## 二 信用リスク (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く) に関する事項

### イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

### ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

#### ■ 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 (地域別・業種別・残存期間別)

		2024年3月末				
		有価証券等	貸出金等	デリバティブ等	その他	合計
地域別・業種別	製造業	8,458	4,417	—	9	12,885
	建設業	1,300	380	—	1	1,681
	電気・ガス・熱供給・水道業	6,612	3,744	—	9	10,366
	情報通信業	—	15,000	—	21	15,021
	運輸業	24,191	11,903	—	82	36,178
	卸小売業	6,972	9,420	—	50	16,443
	金融保険業	27,935	29,388	7,165	236,821	301,311
	不動産業	2,865	62,029	—	29	64,924
	物品賃貸業	400	10,700	—	612	11,712
	各種サービス業	—	301,774	—	127	301,902
	国・地方公共団体	166,901	—	—	795,101	962,003
	その他	645	430,561	—	34,921	466,128
	国内 計	246,283	879,319	7,165	1,067,788	2,200,557
	海外	58,454	33,316	798	8,985	101,555
合計	304,737	912,636	7,964	1,076,774	2,302,113	
残存期間別	1年以下	67,230	803,782	5,226	1,073,148	1,949,387
	1年超3年以下	151,667	42,459	1,010	1,950	197,087
	3年超5年以下	42,894	36,329	423	750	80,397
	5年超7年以下	8,252	16,431	72	—	24,756
	7年超	32,169	13,633	1,231	—	47,035
	期間の定めのないもの	2,522	—	—	926	3,448
合計	304,737	912,636	7,964	1,076,774	2,302,113	

### ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

該当ありません。

# バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定量)

## 二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

■ 一般貸倒引当金期末残高 (単位:百万円)

2024年3月末		2023年3月末比
802		△ 347

■ 個別貸倒引当金期末残高 (地域別・業種別) (単位:百万円)

	2024年3月末		2023年3月末比
製造業	—		—
その他	288		—
国内 計	288		—
海外	—		—
合計	288		—

特定海外債権引当勘定は該当ありません。

## ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

該当ありません。

## ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに金融庁告示第十九号(以下「自己資本比率告示」という。)第七十九条の五第二項第二号、第七十七号の二第二項第二号、第二百四十八号(自己資本比率告示第二百五条及び第二百二十七条において準用する場合に限る。)並びに第二百四十八号の四第一項第一号及び第二号(自己資本比率告示第二百五条及び第二百二十七条において準用する場合に限る。)の規定により二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(単位:百万円)

リスク・ウェイト	2024年3月末	
	格付あり	格付なし
0%	1,159,149	57,500
10%	23,184	—
20%	70,332	588
50%	42,761	—
70%	—	—
75%	—	142,318
100%	36,739	227,083
1250%	—	18
上記以外	—	—

\*自己資本比率告示及び「自己資本比率規制に関するQ&A」(2006年3月31日金融庁公表)に基づきまして、「ローン・パーティシペーション」のエクスポージャーに関するリスク・ウェイトは、原債務者と原債権者それぞれのリスク・ウェイトを合算したリスク・ウェイトとしております。

上記の表中、70%の項目は50%のリスク・ウェイトと20%のリスク・ウェイトを合算しております。

\*「上記以外」には、ルックスルー方式により信用リスク・アセットを計測するファンド等が一部含まれております。

## ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び第五項並びに第百六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

該当ありません。

## チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項

該当ありません。

## リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

該当ありません。

## ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推定値と実績値の対比

該当ありません。

## 三 信用リスク削減手法に関する事項

## イ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて適格金融資産担保による信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額

(単位:百万円)

2024年3月末
509,396

## ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額

標準的手法が適用されるポートフォリオについて保証が適用されたエクスポージャーの額は2024年3月末は14,130百万円であり、

上記は置き換え方式により算出しております。

## 四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2024年3月末		
	正の値のグロス再構築コストの額	グロスのアドオンの額	与信相当額
グロスの額(信用リスク削減手法の効果勘案前)	15,517	10,784	26,302
派生商品取引	15,517	10,784	26,302
外国為替関連取引	11,768	5,191	16,960
金利関連取引	3,749	5,593	9,342
長期決済期間取引	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果	△ 12,839	△ 5,499	△ 18,338
ネットの額(信用リスク削減手法の効果勘案前)			7,964
担保(適格金融資産担保)の額			328
現金及び自行預金			248
債券			80
ネットの額(信用リスク削減手法の効果勘案後)			7,635

(注1) 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しております。

(注2) クレジット・デリバティブ取引は該当ありません。

# バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定量)

## 五 証券化エクスポージャーに関する事項

イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項  
該当ありません。

ロ 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
(再証券化エクスポージャーについて区別して記載)

(単位:百万円)

原資産の種類	エクスポージャーの額	
	2024年3月末	
	うち、再証券化の額	
カード・クレジット債権	1,000	—
貸付債権等	460	—
リース債権	—	—
合計	1,460	—

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額  
(再証券化エクスポージャーについて区別して記載)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト	2024年3月末			
	残高		所要自己資本の額	
	うち、再証券化の額		うち、再証券化の額	
20%	1,460	—	11	—
合計	1,460	—	11	—

(3) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ありません。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳  
該当ありません。

ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項  
該当ありません。

ニ 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項  
該当ありません。

六 マーケット・リスクに関する事項  
該当ありません。

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項  
該当ありません。

## 八 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、エクスポージャーの区分ごとの額

(単位:百万円)

エクスポージャーの区分	2024年3月末の額
自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー	18

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額  
該当ありません。

## 九 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項番		金利リスク			
		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		2023年3月末	2024年3月末	2023年3月末	2024年3月末
1	上方平行シフト	4,123	2,437	5,385	6,355
2	下方平行シフト	5,942	7,001	△2,150	△2,028
3	スティープ化	3	0		
4	フラット化	1,663	1,793		
5	短期金利上昇	2,639	1,827		
6	短期金利低下	2,220	2,487		
7	最大値	5,942	7,001	5,385	6,355
		ホ		ヘ	
		2023年3月末		2024年3月末	
8	自己資本の額	90,317		90,226	

# 法定開示項目一覧

## 業務及び財産の状況に関する事項 銀行法施行規則第十九条の二

- 一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項
  - イ 経営の組織 ..... 30
  - ロ 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項
    - (1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称) ..... 表紙裏
    - (2) 各株主の持株数 ..... 表紙裏
    - (3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合 ..... 表紙裏
- ハ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社において取締役、指名委員会等設置会社において取締役及び執行役)の氏名及び役職名 ..... 31
- 二 会計参与設置会社においては、会計参与の氏名又は名称 ..... 該当なし
- ホ 会計監査人の氏名又は名称 ..... 35
- ヘ 営業所の名称及び所在地 ..... 表紙裏
- ト 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項
  - (1) 当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名 ..... 34
  - (2) 当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称 ..... 34
- チ 外国における法第二条第十四項各号に掲げる行為の受託者に関する次に掲げる事項
  - (1) 当該受託者の商号、名称又は氏名 ..... 該当なし
  - (2) 当該受託者が当該銀行のために法第二条第十四項各号に掲げる行為を行う営業所又は事務所の名称 ..... 該当なし
- 二 銀行の主要な業務の内容(信託業務の内容を含む。) ..... 32
- 三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
  - イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況 ..... 14～17
  - ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項((13)から(18)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)
    - (1) 経常収益 ..... 14
    - (2) 経常利益又は経常損失 ..... 14
    - (3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失 ..... 14
    - (4) 資本金及び発行済株式の総数 ..... 14
    - (5) 純資産額 ..... 14
    - (6) 総資産額 ..... 14
    - (7) 預金残高 ..... 14
    - (8) 貸出金残高 ..... 14
    - (9) 有価証券残高 ..... 14
    - (10) 単体自己資本比率 ..... 14
    - (11) 配当性向 ..... 14
    - (12) 従業員数 ..... 14
    - (13) 信託報酬 ..... 14
    - (14) 信託勘定貸出金残高 ..... 14
    - (15) 信託勘定有価証券残高((18)に掲げる事項を除く。) ..... 14
    - (16) 信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第四項に規定する履行保証電子決済手段をいう。)残高 ..... 該当なし
    - (17) 信託勘定暗号資産(資金決済に関する法律第二条第十四項に規程する暗号資産をいう。第五号へ(5)において同じ。)残高及び履行保証暗号資産(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第五項に規定する履行保証暗号資産をいう。)残高 ..... 該当なし

- (18) 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等(金融商品取引業等に関する内閣府令第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。)残高 ..... 該当なし
- (19) 信託財産額 ..... 14
- ハ 直近の二中間事業年度又は二事業年度における業務の状況を示す指標として別表第一に掲げる事項別表第一
  - 【主要な業務の状況を示す指標】
    - (1) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益、及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。) ..... 14,58,80
    - (2) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支 ..... 58
    - (3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや ..... 58,80
    - (4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減 ..... 59
    - (5) 総資産経常利益率及び資本経常利益率 ..... 80
    - (6) 総資産中間純利益率及び資本中間純利益率又は総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 ..... 80
  - 【預金に関する指標】
    - (1) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 ..... 63
    - (2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高 ..... 64
  - 【貸出金等に関する指標】
    - (1) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 ..... 65
    - (2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高 ..... 65
    - (3) 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び支払承諾見返額 ..... 66
    - (4) 用途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高 ..... 66
    - (5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 ..... 67
    - (6) 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 ..... 67
    - (7) 特定海外債権残高の五パーセント以上を占める国別の残高 ..... 該当なし
    - (8) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値 ..... 80
  - 【有価証券に関する指標】
    - (1) 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高(銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。) ..... 該当なし
    - (2) 有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。)の残存期間別の残高 ..... 69
    - (3) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。)の平均残高 ..... 71
    - (4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値 ..... 80

## 【信託業務に関する指標】

- (1) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第八号の七の信託財産残高表(注記事項を含む。) ..... 76
- (2) 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託(以下「金銭信託等」という。)の受託残高 ..... 76
- (3) 元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)の種類別の受託残高 ..... 77
- (4) 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高 ..... 77
- (5) 金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券、電子決済手段及び暗号資産の区分ごとの運用残高 ..... 79
- (6) 金銭信託等に係る貸出金の科目別(証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。)の残高 ..... 78
- (7) 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高 ..... 78
- (8) 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。)の金銭信託等に係る貸出金残高 ..... 78
- (9) 用途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の金銭信託等に係る貸出金残高 ..... 79
- (10) 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 ..... 78
- (11) 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 ..... 79
- (12) 金銭信託等に係る有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。)の残高 ..... 77
- (13) 電子決済手段の種類別の残高 ..... 該当なし
- (14) 暗号資産の種類別の残高 ..... 該当なし
- 四 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項
  - イ リスク管理の体制 ..... 22～26
  - ロ 法令遵守の体制 ..... 20～21
  - ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 ..... 28
- 二 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第十二条の三 第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定銀行業務紛争解決機関の商号又は名称 ..... 31
- 五 銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
  - イ 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書 ..... 36～57
  - ロ 銀行の有する債権のうち次に掲げるものの額及び
    - (1) から(4)までに掲げるものの合計額
      - (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ..... 68
      - (2) 危険債権 ..... 68
      - (3) 三月以上延滞債権 ..... 68
      - (4) 貸出条件緩和債権 ..... 68
      - (5) 正常債権 ..... 68
- ハ 元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再

- 信託された信託を含む。)に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額 ..... 77
- 二 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 ..... 17,84～111
- ホ 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項(二に掲げる事項を除く。) ..... 海外拠点を有しないため対象外
- ヘ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
  - (1) 有価証券 ..... 72～73
  - (2) 金銭の信託 ..... 該当なし
  - (3) 第十三条の三第一項第五号イからホまでに掲げる取引 ..... 74～75
  - (4) 電子決済手段 ..... 該当なし
  - (5) 暗号資産 ..... 該当なし
- ト 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ..... 68
- チ 貸出金償却の額 ..... 68
- リ 法第二十条第一項の規定により作成した書面(同条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。)について会社法第三百九十六条第一項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 ..... 35
- ヌ 銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 ..... 該当なし
- ル 単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨 ..... 該当なし
- 六 報酬等に関する事項であって、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの ..... 82～83
- 七 事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容 ..... 該当なし

## 資産の査定に関する事項

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条)

- (1) 正常債権 ..... 68
- (2) 要管理債権 ..... 68
- (3) 危険債権 ..... 68
- (4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ..... 68

## バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項

(2014年2月18日 金融庁告示第七号) ..... 84～111

本誌は銀行法第21条等の法令に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

2025年7月発行  
野村信託銀行株式会社 総合企画部  
〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
TEL.03-5202-1600(大代表)